

平成24年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成24年6月20日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一成	4番	河村 孝弘
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	堀 武
9番	山田 隆義	10番	松野 藤四郎
11番	広瀬 捨男	12番	若井 千尋
13番	清水 治	14番	広瀬 武雄
15番	若園 五朗	16番	広瀬 時男
17番	小川 勝範	18番	星川 睦枝
19番	藤橋 礼治		

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	奥田 尚道
教育長	横山 博信	企画部長	森 和之
総務部長	早瀬 俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田 薫
福祉部長	宇野 睦子	都市整備部長	福富 保文
調整監	白河 忠良	環境水道部長	弘岡 敏
会計管理者	宇野 清隆	教育次長	高田 敏朗

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮 康弘	書記	伊藤 巧
--------	-------	----	------

書 記 今 木 浩 靖

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元の配付のとおりでございます。

なお、傍聴の皆様方、大変早朝から御苦労さまでございました。よろしく願いいたします。

日程第 1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

5 番 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号 5 番、新生クラブ、庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日の質問テーマを今までの事業と今後についてとし、23年度を検証し、よりよいまちづくりとなるよう、無理・無駄のあるような事業や施策はなかったのか、一步ずつ着実に行政運営を進めなければならない。それは堀市長の所信表明の中にも触れられたように、ギリシャの経済危機については最悪な状況は免れたようである。しかし、国政では社会保障と税の一体改革や消費税引き上げなど、先行きが不透明であり、国の動向が見えない状況であると述べられております。

瑞穂市では、厳しい市政運営の中でも取り組まなければならない山積した課題を弾力的に対応しつつ、着実に進めていかなければならないものでありますと述べられました。その山積した問題がある中でも、瑞穂市がしっかりとした力を持ち、自主運営ができるような志を持たないと、今後の夢と希望をはぐくむまちづくりは厳しいものではないでしょうか。なので、質問テーマを今までの事業と今後についてといたしました。

本日の質問は 4 点、住民生活に光をそそぐ交付金について、市税等収納対策推進プロジェクトチームについて、固定資産税について、電力不足による瑞穂市の取り組みについてです。

以降は、質問席よりさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

住民生活に光をそそぐ交付金については、平成22年10月 8 日閣議決定において、新たな交付金を創設し、これまで住民生活にとって大事な部分である消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みで支援するとされたことを踏まえ、平成22年補正予算において、地域活性化交付金の住民生活に光をそそぐ交付金が創設さ

れました。

この住民生活に光をそそぐ交付金について国の要綱によれば、この交付金の趣旨は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分に当てられてこなかった分野について、地域活性化等の速やかな着実な実施を図ることとされております。具体的には地方消費者行政、DV対策、自殺予防等弱者対策、自立支援及び知の地域づくりが示されております。

瑞穂市でも平成22年度は臨時議会が多く開催され、大変短い期間で計画され、議会提案しなければならないような、よく言われるばらまき交付金となってしまったのではないだろうか。しかし、平成23年第2回瑞穂市定例会において、地域活性化交付金（きめ細かな交付金）事業、光をそそぐ交付金事業について、平成22年度繰越明許として平成23年度繰り越されたが、どのように執行され、この交付金は今後うまく生きた交付金としなければならない。

そこで質問です。交付金の事業内容と予算についてですが、多くの事業がありますが、平成23年度へ繰り越した繰越明許費についてお伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 庄田議員の住民生活に光をそそぐ交付金についての御質問にお答えをいたします。

まず事業内容とその予算についてでございますが、平成20年度から平成23年度の4年間にわたり、国は地方の活性化を目的に、緊急安全実現総合対策交付金、生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の7種類の交付金、予算ベースで総額といたしまして3兆8,290億を地方に交付してまいりました。

このうち瑞穂市へは、全事業費としまして14億8,037万6,000円に対し7億4,800万9,000円が交付されております。議員御質問のきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金は、国の平成22年度の補正予算において年末に成立しております。当市においては、翌年度の事業を前倒しするという形で1月議会の補正予算に計上し、翌年度への繰越明許費の手続によって繰り越しせざるを得なかったことは、議員も御承知のとおりでございます。

その繰り越しした内容でございますが、地域活性化ニーズに応じてきめ細やかな事業を行うきめ細かな交付金では、地域の自治会の掲示板設置事業、牛牧南部コミュニティーセンターの排水対策としての周辺整備事業、横屋廃棄物処理場跡地のフェンス設置工事、犀川遊水地公園の環境保全整備事業、穂南公園整備事業、駅前広場トイレ改修工事、穂積小学校・牛牧小学校・西小学校の耐震補強工事、図書館の本館改修事業、生津ふれあい広場放送設備設置事業、穂積グラウンドの柵板設置工事の10事業になります。金額としまして5,173万8,000円を繰り越しております。

また、これまで住民生活にとって大事でありながら、光が当ててこられなかった地方消費者

行政、DV対策、自殺防止等の弱者対策、自立支援等の住民生活に光をそそぐ交付金では、福祉ネットワーク事業、DV対策事業、文化財購入事業、図書館本館事業の4事業、1,020万2,000円を繰り越しております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） それでは、事業結果と今説明された決算状況については、いかがになっていますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 事業結果と決算状況については、きめ細かな交付金事業が先ほどの10事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業が4事業で合計14事業、6,194万円が平成23年度に繰り越したのになります。

これらの事業結果、決算状況につきましては、まだ決算審査前でございますので、詳細にお答えさせていただくことは差し控えさせていただきますが、予定どおり執行されたものと解しております。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） この事業の決算について私なりに調査をしていくと、それぞれの予算が非常に複雑になっておるようでございます。また、決算についても今言いにくいというようなことでありましたが、その不用額となる事業の中には、半分ほどしか使われていないようなものもあります。そこで不用額となった交付金を調査していくと、ここの部分については国に返還するのか、返還しないのかという答えが最終的にでもわからない状況でありましたが、瑞穂市としては、この不用額を最終的にはどのようにいたしますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金について、今御質問の交付された金額、いわゆる決算額に満たない不用額が生じた金額を返還するかということでございますが、現在のところ返還することはないというふうに解釈しております。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） ありがとうございます。

返還することがないということですので、また今後、この事業に関して不用額をどのように使うのかなど、しっかりとした検討をしていただきたい。また、国の決められないような施策について、さらに注視しなければならない点ではないかなあと考えております。また、

この交付金事業については継続性があるものではありません。交付金事業停止後の対応として、光をそそぐ交付金、その中でも積立事業費やDV対策費、愛のパートナー相談員は人件費、維持費であります。瑞穂市として維持させなければならぬ行政サービスやDV対策の低下につながると考えますが、本日のテーマである今までの事業と今後についてであります。今後の対応について、お答えをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、住民生活に光をそそぐ交付金についての今後の対策とどのように使ったかを少しお話をさせていただきますけれど、その前に愛のパートナー相談員の設置事業についての少し前段階をお話しさせていただきます。

瑞穂市において、平成21年度に男女共同参画基本計画が策定されておりまして、同時に配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画が策定されております。この計画の中で、特に予防のための取り組み、被害者の安全確保と自立、相談業務の充実と関係機関との円滑な連携が目標として掲げられておりますけれども、その中で愛のパートナー相談員の設置事業として、事業開始前ですけれども、まず母子自立相談員がDV相談に当たっておりましてけれど、やはり本来の業務ではないということで、相談体制が不十分だということで、こちらの愛のパートナー相談員とか、光をそそぐ交付金の基金を使わせていただきまして、専門員の者を雇用したということで、その結果として、私のほうは精神保健福祉士を相談員として雇用させていただきました。

その中で、やはり雇用したことによって、市民の窓口への相談業務にも当たりましたし、必要であれば家庭のほうにも訪問させていただきました。やはりすぐ緊急で連絡があります。こういった問題でいろいろありまして、本当に昼夜問わず保健福祉士ともども、そういった対応に当たっているところがございます。相談件数の実施件数は21件でございますけれど、こうやって有資格を持った者を雇用したことによって、精神的なダメージを受けている方がかなり多ございましたので、やはり不安定な精神状態にいる相談者に対してはスムーズに行えたと感じております。

今後ですけれども、相談員の環境を整える事業としましては、愛のパートナー相談員が十分これからも必要な環境整備を実施していくということで思っております。その中で、愛のパートナー相談員の設置事業としましては、環境整備も2年にわたって整えさせていただいております。先ほど森部長が大体の数字を言っていただきましたけれど、そういったもので、私のほうは施設整備を行わせていただいたということです。

それから、今後のことでございますけれども、交付金事業は24年度で終了するというふうにお聞きしておりますけれども、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画に基づき、引き続き事業を実施していく必要があると考えております。DV相談件数は、先ほど言

いましたけれども、20年度は19件、それから21年度は減りましたけれども12件、22年度は13件ということで、少し減少はしているようでございますけれども、女性相談センターへの相談件数は、やはり21年以降も毎年ふえているということをお聞きしておりまして、私たちもこういったことに対して、やはり対応していかなきゃいけないというのはひしひしと感じている次第でございます。

現在こういった相談員がお見えになるということは、我々職員にとっても、それから市民にとっても本当に大事なことであって、やはり知識を持った有資格を持った相談員の設置というのは必要であるというふうに感じております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） DV対策などには年々相談件数もふえ続けているとの答弁でありました。ドメスティックバイオレンスであるDVは、身体的虐待、精神的虐待など、虐待や暴力には専門的な相談員によるカウンセリングが必要であります。引き続き市として必要であるとの答弁でしたが、今後も市費にて対応や対策を進めていただけるということによろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほども述べましたけれども、やはりこういった計画のもとに必要な人と考えておりますので、私たちも今補助金を使いまして、補助職員、日々雇用職員を雇用しておりますけれども、できるだけ正職員または嘱託職員等で、正式にこういった安定ある雇用の場を提供して、やはりこういう体制を整えていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

収納対策推進プロジェクトチームについて。平成24年度の収納対策プロジェクトチームの取り組みについて、平成23年度ではどのような成果があり、課題となったのか、お伺いいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 収納対策推進プロジェクトチームの23年度の成果と課題についてお答えをいたします。

平成22年度同様に国民健康保険税の徴収困難未納案件を中心に取り組んでおります。財産調査、納税相談、滞納処分を実施いたしまして、プロジェクトチームに引き継ぎをいたしました国民健康保険税45件、本税1,762万5,900円に対しまして、35件、740万4,072円、収納率42%の

成果がございました。

そのほかには、プロジェクトチームとしては搜索を3件実施しまして、それらのことに関しても、本税回収に貢献をしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 大変重要なプロジェクトチームでありますので、公平かつ市職員としての業務に徹していただけるよう、また42%がさらに上がるようお願い申し上げます。

収納対策プロジェクトチームでの使用料や保険料、給食費などの今後の収納・納入の方法についてはどのようにお考えか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 使用料、給食費の納付についてですが、まず保育所等の保育料の徴収方法といたしましては、現在口座振替等を利用しております。口座振替利用率は97.12%と比較的高く、現金納付の方はわずか34人しかいない状況です。

コンビニ納付のメリットといたしましては、24時間365日体制の収納ができるということですが、しかし、保育所は保護者が園児の送迎をしますので、1日2回は納付義務者である保護者と接触する機会があります。各保育所長は瑞穂市会計職員に関する規則で出納員を命ぜられております。必要なときは保護者から保育所保育料を徴収して、領収書をその場で発行することもできます。したがって、保育所保育料に関しては、コンビニ納付を導入するメリットは少ないと考えております。

また、給食費ですけれども、給食費についても口座振替を中心に実施しております。その口座振替利用率は4月で98.6%とこちらも非常に高く、現金納付のほうが少ない状況です。この状況を踏まえ、当初コンビニ用の納付書を発送する件数は少ないと考えます。また、コンビニ用納付書の導入については、納付書の調整、システムの開発費など新たな経費がかかり、手数料についても口座振替の手数料1件10円に対して63円と割高になっていることもあります。

御承知のとおり、学校給食費は給食の賄い材料費として幼稚園、小・中学校の保護者から徴収し、別会計として特別会計を設置しているため、その徴収における一般会計からの新たな費用については、十分検討していかなければならないと考えております。

ただ、学校給食費の未納対策として、24時間対応できるコンビニ用納付書による納付機会をふやすということは非常に有効と考えられますので、税等の利用状況を見きわめながら、教育委員会としてコンビニ用納付書の導入について検討していきたいと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 給食費については口座振替が98.6%、非常に高いようではありますが、未

納者も高いようでありますので、このことについてもしっかりと対応しつつ、給食が子供たちの100%入る給食費がきちっと賄えるようお願いをしておきたいと思えます。また、保育料については、直接これもわかる理由でありますので、また今後もきちっと納入をしていただけるような、簡素化されるような手続をお願いしたいと思えます。

また、水道料金については、水道料と下水道がそれぞれ配付されている。郵送されるような手続については、さらに業務の簡素化、税金の無駄遣いとならないような方法をどのようにお考えになるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 庄田議員の御質問にお答えいたします。

水道料金と下水道料金の納付についての課題ということで、一括請求についてをお答えいたします。

上水道料金は私契約に基づく私債権であり、一方、下水道料金は自力執行権のある公債権です。収納管理事務の面では同一の扱いはできませんが、納付書に一括記載することは、今議員が言われたように事務的、また効率的ということもあり、可能だと思います。

そこで、本年度行われている総合行政情報システムの移行を契機に、費用の面も考慮して導入の方向で行いたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 他市町では、既にされておる水道料金と下水道料金の一括請求でありますので、早期に解決をお願いしたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問は固定資産税についてであります。まずは固定資産税について、岐阜県内でも、平成24年度に入ってからでも、多治見市、瑞浪市、恵那市が過大徴収しています。恵那市は瑞浪市の案件後、調査して事務処理ミスが発見できた。さらに全国では、ある町では、ある市では、毎年200件から400件の課税誤りがあり、返還を求める民事訴訟が発生していると言われている。

質問は、瑞穂市では課税誤りによる返還が行われていたのか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 固定資産税における課税誤りによる返還についての御質問でございますが、先ほど庄田議員が冒頭に御紹介いただきました新聞報道、東濃地方における課税誤りというものでございますが、これを受けまして、市内の市街化調整区域及び農用地区域内の農業用施設の課税につきまして、瑞穂市において検証いたしました。瑞穂市においては適正に課税されていることをそれぞれの担当が確認をしておりますので、まずは御報告を申し上げます。

土地などにおきまして、本年度評価がえに向けまして、専門業者委託または現況等の状況調査、職員の現地調査などによりまして確認をしております。また、家屋につきましても同様に確認申請、開発業者計画協議書、登記申請書及び市内巡回時の現地確認により、取り壊し家屋や新築家屋等の確認に努めているところでございます。

しかしながら、納付書の発送後や固定資産税評価額の縦覧期間、納税証明書の交付時等におきまして、現況地目の誤りや家屋の滅失等について納税者の方からの申し出等がございます。こうしたことから、個々に事例は異なりますが、課税内容に誤りがあったということは否めません。申し出があった場合ですが、職員が現地調査や法務局等に確認を行い、納税していただく金額を修正させていただいております。

なお、過年度にわたり課税評価に誤りが確認された場合には、納付書の送付をさせていただいております。これら更正の期間につきましては、地方税法第17条の5によりまして5年間と定められております。平成23年度における修正の件数は、増減額を合わせまして68件がございました。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 68件の返還ということでありましたが、瑞穂市の固定資産税過納返還金支払要綱の目的があります。第1条、最後に納税者の不利益を補てんし、税務行政に対する円滑な運営に資することを目的とすると、この要綱にあるように、その68件は市民の不利益となっていないのか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） まず最初に、先ほどの68件全部が返還ではございませんので、増減合わせて68件でございます。内訳としまして増額が30件、還付が38件ございました。

さきに答弁させていただきました地方税法に基づく還付の期間は5年ということでございますが、先ほど庄田議員の御紹介の要綱でございますが、瑞穂市におきましては、地方税法上の還付期限が超過した部分の税額の還付について、瑞穂市固定資産税過納返還金支払要綱、過払いの部分の要綱を定めております。これによりまして、市による明らかな瑕疵が確認できた場合には、地方税法の規定に基づいて、還付し得ない税額相当分につきまして納税者への不利益を補てんさせていただいております。

この要綱では10年までの返還でございますが、領収書などによりまして当該税額等が確認できる場合は、この限りではございません。なお、23年度におきましては1件がこの要綱により審査させていただき、返還をいたしたところでございます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 10年の返還、さらに今ここの資料で、10年とするが、納税者が提示する領収書等により、当該額が確認できる場合とはいう部分がありますが、納税者に対する領収書を10年持っている、どうなのかなということもあります。また、この要綱の中にも、審査会の委員が各企画部長であることに関して、さらに第三者機関を入れなければならないのではないかなあということも少し考えさせていただきましたが、このことについてはまた御検討していただきたいなあと思っております。

また、恵那市のように対岸の火事ではなく、瑞穂市としてもすべての土地データについて、過去の登録データを100%信用するのではなく、移動があった以外のものについても抽出し、内容確認するチェック体制が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 今現在でもランダムに抽出しまして、補正地の確認、評価計算は再度行っておるところでございますが、土地の形状等の基本的な基礎数値につきましては、庄田議員の御指摘のとおり、見直しというものがなかなかできておりませんので、それぞれ過去のデータをずうっと使用してきておりますので、そういったことも踏まえて、今後抽出いたしまして、見直しを実施していきたいというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） さらに固定資産税を調べていくと、瑞穂市のホームページで市税について確認すると、関連リンクという項目はあるが、平成20年固定資産税のしおりの部分をクリックしてもリンク先が表示されない。また、納期についても同様であるが、早期の更新をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 議員御指摘の状況でございましたが、おくればせながら、御指摘と時期的に重なってしまいました。ただいま更新の準備中ございまして、早急に内容の更新を実施したいというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） お願いします。

それでは、次の質問を行います。

電力不足の瑞穂市の取り組みについて。

昨日答弁されたように、日本のゆくえは今しっかりとさせなければならない重要な課題である。電力不足については同じような質問になってしまいますが、以前にも、瑞穂市地球温暖化

対策実行計画は平成21年3月に作成されました。この計画書では平成25年度までの取り組み計画であるが、今回のテーマである今までの事業と今後についてであります。

来年度までの計画ですが、実行されているのか、またこの夏の節電徹底についてお答えをください。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 瑞穂市の地球温暖化対策実行計画は、今議員が申されたとおり、平成21年3月に当市の公共施設を対象として作成しておりまして、平成20年度の電気や化石燃料などの使用料、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量に換算し、平成25年度内に6%の削減を目標に掲げていることは、議員も承知のことです。

そこで、この取り組み状況ですが、市では毎年各公共施設の電気やガス、灯油、ガソリン等の使用料から温室効果ガスの排出量を算出し、削減に努めています。現在は平成23年度分の集計を行っているところであり、去る6月7日には庁内各課の担当者が集まり、算出方法などの確認を行ったところであります。

さて、当市公共施設の削減率は、平成22年度の温室効果ガスの排出量で申し上げさせていただきますと653万6,041キログラムCO₂であり、単純計算で13.5%の減となっております。なお、これに関しましては、基準年度に未来の森にあった焼却炉を含めておりますので、その後、焼却炉を停止した後のデータ、A重油を使用しなくなった後でも、電気を含めた燃料使用量を見ても、ほぼ6%の目標は22年度では達成していると思っております。

しかしながら、目標を達成しているとはいっても、これを継続させていかなければ意味はありません。したがって、今後ともこのデータに甘んじることなく、各公共施設においては温室効果ガスのもととなるエネルギーの節制や転換を図ってまいります。

具体的には温室効果ガス排出量の65%を占める電気使用量を節減するために、昨日の古川議員の質問での総務部長の回答であったように、時間によって照明をできるだけ間引きすることや、電気機器の待機電力削減のために小まめにスイッチを切ることの習慣化や、また照明機器の取りかえの際にはLED照明などを採用することなど、各施設の整備に関することは計画的に各公共施設へ呼びかけてまいります。

また、化石燃料の削減の点では、公用車の買いかえの際にハイブリット車など、環境に優しい環境性能のよいものを採用することや、熱機器の買いかえの際には、燃焼効率のよいものにするなどを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解願います。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 夏の節電徹底についてのお答えはありましたかね。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 夏の節電については、国や中部電力がそれぞれ見解を示したところでございますが、発電の占める割合は枯渇燃料に頼らなければならない現状であり、地球温暖化対策は途切れることなく継続性を持たせていくことが重要です。

こういったことも含めて、市の対策といたしましては、市長の所信表明のとおりでございますが、具体的には昨年より1カ月早い5月初日よりの職員の服装についてクールビズの実施、また施設面では公共施設においてこれから冷房の入る季節となりますが、冷房の温度を28度に設定すること、緑のカーテン事業等による温度上昇を防ぐことなどを実施していきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 地球温暖化対策については、瑞穂市としては達成しているという答弁がありました。しかし、夏の電気使用量、また公用車のことを取り入れての地球温暖化対策についてはさらに御検討いただき、用具の変更等、しっかりと費用対効果を見ながらでもさせていかなければならないのか、変えていくことが必要なのかも、よりよい答えをお願いしたいと思います。

また、市長の所信表明の中にあつたと言われますが、この所信表明の中でも、中部電力管内では、目標5%削減を昨年並みの節電で達成可能と報道されておると申されております。本市においても節電の徹底、またここについてはクールビズや緑のカーテン等で協力していくとともにというふうで、また昨日も脱原発のことについては十分聞かせていただきました。

しかし、私としては地球温暖化対策についてと、また市としての考えや議論を深めていく必要性も感じておりますと答弁されております。この夏の対策としての議論を深めていくには時間がないようでございますが、さらに来年、再来年としっかりとした議論をしなければならぬというふうに私も考えておりますので、この議論を深めていく必要性について、市長のお考えをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 庄田議員の御質問に私のほうからもお答えをさせていただきます。

先ほど水道環境部長のほうから、いろいろのお答えをさせていただいておるところでございますが、いずれにしましても、特に今夏の節電につきましては、これまで全国的に原発の依存度が大体25から26%でございます。それが54基の原発がすべて停止したことから、政府としましても大きな節電目標を示されたところでございます。

特に関西電力におきましては、この管内ではマイナス14.9%、中部電力管内では浜岡原発が停止でも約5.2%の余剰が何とかできると、そういうところから関西電力のほうに4%ぐらいは融通するというところで、中部電力管内は5%の節電ということで目標が設定をされておった

ところでございますが、さきの大飯原発の再稼働によりまして、関西電力は管内、近畿圏の電力は何とか充足される。最悪の計画停電は避けられるということになったことも御案内のとおりでございます。

そこで中部電力管内、この中部圏の5%削減は解除という形になってきたところでございます。ところが、議員御指摘のこのたびの原発事故、原発の停止等の関係で、地球温暖化のいわゆるCO₂、二酸化炭素削減の課題が、本当にマスコミにおいても、国民でも、いつとき忘れられてしまっているのが現状ではないかと思っておるところで、現実はこのことにおきまして枯渇燃料でございます。化石燃料でございます。石炭・石油、そしてLPガス、これに大きく依存しておりまして、これも温暖化目標を掲げておりますが、大きく後退をしておるのが現実ではないかと思っております。

そういうことを考えますと、議員御指摘のように国民、また企業、また我々行政もしっかり考えなくてはいけない、そのように思っておるところでございます。議員御指摘のとおりでございます。

それでは、市としてはどんな対策かというところでございます。

先ほど環境部長から申し上げました。とりあえず私どもとしましては、クールビズもことしは1カ月早く5月からして、この夏はできるだけクーラーも使わないというか、使うときでも温度を高く設定しまして、できればスーパークールビズといいますか、超クールビズ、こういうことも考えながら、またいろんな諸施策、今年はあれとしまして、まだまだこの課題は続いてまいりますので、どうしたらCO₂削減のためのことができるか、そういうことにおきましてしっかり取り組んでまいりたい。

今年行います保育園の3カ所の芝生化、これも一つの温暖化防止の役目を果たすのではないかと、こういうことを初めとしまして、いろいろ検討を加えてまいりたいと、このように思っておるところでございます。よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 3・11以降、地球温暖化について、私も忘れられているなあというような気がしてこの質問に至りました。ごみ袋対策も地球温暖化対策で一生懸命に話し合われた時期もあったようですが、少しそこから地球温暖化、CO₂削減について議論がされなくなってしまったのではないかというふうに私も感じておりましたので、さらにこの地球温暖化、節電について議論を深めていく必要性、この時間をまた持っていただきたい、そのように私も考えております。

また、岐阜県における国体のポロシャツについて、今行政の職員の皆さんは国体のポロシャ

ツを着ておりますが、私はこのポロシャツで動きやすくいいのではないかなあと。これが来年もこのマークのままでもいいのかなあということも懸念されますが、非常にカラフルな色もあり、見ていて動きやすくすてきななあ、涼しそうだなあというように感じております。またそんなところも取り入れていただき、瑞穂市として、ひょっとすると独自のポロシャツをつくるべきなのかというような形も、ワイシャツよりも動きやすいのではないかなあというふうに感じております。

また、市としても芝生化等も、ことし生津小学校や西小学校のことについても、さらに継続性を持つべきだというふうで、4月になってからも、私は生津小学校のほうに行ってお芝生のことでも少し感じさせていただけました点もあります。そんなところもまたこの夏、9月以降に質問でもさせていただこうかなあというふうで継続的に見させていただいたところでございますが、また地球温暖化についていろんな問題もありますので、今後よりよい議論をしていっていただきたい。

しかし、瑞穂市がしっかりとした力を持たなければ、いろんな施策も打ちようがないのではないかなあというふうに感じております。自主運営ができるぐらいの志、これは私としても無理・無駄のない瑞穂市の行政運営について、今後の市長の言われた夢と希望をはぐくむまちづくりについて、しっかりと今後も議論をしていきたい、そのように感じておりますので、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして5番の庄田昭人君の質問は終わりました。

続きまして、6番 森治久君の発言を許します。

6番（森 治久君） 議席番号6番 森治久でございます。

議長の発言の許可をいただきましたので、これより以下3点において一般質問させていただきます。

今回は、市長の所信表明にありました、合併10年目を迎えた瑞穂市政発展のため、新しい視点からより一層まちづくりに御尽力いただくよう心よりお願い申し上げますの言葉を受けて、市長のマニフェストの5つの柱の中の3つについて質問並びに提案をさせていただきます。

1点目は、災害のない魅力ある都市の基盤整備の推進について、2点目は、住みやすい居住空間をつくり、推進について、3点目は、活力ある瑞穂市をつくりますについてでございます。

詳細は質問席においてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目に、第3の柱、災害のない魅力ある都市の基盤整備の推進における自主防災組織の育成強化、地域住民の顔が見える防災体制づくりは安心の基本です。さまざまな組織と連携して自主防災組織づくりを目指しますに係る要援護者の避難個別計画についてでございます。

災害時に逃げおくれが懸念されるひとり暮らし高齢者や、障害者や要援護者の避難支援対策で、各要援護者の身体状況に応じた避難支援者や避難先、避難方法を載せた個別計画を策定し

ているのは、4月時点で県内42市町村のうち17市町、40%であり、1市2町が未着手、残る22市町は策定途中であります。また、県が1月に実施した市町村アンケートでは、要援護者避難援護対策の指標として、15市町36%が地域に避難支援者の担い手がないことを上げているようで、県では地域のつながりの低下や、高齢化や過疎化による支援の担い手不足が支障となっていると分析し、先進自治体の事例紹介や意見交換の場を設けるなどして早期策定を促す方針だということでございます。

また、個別計画で自治会長や民生委員、また福祉協力員が災害時に1人で3人、4人もの要援護者の避難を支援する例も散見され、特定の人に重荷がかかっていると指摘をしております。そこでお尋ねをいたします。

要援護者の避難個別計画を策定した瑞穂市の現状、そして今後の課題、取り組みについてお考えをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

今議員さんのほうから要援護者の個別計画についてということで御質問をいただきました。

先日、新聞等で個別計画ができておるよというような報道がございました。私どももいまだ一度確認する必要がありましたので、その内容を確認したところでございますが、決してあそこに書いてあるようなところまでは行っておりません。もう少し十分に煮詰め直す必要があるかとは思っております。ですので、新聞の上ではあのように書かれていますが、果たしてどこの市町村もそのようにできているかどうかというのは、ちょっと疑問があるかと思えます。という中で、実を言いますと災害時要援護者の支援につきましては、平成22年3月から実施している災害時要援護者登録制度ということによりまして、支援が必要な方についての把握は一応しております。年に1度、情報等を入れかえて自治会長さんや民生委員さんにお配りしているというのが現状でございます。

それで、今御質問のありました災害時要援護者対策の個別計画ということでございますが、各自主防災組織の中で実際に避難に携われる関係者の方、それから今度要支援をいただく方、それぞれがそうした情報を共有しがてら、援護する人、援護される人、それから援護する場所、避難の経路とか、どのように避難をさせるかと、そういうことをきちんと計画するというのは、この個別計画ということになるかと思えます。

それで、私どもの自主防災マニュアルの中には、避難誘導班は避難所への避難誘導、それから災害時要援護者については高齢者、障害者等のケアを行いますよと。事前の対策、それから訓練の内容としましては、要援護者の把握、支援担当者の割り当て、避難先、避難経路の設定ということで、マニュアルにはもう既に書いてございます。ですので、このマニュアルどおりにやっておられる自治会も既にあります。そして、我々も研修をあちこちで受けてまいります

し、この自治会もそうですけれども、最終的には地域の中でどなたを助けるか、この制度そのものがどういう制度であるかということをもっとしっかりと認識していただければ、どうしてもお年の方は助けてあげないかんとなってきますと、その自治会にはAさん、Bさん、Cさんを何とかしてあげないかん。今、Dさんも寝込んでみえるよということがわかれば、この方たちをどのように支援するかということをお互いに話し合っただけで計画をつくらなければ、それで万が一の場合はできるだろうと思っております。

ただ、こうした話になりますと二言目に個人情報ということになります。個人情報で私の情報が漏れるのが嫌だわということになりますと、先ほどの森議員ではございませんけれども、自治会長さんと民生委員さんだけそうした資料を持ってみえますので、その方々が御本人さんの了解を得て、あなたを支援するのはこの方とこの方にしますよという御了解がてらということになりますけれども、実を言うと、そんなことをやっていたら、とてもじゃないけど万が一の対応はできないと思えますし、そこまで自治会長さんや民生委員さんができるはずはございません。

まずもって、自治会長さんであっても命は大切ですし、民生委員さんもまず助かるということが基本でございますので、基本的には要援護者の制度というのがどういうものであるかということをお互いに認識をしていただいて、これはお互いさまですので、私たちもあと10年、11年たてばどうなるかわかりませんので、そうした制度そのものを皆さんに御理解をしていただき、みんなでどうやって助けるんだと、どうやって災害のときには対応するんだということの話し合える自治会に持っていくということが、基本的にはこの個別改革をつくるということに準ずると思っておりますので、あつた新聞紙上等では、結構マニュアル的なところばかりを追求してきますけれども、マニュアルでできるものではないと思っておりますので、そうした話し合いができるように、私どもも自治会のほうに、また呼びかけていきたいと思っております。

それで、そうした一つの方法としましては、災害時の図上訓練、DIGというのがあります。まだこれも十分普及はさせていただいておりませんが、DIGを実際にやる中でどこが危ないんだよとか、避難経路をどうしましょうよということがあります。それから避難者がどこに見えるかというところまでは大体このDIGでやるんですけども、やはりこの人をどのように避難させるかと、この災害のときにはどのように避難させるかという訓練も、図上訓練でやろうと思えばできると思っておりますので、一度にそこまではいかないかと思っておりますけれども、そうした訓練もできるようにということで、また研修を進め、また地域のほうへもそうした情報をお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいまは新聞報道されておりました、瑞穂市は、既に市独自の県からも当然指導もあると思いますが、マニュアルが策定され、またそれが92自治会すべての自治会長様等々にお話の機会を設けられた中で、既にそれに基づいて個別計画を各自治会が詳細な部分の作成の取り組みに当たっておるのかと存じておりますが、瑞穂市は行政としてもまだまだ途中の段階である。今後、しっかりと自助・共助を大切にする中での個別計画をつくっていただけるということでございましたが、今部長の答弁にございました中で1点、やはりどうしても自治会長、また民生委員さんの御負担というものが多くなる。また、その中にはこの時代、個人情報というようなことがある中で、さまざまなハードルを乗り越えなければ、またその中では自治会単位の信頼、そしてお互いさま、おかげさまというような心を大切にする中で、個人情報というものが薄らぎ、しっかりと顔が見える中での生活、そしていざというときの助け合い、支え合いというようなことにつながると思います。

いずれにせよ、支援していただける担い手の方の確保のお願い、またその方が、先ほどもありました、まずは自助でございます、自分の命は自分で守る。そのようなことを考えますと、それに対する補償というものも必要かと思っております。

これも県検討委員会報告書案の新聞報道された一部でございますが、この文面を申し上げ、次の関連質問に移らせていただきます。

高齢者や障害者ら災害時要援護者の避難支援対策で、県設置の有識者検討委員会は、避難支援者が活動中に死傷した場合、消防団員らの公務災害補償の対象になり得るとする報告書案をまとめ、市町村が要援護者一人一人の避難支援者や避難方法などをあらかじめ定める個別計画に基づく活動中の事故であることなどを適用要件とし、要件を周知して個別計画づくりを促すべきと提言している。県にも支援者の死傷時の金銭手当支給を検討するように求めている。また、補償の対象は避難支援者の身体的な損害に限られ、支援中に要援護者にけがを負わせたり、物を壊した場合の賠償までは含まれないことから、同委員会はこうした賠償責任までカバーできるボランティア活動保険への加入も有効だと提言した。

県は今後、市町村に同要件を周知して個別計画の策定を促すとともに、ボランティア活動保険も選択肢として紹介する予定であるということでもございました。

まだまだ瑞穂市は今現在策定途中であり、今後しっかりとした形の中で、自治会の皆様に個別計画というものをつくっていただくようなお願いをしていくわけであると思います。

そこでお尋ねします。

この補償制度の周知は支援の担い手を確保するねらいがあると思われれます。このような担い手を確保する、支援者不足を解消する瑞穂市独自の取り組み、先ほど申し上げたように、県は県で先ほどの消防団員と同等の公務災害補償等の自身の補償、担い手側の補償というのを万全にする中で、しっかりと助け合い、支え合いの心で、万が一のときの援護者の避難等をお願い

しますということでございます。

このような県だけの独自のものだけでなく、瑞穂市独自の考え方があればお聞かせいただきたいと思ひますし、私は「結」の精神による助け合い、支え合い、喜びも悲しみも分かち合うというような結功労賞等の制度の投入、これは自身の担い手をお引き受けいただける自身の励みにもつながり、そして多くの市民の皆様、そのような制度を設けることによつての啓蒙・啓発というものにつながるのではないかと考への中で、そのような制度、当然災害時はいつ何時起こるやもしれませんが、起こらないにこしたことはございません。その結功労賞なるものがすべてではありませんが、そのような中で、しっかりと担い手の方がこの瑞穂市を支え、そして地域を支えているのだということが、多くの市民の皆さんにわかるような形というものが1つ大切である。またそれが、よし、私もやってみようか、私もやれるぞ、やりましょうということにつながるのではないかと考へております。賞を与えればよいというものではないので、その部分をよく御理解した上で、そのような考へはどうかあわせてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、議員がおっしゃった部分については、先般、総務じゃなくして福祉のほうで多分会議等も出席していると思ひますし、私どもも新聞紙上でそうした内容を聞いておるわけでございますが、災害について、私がちょっと疑問を持ておるのは、だんだんいろんなことを難しくしていつてしまう部分がありますね。現実はそのことでやっておつては、とてもじゃないですけど対応はできないというのが現実でございますので、私は先ほど言ったように、自治会長さんもそうですし、地域の皆さんもそうですけど、やはりいろんな話し合いをした中でどうしようかというのが基本だと思ひます。

災害のときに、また万が一のときにはどうするか、それも一つの提言だと思ひますし、県のほうもその対応がどのようになっておるかということは、あくまで提言であつて、対応策は決まっておるわけではないと思ひております。

基本的には地域の中できちんと助け合いができる制度ということで、また考へていかなくちやならんと思ひますけれども、またその提言の中の過程について再度詳細を研究して、内部で調整をしたいと思ひておりますので、よろしくお願ひをします。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

6番（森 治久君） 当然のことでございますが、ふだんできていないことが有事のときに、災害のときに、ましてや混乱しているときにできることではございません。逆に混乱しているからこそできることもあるやもしれませんが、基本的にはふだんできていないことができることではないと思ひます。やはり日常の生活の中で、また日常の地域の中で、そのような結の精

神というものの大切さ、必要性をしっかりと促し、また啓発・啓蒙するためにも、やはりそのような制度が1つあってもいいのかなあ。

それは、私たち瑞穂市にとって大きな災害が起きたときに限られたことだと思います。ふだんから結功労賞というようなものを、1年単位で登録していただいた方には1年ということでの功労表彰、これはいわゆる一般的な自治功労賞とは別のもので、地域の中で、それはしっかりと市長の名前で自治会の中で、そのような総会の折に表彰していただくというような程度で、そんな大きな表彰ということでは考えておりません。

いずれにせよ、日ごろからそのような方がこの地域におられますよ、そしてこの地域は助け合い、支え合って地域をつなげています。そして、子々孫々にまでつなげてつなげていきたいと思いますということがねらいでございます。一度しっかりと御検討をいただきたいと思っております。

また、この個別計画においても、どの他市町よりも負けない県からの指導、またはマニュアル化されたものをそのまま行うのではなく、地域の特性というものがああります。地域の特性、自治会長さんの御提言・御提案をしっかりと酌み取る中で、この瑞穂市独自の個別計画、マニュアルというものをつくっていただきたいと思っております。

それでは次に、2点目の第4の柱、住みやすい居住空間をつくり、推進についてお尋ねいたします。

功労文化の推進、高齢者の生きがいのあるまちづくり、高齢化社会が進むに当たり、お年寄りが生き生きとして暮らせる環境づくり事業についてでございます。

若年層の転入が進む瑞穂市においても、他市町と同様に少子・高齢化が著しい自治会、地区も点在している現状、そして今後ますます進むであろう高齢化社会を考えますと、高齢者の皆様の生きがいづくりの取り組みのモデル地区を選定する中で、地区・地域の主体性、独自性ある生きがいづくりというものを模索、調査・研究し、先進的に瑞穂市の特性、独自性を持つ高齢化社会に対し、対処・対応を実施できるノウハウづくりというものが大切かつ重要かと考えております。

言うまでもなく、高齢者の生きがいづくりは病気等の予防につながり、お年寄りが健康で生き生きと暮らせることにつながります。そして、医療も介護も予防が大切であると言われるように、医療費、介護費の抑制にもつながるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

瑞穂市独自の生きがいづくり事業、そして今後の課題取り組みについて、そして私が先ほど申し上げましたモデル地区を選定する中で、しっかりと実務、また具体的に取り組む瑞穂高齢者生きがいづくりプロジェクトなる施策をいかにお考えになられますか、お尋ねをいたします。
議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、議員の御質問にお答えします。

まず、その前に瑞穂市の高齢者の現状をもう少しおさらいをさせていただきます。

瑞穂市の高齢化率は、何回でもお話をしておりますけれども、県下でも低いですが、その中でも平成18年と比べますと、14.3%が今は16.7ということで超えております。この中でもやはり緩やかな高齢化率を示しています。

それからもう1つですが、認定ですね。要介護だとか要支援の認定でございますけれども、これも県下でも低いほうでございますけれども、平成18年が12.2%、しかし平成23年度では13.8ということで、もとす広域連合の中でも急激に認定率が上がっているというのが現状です。

それから昨日ですが、早瀬部長が少しお話をさせていただきましたけれども、自治会の中で65歳以上の割合のところ、きのう40%を超えているところもあるという話もありましたけれども、調べますと30%を超えているところが17自治会あります。中には本当に高齢者の方が多い地区があるということを痛感している次第でございます。

この中で、瑞穂市としてこういった高齢者の生きがいのあるまちづくりをどのように進めていくかということで、ハード面というか施策の面としては、昨年ですけれども、老人福祉計画を立てております。それから、社会参加ができるように視聴覚のシステムの構築をしておりますけれども、先ほどの中で要援護者の話も出てきましたけれども、今年度は要援護者の方々の支援のために地図システムを構築する予定です。これは図上の訓練のためにも自治会のほうにお配りしまして、そういった訓練のもとになっていただくようなシステムで、これは私のほうだけではなくて、社会福祉協議会のほうも進めております。これを一緒になってこういったものを連携しながら、今システムの選定の段階でございますけれども、こういったものを進めております。

その中でも、やはり私たちも実際に老人の方がこういったニーズを求めているということで、日常生活圏のニーズ調査も行いました結果、こういった中でかなり高い回収率でございましたけれども、入院のための交通手段の支援とか、自宅で安心して暮らせるために緊急通報システムの設置をしてほしい。それから老人施設の整備をしてほしいということもございましたけれども、やはり生きがいのあるまちづくりとしましては、施策の方針として社会参加による生きがいづくりの支援と、それから就労による生きがいづくりの支援ということで施策を考えている中で、先ほど議員の御提案のように、こういったものができるかということも模索しました。

その中でシルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定に関する法律、老人クラブや老人福祉法ということで、例えばですが、子供さんとか老人の方と一緒にいるんなものがないかということで、今現状、保育所もあるんですけれども、保育所の実態を調査しましたところ、やはり季節で七夕とかもちつきとか、そういったことで地域の高齢者とのかわりで見守りや現況はやっていらっしゃいますが、その中で別府保育所の隣にある支援センター等では、高齢

者の方の見守りもしていただいていると。それからコミュニティーセンターでは、地域の交流の場としてそういうことをやっていただいておりますけれども、先ほど生きがいきづくりのプロジェクトということで御提案をいただきましたけれども、保育所とか幼稚園は、縦割り行政と言われるかもしれませんが教育委員会に移っておりまして、市全体でこういったことが考えられないかということも今後のいい御意見だと思いますので、今後の検討課題とさせていただきますようお願いしております。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

検討課題ということで御答弁いただきましたが、先ほど私、1点目の質問も同じことですが、今現在このような社会の中、自治会に求められるもの、また課せられる役割というものはどんどん大きくなっているのかなあ。これはなぜかと申し上げますと、やはり人間関係、コミュニティーの希薄化というものが、この社会に高まっているせいなのかなあと思っております。コミュニティー、人間関係の構築というものは、行政が簡単にできるものではございません。しっかりと自治会がその役割、任をしっかりと考える中であるべきことであり、そこには行政がしっかりした助成であったり、指導であったり、お願いであったり、共通意識、共通認識、共有する心を持った中でかかわることが大切であり、また重要であると思えます。

今の部長の御答弁をお聞きしますと、瑞穂市全体での生きがいきづくりの検討、どのような施策、政策、対応ができるのかということは今お答えいただきましたが、私は今後大切なのは、高齢化も先ほどお伺いしたとおり30%以上の自治会が17自治会おられる、そのような瑞穂市の現状でございます。高齢化率が著しい自治会、地区がございます。そのような自治会が、今まさに高齢者の方が高齢者の方を見守るというような状態が今現在でもある中で、しっかりと子供と若年層と、それと高齢者の皆さんがかかわれるような仕組みづくりというものは、上段から行政が考えられるものではないと思うんです。また、考えても、それはしっかりと高齢者の皆様の生きがいきづくりにはつながらないと思えます。だからこそモデル地域を設けて、しっかりとその中で、自治会長様にはまた御負担と御心労をかけるやもしれませんが、自治会の中で役員様を中心にして、その必要性和何が本当に生きがいにつながるのかということを模索していただくことから始めなければならないというのが私の御提案であり、御提言でございます。

モデル地区を設けて、そして行政がそれにかかわる費用の一部、助成する部分は助成し、そして行政側から培った部分のノウハウ、また県・国とのパイプ役でもありますので、県・国とのパイプ役としての助言、指導はしていく、そのような市政というものが大切ではないかと考えるところでございます。

このモデル地区というものは、高齢化が著しい地域を限定してというのではなく、先ほど

の早瀬部長の1問目の御答弁でもありましたとおり、既に自主防災計画をしっかりと立てておられる自治会と、まだまだこれから策定を検討しておられる計画中の自治会とおられるわけです。この高齢者の生きがいづくりも、高齢化が著しいからその地区でということではなく、しっかりと地域が一丸となって、その生きがいづくりを大切なものだという認識の中でかかわっていただける。そして考えていただける地区を選定して、その選定されたところでの経験をしっかりと積み重ね、実績という形にした中で、この瑞穂市全体の対処・対応、そして実施に向けての一つのモデル的な取り組みとすることが必要ではないかということでございます。

今のモデル地区をいかにお考えか、さらに副市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 森議員の御質問にお答えさせていただきます。

1番、2番ともに連動した内容だというふうには思います。ただ、昨年3月11日の地震以来、全国的に先ほどおっしゃられている結、いわゆる昔、日本の中であった地域のつながりですね、それがきずなという形で表現されておりますが、見直されております。

そういった中で、市としての独自のアイデアでモデル的なものということでございますが、どういう内容にするにしても、今は市民すべてを対象にしておりますので、その中で先進的な活動をしてみえる地域を選ぶということも一つの、そこにスポットを当ててさまざまな願いをして、そしてまた他の自治会長さんにもその活動を紹介したりということもアイデアかなあとと思います。一つの御提言ということで、行政内部のほうで検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは、一度またモデル的な取り組み、それは実際の具体的、実務的にできる取り組みが何かということを探るためにも、モデル的にしっかりとその地域の特性を考えた中で、瑞穂の高齢者の皆さんの生きがいづくりというものが何か、何が大切なのかということをお検討いただきたいと思いますと思っております。

また、そんな中で、昨今よく言われます幼保一元化は、瑞穂市においても強く進めておられているところでございますが、幼保老の一元化ですね、先ほど宇野部長の御答弁にもいただきましたとおり、保育所と幼稚園との連携、これはもちつき大会であったり、お遊戯会であったりということだけではなく、今、保育所の先生が足りないという中であれば、ゼロ歳、1歳、2歳の子供に対しての先生の割合というものは高い値でございます。そういうことを考えますと、保育所の先生の数1人のところに、おじいちゃん、おばあちゃんがかかわっていただくことよっての2人、3人での体制、これはいろいろ資格的なこともあろうかとは思いますが、

幼保老の一元化というものを縦割りの中ではできないと言われるのではなく、行政は1つでございます。何が1つかといいますと、市民の幸せ、安心のための行政でございます。しっかりとその部分は御認識されておられると思いますが、再認識をしていただいた中で御検討いただきたいと思っておりますし、ただいまの社会は核家族化がされ、おじいちゃん、おばあちゃんと同居、またはお近くで住まわれておられる方の割合が少ない数かと思っております。そのようなことを考えますと、子供たちとかかわることが生きがいづくり、生き生きと暮らせることにもつながるのではないかと考えますので、幼保老との一元化、保育所、幼稚園との連携を今以上に深めていただけるような御検討もしていただきたいと思ひ、次の質問に移らせていただきます。

最後に、3点目の第5の柱、活力ある瑞穂市をつくりますについてお尋ねいたします。

企業の立地を促進、市内企業、商工業の活性化の推進につながる市政発展のためになる新しい視点からの土地活用についてのお考えをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の企業立地等につながる土地利用についてお答えさせていただきます。

市内を横断しております国道21号線の6車線化や東海環状自動車道西回りルートの大垣西インターチェンジ、大野神戸インターチェンジの開通予定、また安八町で現在計画されております名神高速道路安ハスマートインターチェンジの整備など、これらが次々と実現されてきますと、今後瑞穂市周辺を取り巻く交通事情は、大変大きな変化が起こることが予測されます。これに伴いまして、瑞穂市西部・南部の開発需要は高くなることが予想されます。

特に大野神戸インターチェンジから半径5キロメートル圏内では、既に東海環状自動車道東回りルートでも証明されておりますように、人、物の交流が広域化し、企業の進出が進むことが予測されます。

農業振興地域内の十七条地区にあります工場適地には、従来にも増してその需要がふえてくるものと思われるので、それにアクセスします県道岐阜県南大野線とか市道の道路整備を速やかに進めるように現在進めております。

また、市南部の宝江地区の市街化調整区域では、市の環状道路と位置づけております道路整備が進み、先ほど言いました安八町で計画されておりますスマートインターチェンジの影響も考慮して、地区内道路の沿線の農地の乱開発を防止するとともに、既存企業の育成を目的として地区計画を昨年策定しまして、今計画的な土地利用を図っている状況でございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま部長の御答弁の中にもございましたが、客観的に見ましても6車線化の計画されている国道21号線に近接する、また岐阜・大垣の中間点に位置いたします交通アクセス、利便性等の高い開発可能地の市街化調整区域であり、また主観的にもと申し上げるのは、地権者が多種多様な土地活用を願い、望んでおられる具体的な地域を申し上げます。横屋下吹地区の有効な土地活用及び土地開発についての市としてのお考えをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今、議員が御指摘の横屋下吹地区は、御存じのように国道21号線とJR東海道線に今一部挟まれておりますが、この中に安八町を含めると約26ヘクタールの面積がありまして、都市計画法上は市街化調整区域になっております。また、農地法上では第1種農地ということで優良な圃場が形成されて、宅地化を抑制する地域となっております。

しかし、国道21号線沿線上で交通アクセスは至極便利な場所でもありまして、商工業の企業誘致場所としては最適な場所ではないかと思っております。ただ、農地法上の制約も厳しくて、都市的な開発となりますと、現在では土地区画整理による計画的な基盤整備を整えた後でないと、この土地利用は困難であります。

この場所につきましては、既に民間開発の引き合い等、幾つもございました。これを実現させるためにも、地元地権者の意向をお聞きしながら、民間開発との調和を図る中で、その地区のまちづくりを進めたいというふうに考えております。今後、当地区の区長さん方と協議を進めるとともに、地区の調整を図りつつ、民間開発の力もかりながら、有効な手段をもってまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

私が先ほど申し上げた横屋下吹地区ですね。地権者の方の中にも、この土地を活用すること、また開発できるものであれば瑞穂市の発展にもつながるであろう、また今現在休耕田もございます。そんな中での活用を望まれて、またどのような開発ができるのかということをお慮されての私の質問でありますので、その部分は行政も、市民と共有する考えの中でしっかりと高め合える心を持っていただくことで臨んでいただきたいと思っております。

そして、今現在、大阪都構想、中京都構想など大都市の独立、自立、道州制の実現が大事であると世論も高まりつつあります。岐阜・大垣の2大都市に挟まれる地理にある瑞穂市が合併して10年目の今、将来ビジョンとして、そして中核都市として発展、自立し、市長のマニフェスト、人と自然に優しい災害に強いまちづくりを推進し、また実現するためにも、そしてその

自主財源の確保を高めるためにも、近隣・隣接各市町との広域での協力、言葉をかえますと合併というものを見据えた総合的な土地開発、そして土地利用が必要かつ重要かと考えます。

具体的に御提案させていただきますと、前議会でも申し上げましたとおり、先ほど部長の答弁にもございましたこの地区は、バイパスに近接し、アクセス等も十分に今現在でもなしているところでございます。そのようなことを考えますと、横屋地区への樽見鉄道の接続、また新駅の建設、そして部長の御答弁にもありましたが、この開発可能地の区画整理事業による土地の開発と商業施設の誘致のようなものが、将来瑞穂市が中核都市として、10年、20年先においても、岐阜・大垣市の両市に挟まれる中であっても、しっかりその存在、価値、意義を持つ都市として存続できるすべではないかと考える次第でございます。

今現在でも、瑞穂市は黙っていても地の利、利便性のよい瑞穂市でございます。人口は特異性を持ち、増加しているまちでございます。しかし、人がふえることは喜ばしい、うれしいことではございますが、それだけでは将来、しっかりとした中核都市としての瑞穂市は成り立ちません。しっかりと自主財源を担保、確保できる瑞穂市のまちづくり、10年目の今こそ、その将来ビジョンをしっかりと発揮され、各市町との協力関係の中でのまちづくりというものを考えていくべきだと思うわけでございます。市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうから森議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

活力あるまちづくりを進めるために、特に旧巢南の横屋地区、これはバイパスの本当にくろにございまして、これをずうっと通ってまいりまして、こんな場所はないわけにございまして、これを開発することによって瑞穂市の大きな活性化につながるのではないかと、こういう中におきまして、行為的にもいろいろ考えたらどうかという御質問ではないかと思っております。

いずれにしても、先ほど都市整備部長からお答えをさせていただきましたように、この土地を有効活用しようとするすると、現在は都市計画の中の調整区域に入っております、この関係は農地用法でさらに厳しくなりまして、開発は難しくなっておりますでございます。

ところが、特に岐阜県の高規格道路でございます南部横断ハイウェイ、国道21号バイパスの隣でございます。大きな区画整理事業等々でやれば、相応の可能性もあるかと思っております。

この地域におきましては、過去に私も巢南町のときに、ここに駅をとということでしたところでございます。そのときは28%の減歩が、あと本当に数人の地権者の方の賛同があれば立ち上がった。それが立ち上がっておったら、今そこに駅ができておるわけでございまして、本当に残念、今になりまして地域の皆さんも後悔をされておる、これが実態でございます。

そういう中で、森議員が広域的にということでございます。御案内のように旧本巢郡におきましては、合併をするときに、私としましては、せっかくの機会でございますので、広域の合

併という御発言が出ましたのでお話を申し上げますが、本巢郡の場合は平成8年から、よその市町に先駆けまして、あのとき日本の経済はバブルがはじけまして、どんどん国の財政が厳しくなっていて、山一証券とか北海道の拓殖銀行がつぶれていく中で、どんどん企業の合併、またりストラがありました。

そんな中で、行政がまさに親方日の丸とやっておってはいかん。これは国とか県がということではなく、やはりそれぞれの市町が真剣に合併を考えなくてはいけない。平成8年から取り組みまして、10年には本格的にしまして、いろいろコンサル等も書きました。この本巢郡1つが一番いいと、こういう結果。本巢郡1つと、そして本巢郡の北と南、そして本巢郡と安八町、本巢郡と大野町、この4つのパターンで調査をされまして、やはり本巢郡1つ。そのときの人口は9万8,000人でした。

私は本巢郡を1つにしたら10万ということで考えておったところですが、最終的には何回も議論してまいりました。4年間議論してまいりました。最終は13年3月20日、このことは生き証人で、私は頭の中にこびりついております。本巢郡7カ町村が最終的な結論を出す。これは真正町の役場の中で、7カ町村の首長が寄りまして話をしたところでございますが、この合併の問題は北方町がまだ考えていない。もう1つ、建制順にあれでございます。穂積町が実は本巢郡と一つの合併はやらないと、こういうことでございました。

けれども、私はこれまで4年間一生懸命やった。もう一度本巢郡を1つにするようにお考えできんか、考えてくれということ強く私は要請をしました。そのときは、結局はそういう形で、もう本巢郡としては1つに合併することは話し合わないという形で、それぞれができることからやろうと、こういうことで瑞穂市が誕生し、本巢市が誕生し、北方町が、こんなことになってしまった。

そういう中で、現在もとす広域連合の合併も踏まえて、広域連合が平成12年からスタートをしております。今、介護保険、そして老人福祉、大和園でございます。そして療育医療センター、これは福祉の関係でございます。そして休日急患事業、衛生施設、これを一部事務組合でやっておりましたのを広域連合で、本巢郡で今1つになって、この総予算が68億円、北方町の一般会計より大きい形で今運営がされておまして、その連合長を私がさせていただいておるところでございます。まだまだ旧の本巢郡のあれは続いておるところでございます。

その中での御質問でございます。本当の話が、先ほど申し上げました、将来はやはり日本も道州制とかいろんなことに進むと私は思っておりますが、その前に岐阜と揖斐川の間、ここに本当にきちとしたまちをつくっていく、こういうことも肝要ではないか。やはり岐阜とか大垣についたら外れになります。そうなりますと全く取り残されてしまいます。ですから、そのくらいのことを考えておかななくてはならない。そういうことを感じておるところでございます。

実は樽見鉄道の問題もでございます。こういうものも含めまして、今の横屋地区の関係で区画

整理をやりますと、はっきり申し上げまして国の助成も入ってまいります。今西部縦貫道路をやりつつある。ああいう幹線道路も区画整理事業の中に取り込むことができるわけでございます。

先般、下犀川の橋が完成しましたが、あの橋は区画整理に合わせた計画の橋がかかっておるわけございまして、過去の計画に基づいてあの橋が完成しておるところでございます。そういうものも含めると、旧巢南、旧穂積もあの橋によって交流がさらに深まる。また、十九条橋も8月には完成します。そして、東海環状の道路の完成をかんがみますと、そのくらいのことを行政が考えますと、まさに今、人口が本巢郡は10万6,000人でございます。岐阜県で人口が減っていく中におきましても、旧本巢郡本巢市、この瑞穂市は人口がふえるところでございます。そういうことも大いに考えるべきではないか、こういったことを私は思っておるところでございます。

今後、隣境とも総合グラウンドの建設とかということも踏まえまして協力し合ってできないか、そういったことを大いに話し合ってみたい、このように思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま市長の御答弁の中で、この瑞穂市が誕生する経緯も御説明いただきましたが、平成8年から平成13年まで丸5年を費やしたという内容でございました。

今後1年、2年でさらなる広域での協力的な行政運営というものが簡単にできるものではない。しっかりと将来を見据えた合併も視野に入れて、10年、20年先、中核都市としてこの瑞穂に住まわれる方が誇り、そして住み続けたいと思えるまちづくりを、今、他市町と協議をして進めることが待たないではないかと考えるわけでございます。先ほど御答弁いただきました、協議をしっかりとさせていただく中で、10年、20年先のまちづくりを議会とともに、行政と両輪の中で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上ですべての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（藤橋礼治君） 以上で6番の森治久君の質問は終わりました。

議事の都合によりましてしばらく休憩をいたします。再開は11時10分に再開しますので、そのようにお願いいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

議長（藤橋礼治君） 7番 棚橋敏明君の発言を許します。

7番（棚橋敏明君） 議席番号7番、無所属自民党会派新生クラブの棚橋敏明でございます。

ただいま、藤橋議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

それと、どうも傍聴の皆様、朝からありがとうございます。私たちの励みになります。どうもありがとうございます。

それでは、本日の質問ですが、1番、災害について、2番として企業誘致について、3番、ネーミングライツについて、4番、文化施設について、以上4つの項目にわたりまして、質問席より質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

昨日から一般の質問、会派代表の方、そして個人の方、先ほどまでで9名の方々が御質問なさいました。それで、どうしても私が今回質問通告させていただいていることと重なることがたくさんございます。しかしながら、重なっているということは、それだけ議員からのニーズ、そして市民の方々からも是非とも質問してくれというニーズがあったらと思って、まことに申しわけございませんが、同じことをしゃべらなきゃいけないということになりましても、優しくわかりやすく御答弁をお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは最初に1番として、災害についてということで質問させていただきます。

昨日も、西岡議員さんから質問がありました原発についてでございます。

昨日も市長の答弁で、3回ほどこのことについて答弁があったわけですが、一番最初は、市長から非常に熱のこもった、すごい御答弁がございました。そして2つ目、3つ目、どうしてもちょっとトーンがダウンしておったように私は察しました。これは、先ほど市長がおっしゃられたように、地球温暖化対策、これと相まって、どうしてもつながりがあることが、脱原発であることも事実であると思います。まして、このたびの大飯の再稼働につきましても、嘉田滋賀県知事、そして橋下大阪市長、どちらも恐らく胸中、堀市長と似たようなところがあったんじゃないかなと思います。しかしながら、私が思いますのに、原子力防災指針の基本、これが一番最初は、原発から8キロから10キロ圏内、半径ですね。それが、ここ最近30キロ圏内に広げられ、恐らくまた、何か事故が発生すれば、さらに広がる可能性があります。今、30キロ圏内ということになりますと、揖斐川町の夜叉ヶ池のかいわい、昔で言う広瀬の集落、そこから辺まで含まれるかもしれません。

それで私は、このまま本当に原発問題、このまちでも真剣に考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。そのために、私たちの岐阜県では、美濃加茂市において、とにかく研究してみようということで、研究チームが発足されました。昨日の答弁に引き続きではございますが、堀市長として、この研究チーム、早急に何とか発足させよう、そのようなお考えがあるのでしょうか、いかがでしょうか、お答えくださいませ。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。

今御質問にありました福井県の大飯原発でございますが、これにつきましては、世論を二分

し、総理大臣の発言によって再稼働ということになったわけでございます。また、こうした大飯の原発以外に、福井県内には、現在停止中ではありますが、敦賀の原発、美浜の原発というのがございます。私どもへ、約70キロから75キロと離れているところではありますけれども、決して影響がないわけではありません。

昨年も一部、地域の防災計画の中に文言を入れてはございますけれども、決して十分ではございません。現在、県のほうでもそうした対応等を考えておられますので、私どもも早急にいろんな情報を収集し、勉強をしたいと思っております。また、できる限り、また防災規約に反映をさせていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ということは、部長がおっしゃられるのは、研究チームを発足させますということで解釈してよろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私、小さく言って大きくやるほうが好きですので、大きく言って小さくやるのは嫌いですので、一生懸命勉強させていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ということは、部長1人で勉強するということですか、研究するということですか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ちゃんと職員一丸となって、また勉強させていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 昨日、岐阜県議会でも、一番最初に古田岐阜県知事が、とにかく情報が欲しいと。的確なる情報が欲しい。それでこのたび、揖斐川町も原発のオフサイトセンターからテレビ会議システムで即座に情報をお願いしたいと、それでテレビ会議ができるようにと、こういったことをするというふうで発表がありました。私たち、このまちも、岐阜県知事が昨日述べたように、的確なる情報、そういったものを即座にもらえる、こういったことは、一体具体的には何なのか、それをつかんで、的確にそれを市民に知らしめる、そういった方策が私は必要だと思えます。研究してます、研究してますじゃなしに、そのうちに、今の30キロ圏内危ないでっせという話は、昨日の西岡議員の風船の実験のように、こちらへ飛んでくる可能性、山ほどあるわけです。そうしたら、恐らく今度、50キロになります。その次は80キロになります。それは、そのときの読み方だけなんですよね。それで、例えば、風船の実験をもっともっ

と皆さんがなさったら、やっぱり80キロにせないかなあといったときに、何にも我々立ち上げたらへん、何にも事件もわからへん、何にも情報も入っておらへんでは何ともならんと思うんですよ。そういったことも踏まえた上で、しっかりとした研究チームを所内だけでなしに、やはり学識経験者、そして地域の方々を含んだ上での研究チームを私は発足させるべきだと思います。

どうしても、やはり今の状態で、まず立ち上げの段階は役所内でやるということであれば、それもやむを得ないと思いますが、行く行くはしっかりとした確なこと、これは市長自身も的確にその情報を知らなきゃいけないと私は思います。チームがやっておることやで、私は知らんわでは、これは絶対済まないと思うんですよ。そういったことに対して、市長はどのようにお考えですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうからもお答えをさせていただきます。

実は、この原発の問題におきましては、この議会の前にも部長会議におきまして、いろいろ検討を加えました。それぞれの意見も聞いたところでございます。御案内のように、すべての職員が、今回、この夏のことを考えたらやむなしと、こういう意見も出ておりましたが、やはり将来に向けては、早く原発はやめるべきだと、こういう話し合いもしたところでございます。いずれにしても、幾らこのチームをつくってやりましても、はっきり申し上げまして、原発をとめないことには、本当に、きのうお答えしたように、日本の、このやはり火山国、地震が世界の中で10%以上、この日本に集中しておるところで、本当に何が起きるかわからない、また、原発にひょっとして飛行機が墜落するとか、テポドンがお隣から誤射なり何なりで落ちたら、それはとんでもないこと。日本は一発で破滅なんです、はっきり言って。だから、こういう想定外のこと考えられますので、やはり、原発は廃止して、早く新しい再生エネルギーとか、そして新エネルギー、メタンハイドレート、こういった日本の近海には相当あるわけでございますし、またこの潮流を利用して、1,000メートルの下へ落下させて、そして発電を起こす、これはもう原発に比べたら本当に安く済む、こういうデータも出ておるところでございますから、そういうことに日本は早く大きな投資をしてもらって、脱原発を早くやるのが私は大事だと思います。

どんな対応をしましても、原発があつて、起きれば、これは何ともならへんことでございますので、そこら辺も踏まえまして、ということで考えておるところでございます。よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ですから、例えばこの研究チームを発足させたということ自体が、市民

の皆様が認知されれば、やはりそれだけうちの市長はみんなの命を大事にしとるんやというよ
うな認識が伝わっていくわけなんです。私はそういったこと、物すごく大事だと思うんです
ね。うちのまちはとにかく真剣に、原発のこと、どっちになるかわからんけれども考えてくれ
とるんやということ自体が僕は大事だと思います。是非とも、本当にこの議会が終わった時点
から、もう研究チームは発足してくださいよ、本当に。それで、命を考えておるんやと、市民
の皆さん、5万数千人の人を守っておるんやという、とにかくまずそれを考えてみていただき
たいと思います。

時間が残りございません。次の質問に入ります。

これも、昨日の件と重複いたしますが、東日本大震災のごみ処理について、これの考え方で
すね。最後の最終の灰の問題を伺いましたが、もう一度、これはもうある程度簡単でも結構で
ございますが、その灰がどうしようもないのかどうなのか、そこら辺、御説明くださいませ、
よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） きのうちもお答えした回答と重複しますが、今現在、西濃環境で
の焼却炉でしか、本市としては焼却炉はございません。そこの利用で、そこの3基、流動床炉
とそれから熔融炉です。皆、90トンの稼働能力を持っておるわけなんです。どうしてもそ
れには、きのう申しましたとおり、3%の灰が出ます。それを処理するには、安定型の最終
処分場でしか処理するということではできませんので、今現在のところでは、私どもの方法で、
一般廃棄物のほうのもので考えますと、それに関しましては、廃プラスチック等のものはコン
クリート固化で長野のほうで処理をしております。西濃環境のほうは持っていき先が違いま
すが、灰のほうを、きのう市長が申したとおりでございますので、それはどうしても出るもの
でございますので、そこの相手方のことがございますので、処分するには、そういう思いは、で
きることはやってあげたいんですが、条件がそろわないとできないということと、それから、
きのうも申しましたように、広域処理を引き受けていただいている自治体に、議員も一緒だ
と思っておりますが、感謝申し上げたいと思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） このことについては、県のほうからでも補助を出すから何とかしてくれ
と言ってきているわけですね。やはり、本当にその最終の処理物、灰がやっぱりどうし
ょうもないというところが原因なのかなと思うんですが、ただ気持ちは本当に持ち続けて、何か
かの方法が考えついたら、即座に行動を起こしていただきたいなあと思います。

時間の関係もありまして、次へちょっと進ませてまいります。

最近、ヘリコプターが非常に機能がよくなってまいりまして、防災だけに限らず、交通事故、

そしてからドクターの運搬、運搬というのはちょっと失礼な言い方になりますが、ドクターの方の輸送で、輸送というか運ぶということですね。高山の赤十字病院から岐阜の赤十字病院まで、これは日常茶飯でドクターが移動しているということも聞いております。果たして、このまちのヘリポート、これ確実にできているのかどうなのか。例えば、私たち、本巣市役所へ行きましたら、市役所の駐車場にちゃんとヘリポートがつくってございますね。ただ、それも後でつくったのかもしれませんが、駐車場の枠の中に割り込んでつくってありますが、果たしてこの瑞穂市は、どんなような準備がしてあるのか、お答えくださいませ。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず、交通事故等のドクターヘリの運用について、最初にお話をさせてもらいたいと思います。

ドクターヘリにつきましては、岐阜大学病院がベース基地となっております、大学病院のお医者さんを同乗させて現場へ駆けつけ、早期から医療活動を開始するというものでございまして、議員さんが言われたように、どちらかと言いますと東濃とか飛騨からの要請が比較的多いという状況になっております。と言っても、瑞穂市でも、実を言いますと2件ほど既に出動をしております。ことしの1月と3月ということで、瑞穂消防署のほうから出動要請をしたという実績があります。

それで、今の着陸ということでございますけれども、ドクターヘリにつきましては、私どもで4カ所、離着陸場を指定してございます。その場所はですが、牛牧の下畑の県警の機動隊の南側の広場でございます。そして、稲里の穂積グラウンド、北中学校の糸貫川運動公園、そして巣南庁舎の南側の巣南グラウンドということで、ドクターヘリのほうは4カ所設定がしてございます。

基本的には、ドクターヘリが離着陸する場所ということになりますと、消防本部が要請するわけでございますけれども、その場所へ来るまでに、その場所の使用許可、入り口の開錠、そしてから、やはり煙、ほこりやなんかも舞いますので、水散布などをして、そうした影響のないように準備をしてヘリコプターを待つという、いろいろ条件があるようでございます。

基本的には、瑞穂市内4カ所ということで、バランスがとれておるといってございまして、瑞穂市の場合は近くにいろんな大きな病院がございまして、ドクターヘリを呼んでというよりは、下を走ったほうが割方早いのではないかとございまして、現実には2回ほど、そうした要請実績があるということで、御報告をさせていただきたいと思っております。

もう1点でございますけれども、今度、災害等、自衛隊等のヘリコプターの派遣要請をした場合ということで、これにつきましては、詳しくは説明をしませんけれども、一応瑞穂市内で23カ所を指定しております。詳細につきましては、防災計画の中に場所が指定してありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） それにちょっと関連してなんですけど、震災時、要するに道路幅が非常に確保しにくいということで、今レッカー車との提携ということ、各ほかの市町でやっておられるんですが、当市においてはどんなぐあいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） レッカー車についても、最終的には、いざとなったときには民間のほうから借り上げるということで対応せざるを得んと思いますが、数がそうたくさんあるわけではないので、一体どのように対応するのか。また市内の自動車屋さん等も含めて、一度検討したいと思っております。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） レッカーにつきましては、本当に市内でもそれなりにレッカー車を持っている会社も結構ありますし、それと本当に、これいざというときに絶対必要だと思うんですね。やはり、特に国道を持っている以上、それから極端な狭隘道路、屏が倒れたらもう何ともならないと、ただでさえ4.9メートル以下、それで屏が両方から、例えば1メートルずつの屏が倒れてきたとしても、もうそうしたら残った道と云ったら3メートルあるかなしかですよ。それはもう本当に、レッカー車によけるよりも、人間の手で固まっているのをのけた方がいいのかどうかはわかりませんが、しかしながら、本当に方々でレッカー車は絶対要するようになると思います。今からしっかり、そういったレッカーの会社と提携なさり、それと同時に彼らの力、それからボランティア的な彼らの前向きな心、そういった、いい意味でのタッグを組めるように、今からお話をすべきだと思います。他市ではかなり進んでおります。今の部長のお話を聞きましたら、何かえらい部長張り切るとる割には大したことないなあと、つい思いますので、やはりそういった一番基盤になることをもっとしっかりやってください。お願いいたします。

続きまして、これにも関連しますが、通学路で事故が物すごく発生しているんですけれども、これが災害時だったらさらにどうなるのか。極端に言ったら、集団登校自体が、本当にこれがデメリットになっちゃう可能性も出てくると思うんです。そういった、災害時の混乱を考えて、カラー舗装だけでいいのかわからないのか。例えば、穂積中学校の前の通学路のカラー舗装。門が南側にあるのに、道路中心から云ったら、それが北側にカラー舗装してある。もともと、これは何考えておるんかいなと僕はつい思うんです。ですから、カラー舗装のところを歩かれないと。生徒さんが、どうしても正門出てから自分たちの歩きやすい、正門に沿ったほうの道を歩くわけですよ。ところが、舗装は北側にしてあると。これ基本的に間違っているんじゃない

かなと思うんですが、災害時のことまで考えたことがあるのかどうか。それから、ふだんの通学している姿を実際に、教育長、それから教育次長、見られたことがあるのかどうか。私、非常にこれ疑問に思うんですが、さらにふだんを見た上で、災害時どうなるのか、真剣に考えておられるのかどうか、御答弁ください。お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問について、お答えさせていただきます。

各小中学校におきましては、学校安全計画を作成しております。年間を通じて、登下校指導や通学路の安全確認、交通安全教室や自転車の乗り方指導を意図的、計画的に行っております。

小学校では、登下校の通学班への指導もあり、昨年度、登下校時の事故は1件のみです。

中学校においても、通学路での事故を踏まえ、特に自転車使用時のヘルメットの着用時の指導等、指導の徹底を図っています。昨年度は、教育委員会としましても、地震、台風等気象にかかわる対応のあり方を見直し、これまでの暴風雨警報発表時に加え、大雨警報、暴風警報発表時にも自宅待機や休校の指示を出すことにしました。これに伴い、各学校においても、災害対応マニュアルの見直しを図りました。これにより、大きな災害時には、学校待機で保護者が迎えに来る体制をとることを基本にしました。このことを踏まえ、これまで各学校で学期ごとに行っていた命を守る訓練、避難訓練の内容も見直し、保護者による引き渡し訓練を位置づけ、保護者や地域の方、見守り隊の方等の協力を得ながら実施しています。

登下校の安全確保につきましては、教職員や保護者、地域の方の協力はもとより、交通事故防止、災害時の危険箇所の把握等も含めた安全マップの作成等、再検討を図っているところであります。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ですから、もちろんそのようにやっていただけているのは非常にありがたいんですが、本当にやはり、その穂積中学校の、例えば、通学路のカラー舗装でもそんなんですけど、何か実情と相反しているというか、何かマッチしていない、それが見受けられる。それから、例えば、別府の狭隘道路の中を子供たちが通学する場合に、地震が起きたときに、別府のあの地域の中は、特にブロックの屏が多いです。下に石垣を積んでその上にブロックの屏があります。あのブロックの屏が倒れてきたらどうなるのか、子供たちは。そういったロケーションをしっかりと考えて、私はもう一度これを見直し、それと同時に親さんからもそのようなことも考えた上で、子供の通学路を考えてくださいと、集団登校の場所まで、もう一度見直しをしてみてくださいと、そういったことも指導してみるのも、僕は必要じゃなからうかなと思うんです。

なぜこういったことを思うかというのは、余りにも穂積中学校の前のカラー舗装が、なぜ北

側にやってあるのか、そういう基本的なことがどうも外れておられるような気がするもので、もう一度足元を見直すというような通学路の設定、そういったことを、やっぱり教育委員会のほうから働きかけていただかないと、これ地震が起こったら待たなしのこのですので、特に狭隘道路の中におったら、もうブロックの屏が倒れてきたら死にますよ、本当に。やはりこれ、いま一度そういったことを指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 先ほどの答弁でもお答えしましたように、学校側としても、今後、校外指導委員とか保護者の方、あわせて指導していきたいと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

それで、これにちょっとまた関連してのことなんですけれども、本巢縦貫道、これ北進が相変わらずやっぱり込みます。特に、排水機のところで堤防を直していたときですね。もう、北進はほとんど進まないという状態になりました。それぐらい、堤防道路がいかに利用されているかのあかしかもしれません。そこへもってきて北進は相変わらず1車線の北進です。これがやはり重なりますと、もう随分、歯科大のさらに南のほうから北進は込みます。そういったことを県のほうは御存じなのかどうなのか。それと同時に、災害のときに、この北進道路、これだけ込むのが、迂回路として込むからということで、別府の住宅街へ走った場合、皆さん早く家へ帰りたい、家族の安否が知りたい、早く帰りたい、携帯は使えへん、家へ帰りたいと思ったときに、果たしてこんな1車線でいいのかどうなのか。堤防道路があれば、それで助かるという部分もあるかもしれませんが、だけど集中するときは一挙に集中します。

それともうあと1つ、そのときに、この別府の狭隘道路、これが全体の市道の中の14%、別府だけじゃないですよ、狭隘道路全体がですね。それで、せんだってもしましたら、約240キ口あるわけですね、この市内に。果たしてこのままほっておいていいのかどうなのか。多少なりとも進んでいる部分がありましたら、御説明ください。お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 棚橋議員の御質問にお答えします。

平成23年の12月の議会でも同様の御質問がありましたが、北方多度線の交通量のピーク時間は、平日では午前7時から午前8時の間となっており、休日では午後4時から午後5時の間となっておりました。渋滞の発生要因となります国道21号の穂積中原交差点と市役所前交差点の交通解析では、平日では南進の割合が多く、休日では北進が多いという結果でした。両交差点の混雑度は、混雑していると判断します目安の1より大きな数字とはなりませんでした。また、南進と北進の混雑度のバランスは悪いものではなく、現況道路の限られた幅員及び車線数の中

での安全対策は適正であったと評価でき、現在の車線運用で問題ないと考えております。

なお、北方多度線は、穂積中原交差点から北方町地内の国道157号の交差点まで、岐阜県の第2次緊急輸送道路となっております。そのため、災害時には緊急物資の輸送及び人命救助のために必要な道路として優先的に利用される路線であることも御理解いただきたいと思います。以上で終わります。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 毎回毎回、私も聞いていても全然改善されていないようなものですが、データがそうであれば仕方がないんですが、ただし、また次回、私もこれ伺いたいと思うんですけれども、本当に災害のときどうなるのかということをご想定してみてください。普通の交通量だったら、それは確かにおっしゃられるとおり、平日はやっぱりこれでいい、休日のときは北進が多いよだというこの結果かもしれませんが、そこで、それじゃあ、ほんと災害が起きたらどうなのかということをご、1度また道路を走っておられるときに想定しながら、考えてみてください。

時間の関係もありまして、次に移ります。

企業誘致について尋ねます。

せんだって私が、前回の議会で伺いましたときは、とにかくこのまちにとってみたら、国道の6車線化が一番大事だと、それが進まないことには何ともかんと企業誘致は思ったように進まないという御答弁がございました。それで、その後、私、6車線のところ、4車線のところをじっくり見てみたんですね。そうしたら、驚いたことに、これひょうたんみたいになっているんですね。このくびれているのが穂積の中原、ここから揖斐川のところまでですね。それがまた、大垣へ行ったら6車線になっているんですよ。これは本当に、僕、何のことかいなと。いかにこのまちに政治力がないのかなと、つい思っちゃったんですよ。

それか、調整監が一生懸命やってくれても、なかなかならんのかもしませんが、これおかしな話だと思うんですね。何で大垣が6車線になっていて、それで瑞穂のところまで4車線になって、それでまた岐阜へ行くと6車線、何とかならないものなのか。市長として、かなり国・県へ要望されていると思うんです。

〔発言する者あり〕

7番（棚橋敏明君） 力がない。政治力ですか。これ何とかせないかんと思うんですが、ちょっと御答弁ください。自身持って答弁できる方、お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

この国道21号、これは岐阜県の南部横断ハイウエー、高規格に位置づけられておる重要な道

路でございます、ところが瑞穂市の中だけが、実はこういう形でできておらんということ。これはもう本当に、私いろんな会議のあるときに声を大にしてお願いしておりますし、これは国道事務所でございます、国のほうでございます。ですから、国土交通省の岐阜国道事務所のほうへ、強く要望をいたしております。

なぜ、この道路、こういうふうでできたかといいますと、やはり穂積地内というのは海拔が低いところ、はっきり申し上げまして。ですから、この高規格の道路は災害とかいろんなことがあったとき、やっぱりそういった車だけは通さなくてはいけないというところから、水害に絶対に乗らないように、そういう設計で高くされております。ですから、田んぼと大きく高くなってあります。そういう関連がございまして、本来でございましたら、6車線化のこういう道路は、両サイドから2車線ずつにして真ん中を残して、そして最後に6車線化をやるんですが、ところがここだけは、真ん中を2車、くろをやりますと高低差がありますのでお金がかかるもんですから、これを省いて真ん中だけ2車線やって、そしてくろが残っておるもんですから、なかなかお金もかかりますし、この国のほうも、そこへもってきて、現在東海環状自動車道を早く費用対効果から完成させたいということで、そちらに向いておる。県もこの東海環状に約1,300億から1,400億のお金を出さなくてはいけない、この国道21号の整備でも約三十二、三%は国道でも県が出さなくてはならない。県が今そちらに集中しております、いうてもなかなかできんのがあれでございます。

ようやく今年度予算がついて、この国道の、今度は6車化したときにそれぞれの、私どもの市道なり県道がございまして、これの取りつけが難しい。その段階の設計を今、国のほうでしてございまして、ようやく前へ進もうとしておるところでございます。御理解をいただきまして、一生懸命しておりますので、その点はよろしくお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今のお答えのようにも、とにかく政治力を大發揮して、120%の政治力を出して、とにかく早急にお願いします。そうしましたら、大垣まで全部6車線、それで我々のところへもどんどん企業が来てくれるようになってくると思いますので、これは是非ともお願いいたします。

それから、同じようなことで、せんだっても商工会のほうから市街地活性化構想策定調査報告書が参りました。でも、実際問題、補償などを考えたら、私はなかなか難しいと思うんですよ。ですから、いっそのこと市として、今後の10年後、そして20年後、さらなる50年後を考えたら、新穂積駅、または瑞穂駅でもいいですよ、これを考える。それからもう一つの基幹である国道21号線に、本当にいい意味での道の駅、これをバシッと僕はつくるべきだと思うんですよ。ですから、どこにそれをつくるのか、いろんな構想がいろんな話がいっぱい出ています。

50年後、あいつがつくったやつや、あのときの議会がつくったやつや、あのときの市長がつくったやつや、あのときの市民がつくったやつやと思われるくらいビシッとしたことをやるべきだと私は思います。10年、20年、そして50年、いい意味での遺産を残す、私は非常に大事だと思います。これから交通網がもっと発展してきたら、道の駅はもっと大事になってきます。鉄道の駅と同じように大事になってきます。そういった意味からも、私は瑞穂駅、新穂積駅、そして国道21号線の道の駅、これ真剣に、瑞穂の宝になるべきものをつくっていただきたいと思うんですが、そういった構想というのはどこかにあるんですか、お教えくださいませ。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今、新駅構想と道の駅の話が出ましたが、新駅構想につきましては、第1次総合計画の中にもまだ残っております。これについては、今現在の穂積駅、先日の全員協議会の中でも穂積駅の中心市街地活性化の構想が出ておりますので、当面はその提言に基づいて、整備について計画等していく必要があるのではないかということを考えておりますが、新駅については、いろいろな方向で検討が今までなされてきました。これも、消えたわけではございませんので、引き続き検討が必要であるというふうには考えております。

それから、道の駅につきましては、国道21号線がございます。過去は、全県下、道の駅を1つつつ作るという構想もございました。ただ、なかなか道の駅といっても、地域の農産物の販売とか、基本的には、道の駅自体はモータリゼーションの発展による休憩施設と情報発信基地、それから地域交流の場ということで、農産物の販売所とか、あと観光施設、そういうものをつくるのが本来、道の駅なんですけど、こういうものにつきましては、県のほうも財政上なかなか今は難しい状況にあって途絶えておりました。ところが、最近、御存じのように、池田町とか、この前新聞報道がありました、ちょうど東海環状の関係で大野神戸インター、このあたりにも設置の計画がまた出てきております。この辺も踏まえて、道の駅構想というのも、まだ途絶えたわけではございませんが、実質、うちの地域の関係の地産地消ということになりますと、JAの力を借りるという形になります。これを借りますと、先般、地産地消の話でもありましたが、JAぎふは「おんさい広場」という展開をしておりますので、今のところ、農産物の販売については、旧の真正、岐関線にあります、おんさい広場を活用してということですので、今のところ道の駅の設定については考えておりませんが、今御提言もありましたので、研究はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今の道の駅も、随分構想が変わってきまして、特に新東名高速道路ができて、サービスエリアが以前の考え方と全然違うわけですね。本当に道の駅は、随分農産物ばかりでやってきたんですけども、これからは、本当に新東名高速にできたサービスエ

リア構想みたいに、ちょっと考え方を考えるべきだと思いますので、1度またそういった意味からも、部長のほうでいろいろ研究なさってみてください。農産物だけではない、農産物も含んで、また地産地消も含んだ上での、もっとまた違った意味のサービスエリア的なつくりかた、そういったほうに方向が変わってきているはずですので、御研究を続けていていただきたいと思います。そして、必ずや実現に向けてほしいと思うんです。ここに道の駅があってよかったなあというときが必ず来ると思います。それが、また瑞穂の一つの起点というか根元になると思いますので、お願いいたします。

その次に移ります。

今回のドン・キホーテの進出、そしてまたカーマさんの進出、これが、前回提示のありました資料が一部、もう早くから回ってしまっている関係もあって、いろんなうわさが出てしまっております。だけど、このうわさのことに對しては仕方がないとしても、なかなか人はいいいことは伝えないものですから、ついついけったいな店が来るんじゃないかとかいううわさになってしまっているのが事実ではございますが、しかし、私はそのうわさの以前に、ちょっと考えていかなきゃいけないのが、例えば、ドン・キホーテさんの営業時間の問題も含んで、市の条例のほうで、企業誘致のある程度のしっかりとした条例を持っていけば、指針というか、条例をそれにしておけば、私はこういった問題が余り波及しないんじゃないかなと思います。例えば、以前モーター規制条例というものがございました。決してそれが、旧穂積町において発展を阻害したものではありません。例えば、モーターが来なかったら、もうこのまちは発展せえへんとか、そういったものではなかったと、結果的には僕は言えると思いますので、そういった企業誘致のちょっとした取り決めというか条例、こういったものをつくられたらいかかなと思うんですが、またそういったことを研究なさっておられるかどうか、報告できる部分がありましたら、御報告をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在、ヤナゲンF A Lのところドン・キホーテの進出がございました。大店舗の関係での届け出、いろいろ協議もかけております。それから、特に前回の協議会后、P T Aの関係者、それから地元自治会等の話し合いもして、順調に営業時間等の制限とかいろんなこともドン・キホーテサイドと話し合いをしているところで、協定書の調印にもうあとわずかですとどり着くところになっております。

逆に、企業誘致条例と、それから規制をかけるという形になりますので、これは相反する部分がございますので、その辺も研究しながら、今後、緑化の話もございまして、いろんなことがございますので、こういうことも研究して、制限をかけている市町も調査したところございますが、これがいいか悪いかということも含めて、いろんなことを研究していきたいと思っております。制限の中には大店舗の規制もございまして、こういうものもクリアして、実際に

は、企業、いろいろな業種がございますので、それに即したような形で協定が結んでいければ一番いいかなというふうには考えておりますので、文書とか条例なんかではなかなかつくりづらいたところもあって、当然、一部欠陥も出てきますので、そういうところもクリアできるようなことを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 柵橋敏明君。

7 番（柵橋敏明君） よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、その次の質問に移ります。

ネーミングライツ、これは皆様もよく御存じだと思いますが、岐阜県のほうもあんまりお金がなくて、今、例えば昔の県民体育館、これはヒマラヤアリーナといいます。ヒマラヤさんが東証一部に上場されましたが、それ以前に、2 部上場のころに、ひとつ名前を冠にしてお金をもらえないかということでやられました。それと同じようなことを、ほかの施設でもいろいろ売り込みを図りました。

それで、果たして今度私たちのまちで、今、固定資産税が見直し時期になりますと、どんどん減ってまいりました。それで、今回30億を切るようになりました。さらに、今度3年後になりますか、見直しが。3年後の見直しのときに、またこれは減るわけですから、恐らくこのままの経済情勢でいったら、1億5,000から2億ぐらい減るんじゃないかなと思います。そういったことも踏まえ、やはり税収入が減っていく、そうしたら私は、このネーミングライツ、これを何とか活用できないかと。例えば、はなみずきホールがあります。それで、このまちにも有力な企業が幾つかありますね。あんまりここで企業名を出してはいけないんですが、なんとかなんとかの食品メーカーと仮にします。なかなか難しい、企業名を出すのは。それじゃ、その名前をつけて、はなみずきホールにすると。それで、月額10万円くださいと。5年計画ですよということになれば、年に120万もらえます。5年計画で600万もらえます。それで、はなみずきホールはそのまんま運営していけばいいわけですね。向こうが名前を冠にした部分は向こうにかえてもらえばいいわけですから。それで、なおかつ向こうは、文化的にいろんなことをやってきたと。例えば、スポーツクラブが隣の柔道場ですか、道場、名前をつけたとしますね。あそこやったらあんまり高くはお金もらえないかもしれませんが、例えば、それがヒマラヤ道場と仮にしまして、月にほんなら5万円くださいなと言ったら、乗ってくるかもしれません。でも、5万円でも、例えば年間で60万。それで、5年契約でしたら300万入ってくるわけですね。それで、私たちの手は何にも汚さないくてもいいし、それで相手が有力企業であれば、彼は文化にお金を出したということで、一つのカルチャー的に、彼らの会社のムードも高まりますし、イメージも高まります。例えば、今回のカーマさんが来る、そしたら堤防に橋をかける。その橋は、市道に今度籍が移ったときに、カーマ橋にしますからお金くださいよと

言ったら、案外乗ってくるかもしれません。朝日大学の隣の橋でも、歩道をかけるときに、これを朝日大学橋にしたらどうですか、頼むで朝日大学さん、5年で契約してくれんかねと言ったら、乗ってきてもらえるかもしれません。そしたら、月に3万円もらえたら、どうなるんですか。これもお金がもらえます。

これから、やっぱりいろんなお金をどうしてもつくらなきゃならない。例えば、孔子の言葉にこんなことがございます。この孔子の言葉は、今風に言いましたら、税金は節約して使え、税金は安いほうがよい、公約は守れ、これ、孔子の言葉を今風に訳すところなるんですね。ということは、税金を少しでも安くしてあげないかんということやったら、やっぱりネーミングライツ、例えば、今の瑞穂バスでもそうですね。やっぱり本当に役に立つのは、施設の方々が使っておられるケース、それと穂積駅だと思います。そうしたら、例えば、あるデイサービスの病院さんがあるとします。市内にも何カ所あります、例えば、吉村さんあり、名和さんあり。例えば、名和さんの前やったら、名和デイサービスセンター停留所にすればいいし、吉村さんだったら、吉村さん停留所でもいいんですけども、そういったことにして、そのかわり看板出させてもらいますからいかがですかと、看板代ちょうだいできませんかということも一つのビジネスだと思いますし、極端なこと言ったら、今、岐阜市では公園内に自販機も置いておられます。少しでも収益を得ようとしておられますね。瑞穂市は金に困っていないから悠々としたもんかもしれませんが、ここら辺、いかがお考えか、ちょっとお答えがありましたら、お答えくださいませ。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 棚橋議員のネーミングライツについての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、今後の税込等の増収は見込みづらく、厳しい財政状況になってきております。御提案は、さまざまなアイデアで公共施設への広告掲載など、財源確保を図ろうといわれるものと受けとめておるところでございます。

市の施設の命名権を一定期間与え使用料を得るネーミングライツは、公共施設でも広域において多くの自治体が使用する政策として有効であると考えています。例えば、名古屋市の市民会館が中京大学文化会館など、東京では渋谷公会堂が企業名になりますが、ホールというように有名になってきております。県内においても、岐阜県が行っておりますし、岐阜市におきましてもそれぞれネーミングライツが行われている状況です。

現在の瑞穂市では、行政改革の中、事務合理化策としまして、市のホームページのトップページに事業者からのバナー掲載を募り、広告料をいただいております。市役所の窓口を設置する封筒にも、無料で提供していただいて、この封筒に企業名の広告が掲載されており、庁舎の利便性に寄与しております。

議員御指摘の御質問の内容は、このような小さな事例ではなく、例えば、穂積中学校の北側

の別府水源地の施設にJRよりよく見えるために、企業の広告等を掲載し、使用料を得ることと考えております。ただ、景気状況も冷え込んでおりますし、駅前の看板等もあきがあるようなので、どのようなことができるのか、どのようなことが可能なのかというようなことから、検討していきたいと考えております。

2点目ですが、橋とバス停の提案をいただきました。都市部におきましては、横断歩道橋のネーミングライツは自動車の運転手からよく見えるため好評のようです。議員御指摘の橋やバス停に企業名を書き込むことは、スペース的にも見えにくくなる問題、それから投資できるだけの価値があるかというような問題、短期間で幾つもの名称変更にならないかというような機能や位置がわかりづらくなれないかというような、数が多いため利用しづらくなれないかというような問題がございます。また、災害時においても、位置確認で混乱など、市民の方の混乱を招いたりするようなこともあるかと思えます。市民の感情も含めまして、市民の意見、市民の声を十分に聞きながら検討すべきと考えております。よろしく願いをいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 森部長から、本当に丁寧な御説明、ありがとうございました。

本当に、今おっしゃられたとおり、東海道線から見たときの水タンク、あれは絶対使えると思いますので、是非ともネーミングライツの第1号、第2号ということで、何とか企業を探し当てて、やってみていただきたいと思えます。特に私どもの各部長さんというのは非常に営業力のある方が多いですから、特に早瀬部長なんか、どちらかと言ったら民間企業の部長、営業マンができそうな感じもございまして、是非とも本当に売り込んでいただいて、そういったネーミングライツで収入を得ていただきたいと思えます。どうか、私のほうからもよろしく願いいたします。

それでは、その次の質問に移らせていただきます。

文化施設についてということで、質問させていただきます。

まず、私は以前に市長からも回答をいただいたんですが、20年の12月議会、それから21年の6月議会で、私は中山道の松並木、それから中山道の案内板、これの、よっしゃ、やろうやないかという了解をいただいたように思いますが、それと、ちょっとまとめてその次も申し上げますが、そのときに自転車道の整備もしてやろうやないかということを経く伺ったような気がするんです。ただ、受けとめた私としては、それもやってもらえるもんやぐらいに思っていたんですが、なかなか遅々として進んでいかない。ところが、その間に、例えば岐阜市ではハーフマラソンなんか物すごく進んできたわけですね。それでことしのハーフマラソンは1万人を超えています。それで、1人頭6,000円いただくんですね。あれは、もともとが本当に小さなきっかけなんです。堀市長の友人の長良川走ろう会の理事さんと言えば、市長は御存じでしょ

うけれども、その理事さんと細江市長が話し合って、高橋尚子さんをお願いしてハーフマラソンやろうやないかって始めたんですね。そうしたら、応募者が1万2,000人、それで1万人しかだめですよと言って1万人に絞り込む、それでも1人6,000円、1日で6,000万入るんですよ。そこへ、スポーツ器具メーカーから寄附金をいただき、その割引券を景品として渡しているような状態なんですね。ですから、私はこの自転車道の構想、それから桜の木の並木の構想、それからこの松並木、そういったものすべてが私これに使えるとっていたんですよ。それで、もう1つ言わせていただければ、美濃市は、後藤という、あるスキーのチューンナップの有名な男が、有名といっても県内で有名なだけなんですけど、その方が石川市長と相談して、ツールドジャパンという自転車レースを呼び込みました。そうしたら、そのことで刺激を受けた美濃市内の企業が自転車までつくることになったんですね。それぐらい、その企業も育っているわけなんです。それと同時に、例えば、私たちのこの瑞穂市には、市の職員で以前おられました、今は亡くなられてしまいましたが不破さん、それから岐南工業、朝日大学で名監督として名高い山崎さん、この方々もこのまちに住んでおられるわけですね。ですから、私はこの松並木、そして中山道の看板のこと、それから桜の木の並木、自転車道、これをひっつけて、この瑞穂の名物をつくりたかったんです。でも全然進んでいかない。そこら辺どうなっているのか、一遍ちょっとお尋ねしたいんです。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず、中山道の松並木の復活につきましては、市内の関係者の皆様方の御支援をいただきながら、事業の整備の計画を立てました。約680メートルで6,100万ぐらいの事業費になりますが、これについては計画を立てましたが、地元調整の結果、なかなかうまくいっていないというような状況でございます。ただ、歴史的な街道の復活に向けて、今後も調査、研究を進めていきたいと考えております。

それから、中山道の看板でございますが、美江寺宿から小簾紅園までにつきましては、かなりの看板数、十五、六本、関連する看板が立っておりますが、残念ながら河渡宿まで、東のほうですが、こちらにはございません。こんな関係で、観光で散策やなんかの方も多くございますので、この看板につきましては、県から関係市町村に、デザインを統一化した形で、デザインも決まっておりますので、こういう看板の整備を少しでも進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思いますし、桜の木につきましては、水と緑の回廊計画ということで、市内の企業の皆様方からの御支援等いただきまして、1,300本ほどの桜の木の植樹を今、堤防道路中心に終わったところです。今後もボランティアの方々の募集を募りながら進めていきたいというふうに考えておりますが、おおむね堤防道路に植えられる桜の木は終わったところでございます。今後もそういう形で進めていきたいと思っておりますし、自転車道の整備については、堤防道路を利用した自転車道とかなんかについては、幅員が天端で3

メートル必要とか、いろんな制限がございますので、なかなか難しいところがございます。そして、まだまだ瑞穂市の中ではインフラ整備が終わっておりません。幹線道路の整備のほうに力を今入れておりますので、そちらの整備の中で、広い道路については3.5メートルの自歩道、自転車と歩行者が行けるような道路の整備も同時に進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今、部長から説明がありましたとおり、桜のほうは終わったということですが、松、そして桜、そして本当にこのまちっていい並木ができてくると思っていますので、市長があと在任として3年ございます。市長の在任中に、何かこれ、つくり上げてきたものを産物として、瑞穂のスポーツイベントといいますかスポーツ名物、そういったものをひとつ、つくり上げていただいて、瑞穂って名古屋じゃないんやな、岐阜にあるんやなあとと思われるような瑞穂市、こういった広報ができるようなイベントができる、また名物ができるまちにしたいと思っています。

ちょっと時間がございませんので、もうあと1つだけどうしてもお願いしたいことがございますので、ちょっと移らせていただきます。

せんだって、瑞穂市民吹奏楽団という演奏会が、お隣のサンシャインホールでありました。それは、教育長のほうから、教育支援センターという場所を使えるようにしていただいたからということで、すごくその演奏がうまくなっております。すごく成長しておられる。私は本当に、余り教育長をそうべた褒めはしたくないんですが、そういった本当にいい練習場を紹介なさり、そこを使っていいよということにされた、そのことがあれだけ、本当に他の市町へ持っていったらおかしくないような演奏ができるようになってきたということは、僕は非常にすばらしいことだと思いますので、ほかの施設も、やっぱりそういった文化協会、いろんな団体に成長を促せるような施設の分配方法、そういったものを考えていただきたいと思いますが、いかがなものか、御答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 教育支援センターにつきましては、基本的には学校関係者の研修場所として位置づけられております。また、教育センターにあります適応指導教室アジサイスクールが活動しておりますので、平日の昼間は貸館が難しい状況です。平日の午後、それから土日につきましては、今現在、議員が言われましたように、瑞穂市の市民吹奏楽団、それから穂積ウインズ、なかよしクラブすなみ等が利用しております。稼働率は70%という報告を受けております。限られた施設ですので、その施設をいかに有効的に利用していくかというのが今の瑞穂市の課題ではありますが、こうした施設も10人以上の方で団体登録をしていただければ、

年度の始まる前にはいろんな調整をされて、使用できるようになると思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 以上で、7番の棚橋敏明君の質問は終わりました。

7番（棚橋敏明君） ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

午後は、13時30分から開会します。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時28分

議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

8番（堀 武君） 議席番号8番、みづほ市民クラブ、堀武です。

前回までは一人会派でやっておりましたけれども、このたび3人で会派を組みまして、市政のため、市民のために議会活動を通じて頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、教育長に、教育現場におけるいじめの現状とその対応について。そして、穂積中学校と穂積北中学校の逮捕の現状について。そして、子ども議会が今年度も開かれると思いますが、その子ども議会に当然議長、副議長を選出されると思います。そのような観点から、瑞穂市政治倫理条例、瑞穂市議会基本条例による公人としての議員、特に議長、副議長の人格、倫理観についてどのような認識を持ち、そして子ども議会の議長、副議長にどのようにその立場をお教え願ったかをお答え願いたいと思っております。最後に、広瀬時男副議長の、平成21年11月13日臨時議会終了後、全員協議会における言動、平成22年3月24日、議会後、小川議長主催の懇親会会場での言動について、教育現場の影響はあるのかないのか。私は非常にこの点に関して、副議長という立場は、きのうのように議長の代理をし、そしてあらゆるイベント、それから教育現場において、来賓としてその高潔さを求められる。そのような立場にある副議長の言動に関して、教育長に、どのような解釈、どのような観点を持っているかを質問したいと思っております。決してこれは私の個人的なものでなく、公人としての言動を問うものでありまして、決して広瀬時男さんの私生活及びその言動について問うものではありません。あくまでも副議長としての倫理観、人格、そしてその影響力について問うものであります。その点を十分に理解しておいて、教育長より市の教育現場に影響があるかどうかを、私自身がこれから質問することに関してお答えしていただければ結構だと思います。よろしくお願いをいたします。

以下、質問席で質問させていただきます。

まず最初に、瑞穂市における教育現場のいじめをどのように理解し、基本的な対策、対処はどのようにしているか。特に、これは朝日新聞に載っているんですけど、「親の無理難題、困る学校」、頼まれないのに給食を出すな、あの子と我が子を別の班にしろ、公立の54%にそのような経験があると県教委が調べております。

対応に苦慮した実例として、保護者間のトラブルがあり、不仲の保護者の子供とは一緒に登校させられない、登校班を変えろと要求。子供が家庭学習用の音読カードに回数を多く書いたり、親のふりをしてうそを記入したりしたのに気づいた保護者が、教師が子供のうそを見抜けなかったとののしった。給食費の集金に家庭訪問すると、頼みもしないのに教師が勝手に給食を出している、うちの子には給食は出さないでほしいと払わなかった。いじめにより子供が不登校になったとして、加害者と名指した生徒の保護者に金品を要求。

理不尽な保護者のタイプ。不満型、子供が自分の思うようにならないいらいらを学校の責任にする。盲目型、盲目的に自分の子供の言い分が正しいと信じている。溺愛型、自分の子供しか目に入らない、学級編制まで口を出す。ストレス発散型、不満を訴えられるところが学校しかない。幼稚型、権利は義務と責任を果たした上での初めの主張であることを理解していない。

私は、このモンスターペアレントに関してたびたび質問をしております。特に子供のいじめ、それには教育長もたびたびその辺のことで答弁願っています。特にその辺と、親のモンスターペアレントに対する対処、そして先生のうつ病、そして休職、復職ができないようなことが現実起きてきているのか。もし起きていたら、その辺の対処はどのようにされているのか。これは非常に重要なことなものですから、御答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） いじめということにかかわって、モンスターペアレントのさまざまなタイプも紹介していただきました。

私どもとしては、いろいろな御意見をいただくわけですが、そのことについては、一つの子供の行動の仕方とか、受けた事実について、申し入れがあったような場合、その事実を確かめるということがまず第一でございまして、その事実をもとにして、その事実があったかどうか、それから受けた側とそれを行った側と、その両方の意見を聞きながら、これからどうしていくかという視点で指導をしているということが現状でございます。市内でもいろいろな親さんからの御意見はいただいて、各学校ごとに対応しているという状況でございます。そういったものについては個別個別の事実でございますので、よく事実を確かめて対応するというところでしております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） この問題は簡単に教育長も答弁できないと思いますけれども、よくその

辺のことを把握していただいて、そういうことに本当に親身になって対処していただきたいと思います。だから、問題が起きるよりも、問題が起きないように対策というんですか、方向性というのをぜひしていただきたい。

次に、いじめの内容ですが、これは初めて私も聞きますけれども、いじめには暴力的行為、おどし、また脅迫、挑発的行為、侮辱、仲間外れ、たかり、うその情報を流し人格を傷つけることなどがありますが、そのような行為というんですか、教育委員会に報告されている中でそのようないじめの現状、そのような形が現実的にあるのか。一番多いのは何なのか、そしてその対策はどうしているのか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） まず国の「いじめ」のとらえから触れさせていただきます。国のいじめのとらえというのは、当該児童・生徒が一定の人間関係がある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとなっております。岐阜県といたしましてもこれを受けて、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。いじめられた側がいじめと感じれば、いじめと判断するととらえます。したがって、そういったいじめ行為があると申し出があった段階で、それはいじめという認識に立ちます。

しかし、そのいじめというものについても、いろいろな誤解がある場合もございますので、先ほども申し上げましたように、その事実を確かめる。そして、その確かめた事実をもとに、悪いということはいじめた側、本人はその意識がなくても結果としていじめてしまったという事実についての反省を促して、必要なものについては、加害者、被害者、両方を同時に指導して、あるときには親さんにも理解していただいて、親さんと子供、それは加害も被害もなんですけれども、両方が二度とこういうことが起きないようにということで確認をして、その後、見届けていくという動きをしております。

それから、いじめの様態といいますか、こういったものは結構、仲間外れとか、それから理由がわからないんだけど、こづくとか、ぶつかってくるとか、そういった軽微なものがほとんどということですが、ただし、仲間外れというものは特に中学生期になりますと大きな精神的な傷になりますので、そういったものについては指導も慎重に、また集団でその団体に対しての指導をする必要もあって、そのようにしておるところでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） 教育長の答弁はそのとおりだと思っています。その辺のことで、やはりそうした両者に関して理解をし、そして悪いことは悪いと。その辺のことで、加害者が被害者に対して謝るという姿勢。ただし、その中で一番問題になっていくのが、よく子供間のところ

であるように、「先生に訴えたやないか、あのやろうは」と陰口をたたくような対応というのは結構子供にあるんですけども、これは物すごく悪質な形ですけども、そういう事例があるのかないのか。あるとすれば、私は多々あると思っておるものですから、その辺のことの教師側の、その対処後の関係というんですか、子供さんのケアというんですか、加害者・被害者ともですけども、そのようなことのないようにはどのような形で対処しているか、お答えください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） いじめられたと本人が認識した時点で、いじめであるにとらえた時点で、それ以前のいじめの認識というのは私たちから見てこれはいじめだという内容だったんですが、国のほうから、これは被害者の立場に立っていじめというものをとらえるという大きな方向転換がありました。それ以降に、そういったいじめの認識は大きく教育現場では変わりました。

ここで話題にしたところは、だれに相談ができたのかと。これが担任であったり、保護者であったり、友達であったりという、相談相手がいるのかいないのかと。そして、それが少しでも先生のところまで来て、みんなで解決を図っていく、みんなでそれを見届けていくという体制が大変大事になってきたということで、こういった子供間の、例えば子供の言葉で言ったら「チクった」という言葉ですよ、親にそれを言ったとか、先生に言ったと。それで僕はこんなひどい目に遭っているんだみたいな、逆にね。そういう意識が生まれないようにするために指導を、親さんも含めて、みんなの見ている前で1つの行為を反省して、それ以後のあり方を約束すると。そこまではいくんですけども、それ以降も、やはり子供の感情として好ましく思わないという感情が生まれることは多々ございますので、そこら辺を、その後の様子、それから被害を受けた子のその後の表情とか、そういう様子も注意深く見守っていくということで、指導を継続するというところでやっております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） やはりその辺のことが一番重要なことだと思います。謝ったので終わったというんじゃなくて、やはり子供のさっき言われたような感情の中にはチクったという感情があって、ちくちくと嫌がらせをする。精神的に参ったところにまたそれをやられると、どこへも持っていく場所もない。非常にうっかつした感情、それがひどくなればうつ病になる。そして、それから発展すれば自殺というような悪循環。だから、持っていき場所のないような生徒が出る危険性があるものですから、特に教育現場においては、そういう相談を受けた後の、要するに加害者というんですか、その生徒の態度、そして被害者の生徒、その生徒をいかに見守っていくかということが非常に重要な教育の場だと思っております。

特にさっき言われたように、中学生の精神教育においては、やはりいじめというのは将来に対して非常なハンディーになりますし、それが原因でまたいじめを、それ以上に弱いものにいじめをするという悪循環にもなりがちなものですから、特に教育現場においては道徳教育と同じようにその辺を十分に気をつけてやっていただきたい。特にそういうことに関しては、大阪市長の橋下市長じゃないですけども、教育長に、多大な権限を持って、そして毅然たる態度で教育指導をやっていただく。そうでないと、やはり教育の現場は校長、職員だけに任せるんでなくて、やはりしっかりしたリーダーのもとにこのことをやっていただきたいと私は思っております。

次に、これに関しては個人的な問題もあるものですから触れない点多分にありますが、生徒の逮捕が瑞穂市において2件も発生した、これは非常に私としては異常に思われます。逮捕という最後の手段に至る経過と、その被害届はだれがどういうふうに出したか。特に私は、最後の手段というのは、その前にどういう対処をしたのか。被害届はだれが出したのか。その被害者はだれだったのか。その辺について、答弁できる範囲で結構ですから答弁してください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。
教育長（横山博信君） 昨年12月2日、それからことしの5月27日と岐阜市内の中学校で中学校の生徒が逮捕された事案につきましては、これは学校名が公表はされていない状況でございますので、市内の中学生として答弁させていただきます。

これは、その都度、議会の皆様には御説明を申し上げたところですが、当該生徒の逮捕までの経緯、被害届云々につきましては、詳しいことは、個人の問題を公にすることになりますので、大変この場でお話をしにくい内容でございます。これまでの経緯といいましても、その1件で逮捕とか補導されたとかいうことではございません。それまでに似たようなことがあり、そして保護者の監督の行き届かないところで家庭にも戻れない、戻らないという状況の中での逮捕が行われたということ。それから、被害届ということにかかわりましては、その生徒への指導の経過の中で、胸ぐらをつかむとか、足をけるとか、そういった行為の中で被害ということで出されたものが被害としてあります。また、ほかには万引き等、その他の場所でのそういった行為もございまして、そういったものをトータルして、今、深く反省してやり直しをするために必要ということで、逮捕に至ったというふうに考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） その辺のことが万全だったかどうかというのはしっかりわからないんですけども、やはり家庭環境、それから本人がメンタル面で、要するに適応できないとか、メンタル面のこととかいろいろあるような気もするものですから、そういうようなことをすべてクリアしておいて、そうしておいて補導され、そして最終的に逮捕されたという教育長の答弁

のような気はしますけれども、もう少しその前の段階、それは万引き云々も犯罪ですし、けったとか胸ぐらをつかんだということも犯罪でしょうけれども、ただし、教育の現場で今言うように最終の最終でなければならぬ逮捕というようなことに至れば、さっき言ったように、中学生の一番情緒不安定なときに、それが果たして本人のためになったのかどうかということはこれからの将来を見なきゃわからないですけども、そう思えば、本当に最終の最終の判断ということをするということは、教育長、非常に重いことなもんですから、いかなる事態になろうとも、その結果がよかったという自覚というんですか、そのようなことをだれから聞かれたって思う、学校教育の現場においてもそうですけれど、そのような自覚を持って対処したならばいいんですけども、少し後になって、いや、それは少し違ってたと。要するに環境になじめない、そして家庭的な問題、その不安、どこへ行っても友達もまだできない、それを探して歩く。いろいろ不安定的な要素があってそういうような形になり、もう少し指導をしていけばよかったというようなことがあったならば、それは教育者として非常にマイナスになるし、その辺のことを十分に認識されて僕はやっていただきたいと。特に思春期、中学生ぐらい、右の道に行くのか、左の道に行くのか。それが今言ったように塀の上を歩いているようなことで、落ちるのか、正しい道に行くのか、それは一つの分かれ目だと思っております。そういうことも含めて、ぜひ慎重にその辺のことを判断して、指導的なこと、観察すれば済むこと、いろいろなことを勘案しながらやっていただきたいと、私はそのように思っております。

次の、県内でとかその他のこと、教育現場での反省については、今の教育長の答弁と、お願いということで、割愛します。

さて次に、子ども議会がことしも開かれると思っておりますけれども、瑞穂市政治倫理条例、瑞穂市議会基本条例による公人としての議員、特に議長、副議長の人格、倫理観について、どのように子供さんというんですか、議会をやられる議長、副議長に関して説明をし、そして、いかに議長、副議長というのは公明正大なる議会の運営をとというようなことでお話し願うことができたのかどうかということ踏まえて、この基本条例の一部をちょっと読ませていただきます。

瑞穂市政治倫理条例、第1条、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市長、副市長、教育長及び市議会議員が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。第2条、市長等及び - - 教育長及び副市長に関しては「等」で書いてあります - - 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対してみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならない。第3条、市長等及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。市民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なうような一切の行

為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。２．市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。

瑞穂市議会基本条例、議会は、自由闊達な議論を保障し、市民の負託にこたえ、市民に開かれた議会及び市民参加を推進するために、この条例を制定するものとする。そして、議会は、公正性、倫理性及び透明性を保ち、市民の声をよく調査、研究し、議会と議員の権限を生かして、市政の発展と豊かなまちづくりの実現に努めなければならない。ここに議会は、自由闊達な議論を保障し、市民の負託にこたえ、市民に開かれた議会及び市民参加を推進するために、この条例を制定すると。

要するに、議会において議員の自由闊達な議論を保障する、それは議長、副議長の最大の務めだと思っております。その辺に関して、教育長、今度の子ども議会の議長、副議長には、その辺のことを現在お話ししてあるのか。現在というのは、過去にやった議長、副議長にですね。あるのか、ちょっと御答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 子ども議会における議会議員のあり方、資質、そういったものについての内容でございますが、まず子ども議会は、議長はおります。副議長は選出しておりません。中学校の生徒代表が市の執行部を行い、小学校の児童の代表が議長及び議員を行っている。

そこで、子ども議会の開始の折に、私がこの子ども議会の目的というようなことでお話をさせていただくんですけども、まず行政の仕組みを勉強する。それから、議会の仕組みを勉強する。そして、あわせて二元代表というようなことで、両輪となって、市の発展向上を願って議論して、いろいろな議案を決定していくと。そういうようなことで、そういう議会の役割についてはお話をします。また、一人一人は各学校の代表ということで、児童会、生徒会の代表ということで、胸を張ってそれぞれの選ばれた人というような価値づけはしますけれども、この政治倫理条例とか議会基本条例にあるような、そういった文言について一つ一つを位置づけているわけではございません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8 番（堀 武君） そのようなことは文言についてはないといいながらも、現実的には、やはり倫理観というものに関しては、やはり子ども議会であろうとも、その地位を得たからには、本議会の議長、副議長の倫理、人格、その辺のことをよく話していただいて、教育現場における議会のかかわり、特に議長、副議長、議長は教育現場において来賓としてあいさつもしますし、そして議長が体調のことやいろいろなことがあれば、きのうのように副議長がその代行をし、そしてすべてに関して議長権限を持ってやるんですから、そのような観点で、教育の場に

において議長、副議長の高潔、人格、そのようなことが教育の現場に私は大きな影響を与える。まして、さきに言われたように、議会に報告をする、内容は別にして。そしていろいろな問題が起これば、市民の代表としての議会、そしてその頂点である議長、副議長の言動そのものが教育の場に多大なる影響を与えるということは確実なことであると私は思っております。

そのような観点から、質問事項には書いてなかったんですけど、教育関係に所属する職員数と、それから園児を含めた生徒数の総数、わかればちょっと教えてください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 生徒数ということでございますが、小学校は全7校で3,255人おります。中学校については3中学校で1,604人。そういった中から、やはり限られた子ども議会でするので、各校1人、2人というような代表で参加して子ども議会を組織しております。職員数ということでございますが……。

8番（堀 武君） 教育長に言ったのは、前回の質問じゃなくて、要するに現在全体で教育委員会として把握している児童数と、それから幼稚園、園児の総数というのは、教育委員会の影響下にある職員数と、それから園児を含め生徒数がわかれば教えてほしいという意味です。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 大変申しわけありませんでした。

保育所が1,162名です。幼稚園が222名、小学校は3,255名、中学校は1,604名ということで、教育委員会が今管轄しておりますのは合計で6,243名の児童・生徒、園児ということでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） このように生徒数6,243名、父兄を入れれば約1万8,000人の関係者がお見えになると、生徒を含めて。1万8,000名ぐらいということは瑞穂市の人口の3分の1ですが、そのような多くの教育に関係している生徒に、今言うように、瑞穂市の議会の議長、副議長というのは多大なる影響力を与えるということは、教育長も自覚、わかりますね、その辺のこと。どうですか、影響力はないと思いますか。お答えください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議長、副議長の実際にお仕事をしておられる場所を見ているかどうかということはちょっと難しいところでございますが、そういったことが影響があるといえば、それぞれの卒業式とか、いろんな場所に来賓として来ていただくような場、それは議員の皆様も一緒だと思うんですけども、そういった場での接点はあって、見て学んだり、いろんなことを考えていると思います。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） そのようなことで、いいですか、私がこれから述べることはその資質を問うことですが、あくまでもこれは個人的な問題でなく、公人として、公正な議会活動を妨害する行為として一考を求めるものであるというのは、教育長、よく聞いてくださいよ、そのような行為をすること自体が子供たちの教育に影響を与えるかどうかということで問うておるのでありますから。

議員の人格、倫理性、公平性、特に市民を代表し、議会を代表する議長、副議長には、より多くを求められることは理解していただけるものと思います。その点を念頭に、当時、副議長でした広瀬時男氏の言動、副議長をやめてからの市長選に出るまでの市議会議員としての言動は瑞穂市の教育現場にどのような影響を与えたのか一考を願いながら、次の私の質問を聞いてください。

平成21年11月13日、臨時議会終了後、全員協議会において、議会改革特別委員長として委員会でまとめた、1．議長は会派から離脱する、2．交付金、助成金の団体の長には就任しない、3．行政が行う審議会には出席しないことを全議員に諮りましたが、なかなか結論が得られず、若井議員の会派は再度検討し結論を会派で出してほしいとの発言の後に、広瀬時男副議長は議会改革特別委員長である私に対して、議長の発言の許可も得ず、「堀武は新生クラブを出たのだから、新生クラブとしては従わない」と言ったのであります。これに対して「堀武と呼び捨てにしないでください」と抗議をしたところ、広瀬時男副議長は議員会議室のテーブルから身を乗り出すようにして、私に対して恫喝的態度で、あたかも襲いかからんばかりの形相でしたので、ここは議会ですよ、けんかの場ではないんですよとたしなめましたが、ますますひどい恫喝態度でしたが、それに対して隣にいた小川議長は、見えなかったのかもわからないんですけども、広瀬時男議員の行為を何ら注意すらしない。

新生クラブを出たのだからと言われましたけれども、これに関して言えば、いいですか、新生クラブから出ていけと1回言われて、2回目に、夜に電話があって、いろいろ言いたければ新生クラブから出ると。そして、おれなら出ていくと。出ていった者に何も言わないと。そのようなことを言われながら、新生クラブから勝手に出たような言い方。まさにこれは何を意味するのでしょうか。教育現場において、さっきのいじめの話と同じで。いいですか、よく聞いておいてくださいよ。

そして、そのような後に、全員協議会が終了後、西岡議員から、堀さん、一緒に帰ろうと。広瀬時男議員がドアをあけて何となく見たら様子が変わって、何かあったらあかんから一緒に帰ろうと。一緒に帰ろうとって廊下に出たときに、庄田議員が何で一緒におったかわかりませんが、腰かけていた広瀬時男副議長は私を待ち構えたごとく、私に対して「西岡の子分が、けつについて」などと何回もやゆ、挑発をし、いいですか、やゆ、挑発、これを何回も言

ったんですね。相手にしないと、その後、庁舎の敷地内において、私たちを待ち伏せするかのごとく、私たちの前にはだかり、「西岡は許せるけど、おまえは許せない。なあ、西さ、ガラスを割られただろう」と。「一、二年のうちに必ずあいさつに行くぞ」と。それで、西岡議員がおどしはだめだと言ったところ、「おどしではない、結果を見てくれ」と。「間違いなくあいさつに行く」と。

このような発言というか、おどしというか、いいですか、具体的に西岡議員の石を投げられた現状というのは知っておられる方もおると思うんですけど、別府の公営住宅の1階に西岡議員がちょうど住まわられていて、ラグビーボールぐらいの石を2個、窓の高いほうから投げられてカーテン越しに落ちたと。赤ん坊がおったと、そのころまだ小さい。赤ん坊というより子供ですね、そのまくら元に1個の石が落ちて、ラグビーボールぐらいの。そして顔にガラスがいっぱい降ってきたと。もう1個は、外の洗濯機のそばに落ちておったと。そして、電話も無言電話みたいなのがあったと。無言電話ではない、何か言ったらしいですけど。そして、子供が黒塗りの車に2回ばかり引きずり込まれかけた。そして、その危険性に対して西岡議員は、新聞を集めて腹と背中に巻いて、車に追突されないか、そのような身の危険を感じて警察に被害届を出された。このようなことを知っていながら、「なあ、西さ、ガラスが割られただろう」と。「一、二年のうちにあいさつに行くぞ」と。「結果を見ればわかるだろう」と。これは明らかに事実をもって、やみの世界の間人がするようなおどし、脅迫そのものであって、それがバッジをつけて、いいですか、全員協議会が終わって外へ出て、瑞穂市のこの庁舎の敷地内から外へ出たんじゃないんですよ、敷地内でこれをやる。この方が、どうですか、教育現場にいい影響を与えるでしょうか。

その行為を私はなぜ言うかということ、私は広瀬時男さんの個人的なことは何も言っていません。公人としての、私に教育長も言ったように、中学校のじゅうたんの問題で、声を荒らげて公人としていかなものか、あれでも、言わなかったんですけども、前の校長さん、校長室に専用のスリッパを履いて、そして来た来賓者に対して外のスリッパを脱いでくれと。前を見たら校長さんはスリッパを履いておるのに、スリッパはあらへん。これも失礼なことですよ。そして、今度、本田小学校の校長先生は招待者の控室を1つにされたんですけども、校長室とほかの方の2カ所に分かれること自体が変なことですね。本来は1カ所でいいんですよ。言われるように、一番学校にとって重要なのは子供だと。子供さんの一番世話をしているのはだれだと。悪いけど議員さんでもない。本来は、畑をやってくれる、そして豆腐のつくり方、豆のつくり方、いろんなこと、安全をやってくれる人のほうが子供さんにとって大切だと。その観点からすれば、1カ所にして、校長さんやなんかもあっちであいさつし、こっちであいさつするよりも、1カ所のほうがいい。そのようなこともやはり見きわめていくのも教育長の務めだと思っております。

だから、そのような観点から、このときに広瀬時男議員ともう1人の方が中においてどういう報告をされたかわかりませんが、それは別にして、次の状況に移りますけど、教育長、よく聞いてくださいよ、いいですか。「結果を見てくれ」と。私はこれも一つの結果だろうと思うんですよ。いいですか、これは懇親会ですね。小川議長と、それから広瀬時男副議長、行政も全部出席していたんでしょう。まあ、この中には部長で出ておられない方が多くなったんですけど。そして議員もほとんどが出る。半分公人の場所でしょう。私と一番離れたところに座っていた広瀬時男副議長、私の席の真ん前に反対の席からわざわざ来て、酒をつぐふりをして酒をかけ、いいですか、2回も酒をかけた、おおっとって。それが公人の副議長のやることでしょうか。招待するほうがですよ。そして1メートルぐらい離れて行って、おまえのところにあいさつに行くぞと。2年以内に間違いなく行くぞと。この選挙のとき右翼も来なかったんですけど、選挙のときに右翼をやるぞと。そして、小便をちびらせてやるでなど。小便をちびらせるってどういうことですか。これを2回も言う。その後、私の席からいなくなって、ああ、もうこれで何も起こらないと。だから席を立てて対話をしようと思って真ん中ぐらい来たときに、教育長、ある程度トラブルは知っているでしょう。ちょうど真ん中ぐらいで、広瀬時男副議長がぱっと来て胸ぐらをつかまれたと。知らん人が見たら、けんかに見えますわね。そうしておいて、2人ばかりとめに入ったんですけど、その間からつばをかけ、いいですか、つばですよ。何でつばをかけたのかと言ったら、つばが飛んだだけやと、ぺっぺっとする。この行為はどう思いますか。まさに教育現場のいじめの典型的な例でしょう、教育長。そして騒いでけんかに見せようとする。そのある意味のひきょうさ。教育現場でも同じことです、いじめの。そして、その挑発には私は乗らなかった、現実的に。その後、そうやって後ろからけっ飛ばしておいて、足が滑っただけだと。けっ飛ばしておいて足が滑った、こんなことを子供から聞いたらどう言うんですか。先生が注意したら「足が滑っただけで、けっ飛ばしておりません」、まさにそういうことですよ。

その後、さっき教育長が言われた仲間外れ、これは一番こたえますわ。新生クラブを出たようなやつと話をするな。こんなたわけと酒を飲むな。皆さんの中で覚えておる人もおるでしょう。まさに教育現場で一番やってはいけないメンタル面の仲間外れ。その後もやっておるんですけども、これに関しては、ここに書いてあるように、本庁の警部補に話し、警部補から、一度、小川議長に話をしたらと言われましたので、ある機会、これは私が厚生の副委員長をやっていたときですから小川議長も知っていると思いますが、警察に報告したらどうだというふうにしたんですけども、何にもナシのつづて。だから本庁の警部補に言ったんですよ。いや、何も話がないと。そんなら北方署を紹介するからと。だから、北方署の警部補に会ってその状況を話しました。警部補は、議員間のことでいろいろごちゃごちゃになるから、どんなもんやと。嚴重に注意をするから、いつになるかわからんけれどもと。その結果も何も聞いてないん

ですけど。

いいですか、そのときに小川議長は警部補に、たけしが会派をむちゃくちゃにしたから出ていけと言ったと。私がむちゃくちゃにしたんでしょうか。一方的に主催者である副議長は、けっ飛ばすわ、つばをかけるわ、悪口雑言を言う、そのような状況をしているんですよ。その後、広瀬時男副議長、そのときは副議長をやめた後ですけど、「警察に言う者があるでなあ」、遠くのほうで聞こえるように。市長の耳元で、下水道検討特別委員会で、名前は言いませんけど、下水は必要だけど5年ぐらいに検討する、そのほかいいかという発言があって、終わってから耳元で「たけしが困っておるわ」と。特に、「木の芽どきになると騒がしくなる」「木の芽どきだけど静かになった」、これは何を意味するんでしょう。まさに障害者に対する、心の病を持っている人に対する蔑視的な発言でしょう。それを副議長が私の後ろを通りながらへっちらで言ってくる。まさに温情で、北方署の警部補じゃないですけど、厳重に注意する、だったらおさまるだろうと。そのようなことが、おさまらない。そのような方のこういう発言が、教育の現場でやっておられる職員、父兄の人、いじめに遭って困っておらへんか、子供が精神的な形で悩んでいないかと、そのような方に対して、倫理面で一番重要な副議長、議長のかわりをするような方が発言する。

ことは国体という重要な年です。東日本大震災の方たちのために天皇・皇后両陛下が何回も足を運ぶ、そのようなとうとい方が今度の国体に御臨席されると思うんです。そして、この瑞穂市でもボート大会をやる。そのときには役員、選手、関係者一同、ここに見えるんですよ。そして、そのアシスト、そして代表として、副議長は議会の顔として出席するんですよ。いいですか、教育長。だから、そのようなことが教育の現場に影響がないなんて絶対言えませんね。そうでしょう。知らなきゃあそう言うかもわからん。でも、この事実は事実。幼稚園の児童に「何々ちゃん、つばをかけたらいかんよ」「いや、つばが飛んだだけや」、足で飛ばしておいて「足が滑っただけ」、これを瑞穂市の副議長が現実的に行っているわけ。

だから今言うように、北方署の警部補も温情で私に対して厳重注意をするからちょっとどんなもんやと言われたと思う。しかし、温情というのは人による。私はこれに関して悪かったというような形でなっていれば、教育の現場においてでも、やはり謝ることができる、正しい方向に行ってくれるという指導的な形がとれると思っておるんです。それがどうでしょう。その後、さっき私が言ったでしょう。「先生にチクった」と同じことを、「警察に言う者もあるでなあ」、聞こえよがしに。私は一番こっこの隅っこ、ちょうどその入り口のところで聞こえよがしに言う。

私は、そういうようなことを教育現場に影響がないと言うのかどうか。教育長、あなたもこの事実を事実として見るならば、それは教育現場に影響があるかないか。事実として見ること。西岡さんもこれに関しては当然よく知っている。そして懇親会においては教育長も出席し

ているんですから一部は知っているはずですよ。だったら答弁してください。こういうことが教育現場の士気に影響があるのかないのか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議会改革特別委員会でのこと、それから全員協議会、それから懇親会での場、また会派の中でのお話、るる今お話をされたわけですけども、議員も言われたとおり、私としては事実の確認ができないということがまず1つです。

それから2つ目に、教育現場への影響ということでございますが、議会における内容とか、また事実を確認できない内容を教育現場に話しているわけではございませんので、影響はありません。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） こういう問題はどこからか話が出ます、確実に。教育長がとめても、この議会を見られた方、新聞社、いろんな方が、これが正しいことかと。教育長の答弁が、現実的には議会内部のことだ、関係ない。人格の問題、倫理の問題、そういうことを勘案すれば教育現場に大いに影響があるのは当たり前のことでしょう。事実がわからんから答弁できない、それは一番逃げの言葉で、それはだれでも言えますよ。だけれども、私がここで言うことは、はっきり言いまして本庁の警部補へもこれに関して出してあります。北方署にもそこから出ております。そして、どういう形でどういうことになったかも聞かれております。話してあります。さっきの西岡議員の石の問題の大きさまでは言わなかったんですけど、後で聞いて、いいですか、ラグビーボールぐらいの大きさのやつを2個投げ入れて、そしてガラスが割れて子供さんのまくら元に大きな石が落ちた。そういう具体的な例を挙げておどす。それを副議長たる者がやっておるといふ事実。

時間になりました。そういうことで、あれです。

議長（藤橋礼治君） 以上で、8番の堀武君の質問は終わりました。

続きまして、11番の広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 議席番号11番、広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、第1点、特定健診等の推進、第2点、前立腺がんの検診、第3点、18歳までの医療費無料化について、以上3点について質問をさせていただきます。

以下、質問席にて順次お聞きしますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、特定健診等の推進についてお尋ねをいたします。

日本人の死因の6割は、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病であり、また国民の医療費

の約5割はこれらに糖尿病とその合併症を加えたものと言われており、そのため国のほうも平成20年度より、今までの基本健康診査から、特定健診という新しい健診制度になりました。

特定健診は、御案内のように、40歳から74歳の人を対象に加入する保険者が健診の義務を負うこととなり、その目的といたしまして、メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を早期に発見し、個別性の高い特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に寄与するとともに、市民の健康生活の維持向上を図り、医療費抑制につないでいくことであります。

そこで、特定健診、特定保健指導、すこやか健診等についての平成20年度以降の受診率の実績についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 議員の御質問の特定健診等のものですが、平成20年4月から各保険者に義務づけされております。加入保険者ごとに実施されているものですが、瑞穂市国民健康保険における受診率についてお知らせをいたします。

まず特定健診でございますが、平成20年度43.0%、平成21年度44.10%、平成22年度44.87%、平成23年度43.54%と、横ばい傾向でございます。続きまして特定保健指導でございますが、こちらは平成20年度4.55%、平成21年度21.76%、平成22年度16.62%と、伸び悩んでおるところでございます。平成23年度につきましては、現在、確定数値待ちでございます。次にすこやか健診ですが、これは県の後期高齢者医療広域連合から市の国保が委託を受けて実施しているものがございます。平成20年度20.08%、平成21年度25.52%、平成22年度33.80%、平成23年度37.52%と、上昇傾向にございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

それで、御承知のように平成24年度、いわゆる5カ年計画で国から定められた受診率というものがあり、それを下回った場合は高齢者医療等のほうにいろいろとペナルティーが出るというようなことも聞いておりますが、それについて御指導ください。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） ただいま御質問の、瑞穂市における目標値がございました。最終的には、平成24年度に国が定めております特定健診の目標値が65%でございます。これに近づけるために瑞穂市が設定しました目標値が、平成20年度が42.5%、平成21年度が46.1%、平成22年度が53.67%、平成23年度が59.35%という目標値を持って臨んでおるところでございますが、先ほども申しましたように、平成23年度、目標値59.35%に対しまして43.54%でございました。

この目標値に対しまして受診率が達成できない場合、平成25年度から後期高齢者支援金に加

算されたり、達成した場合は納める額を少なくしますよというものがございしますが、これに関しましては、後期高齢者医療について国会でも今話題になっておりますが、内閣のほうとしては廃止というような打ち出しをしておりますが、それに対しまして、まだ廃止はできないよという野党からの提案もございまして、これらの制度が今後どうなるかについてはまだ予断を許さない状況であり、この加算・減算についても確実なものではございません。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 政治のことは本当にわからないし、今部長が言われたように、もしかしたらということでしょうけれども、例えば24年度は、目的は今ちょっとお聞きしたんですけども、予測するということは非常に難しいんですけども、今までも、たしか県のほうが市役所でもらったんですが、県下の受診率表というのをいただいておりますけれども、その目的値に近づけるといところは一、二はあると思いますが、市の中でも。いずれにしましても、瑞穂市自体が23年度、22年度も同じよう上位、県下21市のうちで五、六番目ということで努力はされているんですが、全体的に低いということですが、例えば市として、そのペナルティーもさることながら、市としていろいろと受診率の向上策等が努力はされておるんですが、新しくどんなことを考えてみえるか。それと、今まではどんなふうにされたかについてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 広瀬捨男議員にあらましましては、県下の情勢とか、いろいろ資料等をお持ちで分析をさせていただいておりますが、そんな中で、瑞穂市は、先ほどもおっしゃられたように率としては県内上位ではございますが、まだまだ目標値には到達していないというところでございます。

今までも受診率の向上に向けて、現在も同じような取り組みはしておるんですが、医師会、さらに歯科医師会などにも協力を得まして、待合室等に啓発ポスターを掲示していただいたり、また自治会から要請があれば出前講座にも出向く準備はしております。また、自治会掲示板へのポスター掲示、また受診勧奨案内の回覧などを自治会にもお願いしておりますが、なかなかそれが功を奏しているわけではございません。

そうした中、昨年度、東京大学の医学系研究科から壮年期国保被保険者における特定健診未受診者の実態を瑞穂市において調査したいという申し出がございまして、それに協力をいたしました。その研究の報告をいただいております。その中で、受診意思を高めるには、受診者本人だけではなく、世帯、御家族の方ですね、さらには職場の方々を通じて受診を促すような行政のアプローチの検討が必要ではないかといった報告や、未受診者は自発的に特定健診に関する情報を得ようとはしない、ますます情報が十分に伝達されていないということから、継続的

な情報の伝達と情報提供が必要との報告を受けております。これが昨年度調査をされて報告を受けたところでございますので、今年度の取り組みにもこうした報告を受けた内容について参考にして取り組みたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） あれこれと本当に努力されていると思いますが、新聞にもちょっと前に載ったんですけど、それも市独自でやられて、例えば川柳を募集するとか、そんなこともあるし、今度その今調査をされていいものが出てくるかもわかりませんが、部長の中で、今それを待ってみえるし、今まで前任者からも引き継がれていると考えるので、今時点でこんなことはやってみたいというようなことがありましたら教えてください。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） なかなか呼びかけても実際に来ていただけるというところにつながっていないところ、特に40代、50代というところが受診率が低いという結果が出ております。そういったところの方々に呼びかけをさらにしていかなければというふうには思っております。さらに、福祉部のほうへもまた協力を依頼したいかと思いますが、住民健診とか、ほかのそういった機会もとらえて、そういったところで特定健診をやっていますよといった啓発、来られる御家族の方にそういったことをお知らせするといったことも一つの手ではないかというふうに今考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） ここでくどくどと聞いていてもあれですので、今いろいろと部長のほうも担当を含めて受診率向上にぜひ、市民のためでもあるし、医療費にも間接的になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

そして、特定健診、先ほど私が読み上げさせていただきましたように、受診率も努力して上げられておるわけですが、すぐ出るというものじゃないんですが、例えば1人当たりの国保の医療費はどのくらいだとか、その辺の経緯について効果が出ているかどうかを含めて数字をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 特定健診をやったからすぐに効果が出るというものではないということは御承知かと思いますが、ただ、医療費削減、抑制効果を数字的に見るとするならば、1人当たりの費用額というのがあるんですが、かかった費用額を被保険者数で単純に割った数字として見てみますと、平成20年度1人当たり18万6,810円でございます。平成21年度が21万2,234円、平成22年度が21万2,411円と、この間、伸びが少なかったというこ

とから一つの効果としてあらわれたとも考えられますが、そんな単純なものではないと思っております。

しかしながら、平成22年度から平成23年度の医療費が、前年度21%の伸びであったものが5.3%と大幅に伸びております。残念ながら、ここの数値を見ますと医療費削減の効果という点では出ておらないということでございます。この健診の効果、即効性があるものではないというふうに考えておりますので、中長期的に将来に向かって医療費が抑制されればということで、この取り組みを続けることが重要と考えているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 確かに大変なことでございますけれども、本当に長い目ということでしょうけれども、とにかく健診するということが一番大事だと思いますので、今後とも努力を重ねていただきたいと思います。

それでは次、2点目に移ります。

前立腺がんの検診の実施についてということですが、前立腺がんは、皆さん御存じのように男性特有の病気で、欧米などに患者が多く、食生活の欧米化が日本も進んでまいりまして、その関係で国内でも今後最も増加するがんと推測がされているわけでございます。しかし、初期段階ではほとんど特徴的な自覚症状がなく、排尿障害など前立腺肥大症と症状が似ているので、発見がおくれる場合が多いようでございます。泌尿器科の外来診療で発見された場合は約半数は既に進行状態であり、早期に発見すれば完治する可能性が高いものですが、進行すれば骨などに転移し、5年生存率は40から50%というデータが出ておるわけでございます。

そこで、当市は、平成15年度11月にふれあいフェスタ会場で希望者に前立腺がん検診が行われ、そして平成16年からたしか18年まで集団検診がされたわけでございます。御存じのように、いろいろ言われるんですが、近隣の多くの市では継続して検診が実施されておるわけでございます。前立腺肥大症の患者さんは、今は血液検査で簡単にわかるという方法ができましたので、厚生労働省の報告でも、55歳以上の男子の5人に1人が前立腺肥大とも言われております。

前立腺がんの検診については、岐阜県下21の市のうち一部を除いてほとんどのところが、早期発見・早期治療をし、医療費の節減をし、一石二鳥の取り組みをされていると思いますが、当市については今は中止ということでございますが、理由についてお聞かせを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、前立腺がんの検診について瑞穂市において実施していない理由をまず申し上げさせていただきます。

先ほど議員が述べられましたように、前立腺がんの検診としては、平成15年11月にふれあい

フェスタの会場において希望者に実施しました。その後、16年の4月から19年の3月までの間に集団検診を実施しましたが、しかし、19年当時でございますけれども、厚生労働省の研究班の評価判定のまとめによりますと、前立腺がんの検診はがん検診より死亡減少効果が十分に確定されておらず、研究が進められている状況であります。また、本市においては受診率も低く、個別検診への移行を考えましたが、委託料、それから精検の半数以上が65歳以上という高齢者になっておりまして、高齢者に対するがん検診の有効性を考えることが疑問になりましたので、廃止したということでございます。

その中で、県下で実施していないところを私のほうで調査しまして、どうして実施していないかをお聞きしました。やはり、市はちょっと名前は差し控えさせていただきますけれども、瑞穂市と同じような内容で実施していないということをお聞きしております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 部長が名前を出さなかったので私も名前は言いませんけれども、いずれにしても、瑞穂市が一番人口が多い。あとは4市、本当に小さいところなんです。人数で云々じゃないんですけれども、例えば市だけ、21市の人口から見て何%になるのかちょっとわかりませんが、10万ちょっといっているかどうか、十何万だと思います、恐らく。いずれにしても、全体から言えば、やっているわけです。それはどういうことだと思われるでしょうか。

ほとんどの市がやっているのに、近郊は。岐阜県はもともと遅かったんですね。たまたま、余りいいことじゃないんですが、岐阜県知事の当時の梶原さんとか有名な人が病気になられて、非常に脚光を浴びて、いろんなことが15年から急にやっていただいたんですが、その以後、やめてからでもまた復活したり、21年まで、今の恐らく5市のうちには21年度までやったところもあるはずですよ。19年までやったところも1市あったし、初めから本当の田舎のほうの市でやっていないところはあるんですが、その辺のところ、こんなに多くの市が岐阜県内はやっているのに、なぜやられないか。それは国待ちをしているのかどうか。その辺のところはいろんな、ネットで見てもらえばわかるんですけれども、ほとんどやっぱり効果はあるという、特に日本はまだ新しいですから、欧米のほうでは物すごい数字が出て、後でまた言いますが、そういういい数字が出ているのに、ネットで見ても、これはやらないかんというふうになっているかと私は思うんです。その辺のところ、執行部の考え方を教えてください。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今ずうっと前立腺がんの検診の受診についてのお話をさせていただいておりますけれども、瑞穂市において、部位別で見ますと、がん検診をやっていないものがあります。例えば今の前立腺がんもですけれども、食道、それから膵、卵巣、白血病、肺、これ

もやっておりませんので、今の前立腺がんだけをやっていないとかいうのではなくて、瑞穂市においてもこういったものも、やはりこういう検証を踏まえて、いろいろやっていかなければいけない事業だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 実際これから、先ほど冒頭に言いましたように、男性には特に、50歳はまだいいんですが、60、70歳となってくると本当に大勢かかってくるわけですね。それが、ある市は例えば特定健診のときにやる、あるいはすこやか健診のときに一緒にやれば300円で済むとか、それは自己負担です。それから70歳以上は無料だとかという市町が大分あるはずなんです。その辺のところをやはりもう少し温かい、例えばがんは、国は5つのやつが、今部長が言われましたように、前立腺がんについては云々と。県のほうも言っているんですけども、県のほうへも聞いてきたんですけど、なぜかという、やっぱり時代のいろんなものを勉強すれば、せざるを得んだらうなという陰の声がございました。

そういう点で、瑞穂市が勉強不足とは決して言いませんけれど、余りにもやっぱり金科玉条で、国立がんセンターの一人が言われて、大事なことです、それは。科学的に根拠のないものとかいう話だそうですけど、一時あんだけ市自体も、すぐ15年から、私が一般質問させてもらってときに15年からやりますということでびっくりしたんですけど、私もそれは勉強不足で、そんなころ、ほかのほうの県は、県下ではたしか町で14年度にやっていたのは4町だったと記憶しておりますけれども、そのときに15年度から岐阜市だけがやるということだったんですが、やはり先ほど言いました県知事の関係もありまして、そういう専門なところが協力をして、いろんなことを15年度は大々的に無料でということをやってくれたと記憶しておりますが、その辺のところの今後の考え方ですね。国立がんセンターがちょっとお待ちくださいと言うのに、21年までやっていた県内の市もあるわけです。もともとやっていないところもあるんです、2市くらいは。その辺のところは、やっぱり人口も、きょういろんな話が出ているんですけど、5万を超えていますし、いろんな面でやっぱりもう少し温かい行政、よそ並みの行政はやっていただきたいと思うんですけど、その辺の考え方をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ことし6月でございますけれども、国は、がん対策基本法に基づいて策定したがん対策推進基本計画において、今年度からの5年間で、がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会を目指すとしております。この中で、5年以内に全市町村が精度管理、事業評価を実施し、科学的根拠に基づくがん検診を実施するとの目標を設定しております。先ほど言いましたように、瑞穂市においてがん検診をこれからもやっていかなきゃいけないんですけども、がん検診の受診率は、国が目指しているも

のは子宮と乳がんは50%、胃と肺と大腸がんは40%の達成を目指しておりますが、そのように取り組みをするように目指しております。

このような国の指針の中でございますけれども、先ほど述べましたように、未実施のものを先ほど述べたと思いますけれど、この中で肺のがん検診が瑞穂市において実施されておられません。今、県内を調べましたら瑞穂市を含めて5市町が未実施ということで、これも含めて、先ほど述べましたがんの達成率も物すごくやはり瑞穂市においても低うございますので、それを高めるといこと、検診率を高めるといことと、それから、まだ5つのがん検診をやらなきゃいけないという国の指針の中で私のほうは肺がやっておられませんので、これについて重点的にやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

また、今後も、がん対策の基本法及び瑞穂市の第2次健康増進計画に基づいて、がんの早期発見のみならず、予防対策に力を注ぐ所存でございます。それから前立腺がんを含むがんの予防対策として、先ほども食生活のことをかなり言っていただきましたけれども、禁煙、きのうも禁煙の話も出ましたけれど、禁煙、食生活、それから運動を含めた生活習慣についても、健康意識の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 今の確認なんですけど、部長に。肺がんをやってみえなかったんですか。それは県内は5市がやっていないと。ちょっと確認で申しわけないです。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 肺がんの検診でございますけれど、これは24年度の予定ということで、やっているかどうかというのは1市町村ずつ聞いてないんですけれども、23年度においてはやっていないということでは瑞穂市を含めて5市町です。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 私は今それを聞いてびっくりしたんですけど、私が細かく聞いたところは全部やっていて、前立腺がんを。全市に聞いていませんけど、この周辺を聞いたんですけれども、国の5にプラス前立腺がんをやっているというところがほとんどだと思います。私が聞いた限りでは全部だったんですよ。近くに1つ、前立腺がんをやっていない市がありますので、瑞穂市より小さいんですが、そこがありましたけど、あとほかは国の定められた5つのがんに前立腺がんを加えておるといところが圧倒的に多いと思います。

その辺のところは、本当に私は考えられないと思ったんですけど、レントゲンがされるんで、さらに肺がんに対するあれだと思いますので、私、そんなことは専門じゃないもんですから、電話で聞いた限りでは、前立腺がんをやっているところは国の定めた5つに対してプラス1を

やっていると。なぜなら、やっぱり食生活がこのごろ変わってきましたので、日本人は。どうしてもそういうことが非常に、ネットで見ても、何で見ても、やっぱりいろんなことを言われるもんで、市民の方も非常に強い要望が多いのでやっているというのが現状だと思うんですけど、その点について今後の取り組みとか考え方、今のことをとやかに言うことではございませんけど、肺がんは当然のことですし、前立腺がんについてはどんな方向で担当部長としてやっていくのかどうか、その辺の考えについてお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど述べましたけれども、やはり部分的にまだやっていないところがたくさんございます。それで、国も前立腺がんについては、まだ今の段階では、この指針の中に入れ込もうとしているというのをまだ検討中というふうにお聞きしておりますけれど、瑞穂市としても、やはりこういったがん検診に対しては、いろいろな予防対策として、先ほど述べましたように、日常的な生活においても大切であります。ということで、先ほど高田部長が述べましたように、特定健診等いろいろな健診がございますので、そういったところでもやはり日常的な健康管理についてもまた推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 皆さん御存じだと思うけど、ここに財団法人前立腺研究財団の書いたものがあるんですが、新しいものなんですけれども、それをちょっと一部読ませていただきたいと思います。

すべてのがん検診はやはり欠点と、多少何でもあるわけなんですけれども、要約しますと、わずか1ccで、ほかの検査と一緒に血液を取るなら1cc使えば簡単にできるわけですね、血液検査のPSA数値が。それはできてからそんなに古くないんですけど、まだ10年やそこらのものじゃない、もう少し古いものらしいんですけど、やはり外国がどんどん進んでおって、そして食生活もよく似てきたということで、日本人には非常に急激にふえてきたということなんですけど、例えばPSA検診を受診した場合、約半数の人はPSA値がやはり1ということですね。4以下が正常ということらしいんですけど、それが4以上になると、例えば体の調子が悪いといってここに瑞穂市の人が行ったとすれば、大体、恐らくひっかかれば宿泊せないかんですね。病院で泊まって1泊をして、丸2日かかってやって、値段も相当なものなんです。片や同じような市民で、例えば私は70歳以上ですね、当然。それで、例えば西のほうの市へ住んだとしますと無料なんです、70歳以上。70歳未満でも、たしか50歳以上は500円と伺っております。東の隣のほうの市は300円なんです。それは特定健診、あるいはすこやか健診の中へ入れておる。

そういうことから見て、ここがやっていなくて、調子が悪くなって行った。泊まりがけでP S Aをやったらやっぱり4以上あった。4.1でもやるわけですね。それはとんでもないことなんです。C Tだけならいいけど、今はM R I、ついでに細胞もとるということになると、本当に泊まり賃から何からで本当にすばらしい、金額のことはおたくのほうで調べてもらえばわかるんですが、そういう請求があるんでわかると思いますけれども、市としても物すごく損だと思っんです。わずかなことで済むんですよね。特定健診やすこやか健診の血液検査の中へ入れれば本当に簡単だと思っんです。

前のことを言うわけじゃないんですが、15年のときでも、あれはたしか先ほど言いました前立腺研究財団がやってくれたと思っんです、15年はね。そういう点で、その調査でも、本当にそれをやることによって、1年に1回は必ずやらないかんということが書いてあるんですけれども、その辺のところは部長は読んであると思いますけれども、これだけ私が話したんですけど、みんな読み上げてもいいんですけど、時間の関係もごさいますので後でお見せします。当然、部長は勉強家だからやってみえろと思っんですけれども。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどから答弁させていただいておりますけれども、やはり国のほうも、この前立腺がんについてもまだ研究の余地があるというような内容のものが出ておりますので、やはり私のほうとしては、まず、何回も申し上げておりますけれども、国の指針でやっていけないいけないものがやられていないということに対して、私たちとしてもやはり市民に対する説明責任というものがごさいますので、やはりそれを先にやらせていただきたいと思っっておりますので、よろしく願っします。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 先ほどお聞きした肺がんについては本当に心外と言わざるを得んですけれども、一部あるということなんですけれども、いずれにしても、市長にお尋ねしますけど、やはり本当にこんなことがあっては許されないくらいに私は思っんです。少しのことでいいんですから。たしかここで始められて16年から続けられたときも、前の、執行部は違っんですけれど、市長は違っんですけれども、そのときは、こんないいことは絶対取り入れますということをはっきり言ってみえて、知らん間になくなってあるんですけれども、その点について、19年からということとは前の市長だったと思っんですけれども、余りにも、ネットで見ても相当書いてあるわけです、いろんなことが。まだ研究段階だと言う人もあるけど、やはり欧米のものを採用すべきだとか、そんないろんなことが書いてあるんですけれども、その点について市長にちょっとお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 広瀬議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま前立腺がんの検診につきまして御質問いただいております。それぞれ福祉部長のほうからお答えをさせていただいておりますが、すべて私とすり合わせをしてお答えさせていただいております。私がお答えさせていただいておりますと思っておりますのでそのとおりでございます。

そういう中で、直接というところがございます。先ほども特定健診のこともございました。そして今回、この前立腺がんのことでございますが、いずれにしましても、国のほうにおきましては福祉医療費、これも年々約1兆円ぐらいの増加を見ておるところから、特にこういった特定健診等々を通じまして、やはり実際になってしまってからでは大きな医療費がかかります。そんなところから、特定健診で少しでも早く予防の意味でその健診をする。それに力を入れておるのは御案内のとおりでございます。それで早期の発見をして、そして医療費を少しでも抑制しようというところから、こういう健診を進めておるところでございます。

そんな中での前立腺がんの検診でございます。いろいろお答えをさせていただいておりますが、そしてまだ先にやらなくてはいけないこと、このことについてもお答えをさせていただいておりますが、そういうことを十分に私どももう一度検討をさせていただいて、そこら辺のところ、御質問のございますところにつきましてもまたしっかり検討を加えまして、何らかの形で御答弁申し上げたい、このように思っております。その点を御理解いただきまして、私の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 市長から回答については部長と相談済みだということですが、一部だけ読み上げさせてもらいます、今後のために。

PSA検診、今の血液検査ですけど、受診すれば前立腺がんによる死亡の危険が低くなります。質の高い欧州の大規模研究所では、わずか9年間で死亡率が約20%下がることが証明をされておりますし、検診開始から10年間、いろいろ研究しておると。オーストラリア研究では約50%も下がるということがわかっております云々ということを書いてありますので、ぜひ今年度じゅうに補正予算をつけてでも行うくらいのことです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後になりますが、18歳までの医療費無料化についてお尋ねをします。

皆さん既に新聞でも大きく報道されましたので、岐阜県内のある市ですが、瑞穂市よりは人口が3倍くらいあるんじゃないかと思ひます。そこが、少子・高齢化を見据え、子育て世代に当市に住んでもらいたい、たくさんの子供を産み育ててもらいたいという信念のもとに、平成24年4月、今年度から18歳までの医療費無料化を実施されておると。そのことによつて子育て世代の経済的負担を軽減されるということで、新聞にも載りました。

参考ですが、この市は、平成22年度、いわゆる平成22年4月から堀市長がやられました中学校卒業までの医療費無料化が実施されたところでございます。そしてこの新聞と一緒に、やはり一般補正予算が550億ちょっとだったと思いますが、数%削った中にこれをつけ加えた。そして、それは今年度予算で、該当者の数も書いてありましたが、9,000万円、1億以下だったと思います。550億もふやすところを見ると瑞穂市とはちょっと規模が違うんですが、いずれにしても考え方について、ちなみに瑞穂市の場合は平成19年10月から市長になってから実施をされているわけですが、それは何年違うかということになると、相手側の市は2年経過してあるだけですね。こちらは、私が言うまでもないんですけど、倍の余あいていると思いますが、その辺のところの考え方についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 御指摘の福祉医療の乳幼児医療、市単独分でございますが、瑞穂市におきましては、堀市長1期目のマニフェストに基づき、平成19年10月から義務教育終了までを対象に入院・通院を実施しているところでございます。瑞穂市の重要な福祉制度の一つであります。小・中学校の児童・生徒数は増加傾向にあり、市単独分の受給者数についての経過を、まず数字的なところを御報告申し上げます。

受給者数につきまして平成20年度は4,446人、平成21年度は4,509人、前年比プラス1.4%、平成22年度、受給者数4,584人、前年比プラス1.7%、平成23年度、受給者数は約4,660人、プラス1.6%と増加傾向でございます。これを20年度と23年度を比べますと、伸び率はプラス4.8%でございます。

この受給者数に対しまして支給件数でございますが、平成20年度は6万2,262件、平成21年度は6万5,464件、前年比プラス5.1%、平成22年度6万6,439件、前年比プラス1.5%、平成23年度では約7万2,800件、前年比プラス9.6%と増加をしております。20年度と比べますと、プラス16.9%の増加でございます。

これを助成金額で見ますと、平成20年度1億2,773万4,882円、平成21年度1億3,402万6,538円、前年比プラス4.9%、平成22年度1億3,924万6,913円、前年比プラス3.9%、平成23年度、約1億6,340万円、前年比17%の増でございます。20年度と比べますと、プラス27.9%の伸びとなっております。

受給者数の伸びに対しまして、支給件数、助成金額の伸びが大きいということがわかりになるかと思いますが、こうしたことから、安易に受診される多受診や、緊急性がなく救急外来を利用されるなど、いわゆるモラルハザードも起こしているというふうに使われます。

瑞穂市では、今後、下水道事業や教育施設の改修などの課題が山積していることや、また財政力にも限りがございます。また、乳幼児、小・中学生の人口は今後五、六年間は増加傾向にあります。そうしたことから、まだまだ助成金額も伸びるというふうに予想しておりますので、

対象年齢の引き上げについて現在は考えておりません。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

11番（広瀬捨男君） 私、このことについては新聞に出たころに住民の方からもいろいろお聞きして、近くのまちですのでちょっと隣町へ行ったときにもそんなことを聞いて、瑞穂市よりうちは遅かったけど今度は早いというような話がありまして、非常に喜んでみえますし、1つくらいは、まだ私は細かいあれはちょっと見てないんですけれども、岐阜県ではここだけのようなんですけれど、形としてはやはり少子化対策でいろんな形が出てくると思うんですが、きょうもいろんな質問をされるときに中核市だとかかなんとか、そういういろんなすばらしい案があったんですが、本当にやはり前向きに検討していただいて、確かにいろいろ要と思いますけれども、福祉という意味じゃなくて少子化対策、子供がないということは大変なことになるんです。そういう点の将来的な、私は中核市まではなかなか、そこまで言われる方はすばらしいと思うんですけれども、少なくとも、やはり近くにそういう町ができれば、市がやられたら、いろんな面を検討していただいて、ぜひ実現に向けて、私のほうもいろいろと調べますけれども、執行部として将来的なことを考えてぜひ検討の中に入れていただきたいということを強く申し入れをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、11番 広瀬捨男君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は3時35分といたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時36分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 清水治君の発言を許します。

清水治君。

13番（清水 治君） 議席番号13番、無所属自民党会派新生クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問の項目は、借地契約とそれに係る借地料について、2番目に南保育・教育センター駐車場代替地について、以上2項目について質問をさせていただきます。

これよりは質問席にて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

借地契約とそれに係る借り上げ料について質問をいたします。

平成24年4月25日に監査委員から、平成23年度の借り上げ料に関する随時監査の結果報告が提出されました。それによりますと、平成23年度の借り上げ料は合計で約6,000万ほどになっております。用途別では、建物等敷地に約2,100万、駐車場用地に約2,300万、西と中のふれあい広場に約750万、大月総合グラウンドに860万、大月の浄水公園に11万ほどとなっております。

借地料は用途別で違いがあると思いますが、同じ用途でも借地料の単価に格差があるように
と思いますが、借地料はどのように決められているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 借地料はどのように決められているかということでございますが、
今議員がおっしゃったように、敷地に建物がある場合と駐車場の場合では少し差がつけてござ
います。基本的には借地料の単価は、固定資産税の評価をもとにそれぞれの借地の土地の評価
を求め、評価算出基準からそれぞれの借地料を決めております。

また、用途別で差が少しあるのではないかというお話でございますが、どうしても契約した
時点の土地の評価が影響をしてきておるような気がします。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 契約書の契約日等を見ますと、初年度、最初に契約しているのが、ほ
とんどが合併前、旧穂積、旧巢南で契約されているようですが、監査報告書によりますと、市
の借地料は、管財情報課が固定資産税の評価にあわせて、3年に1度、算出基準に基づき見直
しをしているとありますが、合併以後、見直しをされたということはありますか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもの市の借地料につきましても、今言われたように、固定資産
税の評価がえにあわせて、基本的には3年に1度の見直しをしております。通常であれば固定
資産税等の原価率に応じて見直しをしているわけでございますけれども、個々の実情もありま
すので、そうしたものも含めてそれなりの見直しをしておるということでございます。以上で
ございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） それでは、次に借地契約についてお尋ねをいたします。

用途によって借地契約の内容に違いはあると思いますが、特に建物の敷地等に使用するた
めの借地契約、そして大まかに駐車場等の借地契約との違いはあると思いますが、借地契約の契
約期間ですね、これは建物の敷地を目的とする契約と、駐車場などを目的とする契約の期間は
どのように設定をされているのか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 契約期間についての御質問でございますけれども、建物の敷地を目
的とする契約につきましても、30年間から長いものは60年間となっております。駐車場につ
きましても、10年間から20年間ということでございます。先ほど言われたように、今借りている
多くのものが合併前に借りたものでございまして、基本的には公共用地は買収すべきだと考え

ておりますので、よろしくお願いいいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 借地契約の中で、建物を所有する目的の借地契約では、土地の所有者との借地権の取り扱いはどのようにされているのか。そういった借地権の登記をされているのか。というのは、建物を建てている以上は、上に建物を建てておるという権利ですね、そういったものを保護するための借地権とかがあると思うんですけど、そういったものはどうされているか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 契約の中で、一応、借地権の登記はしないということで、登記はしておりません。そして万が一の場合は、第三者へ転売ということが考えられてはいかんで、その以前にまず私どものほうへ確認をしてくださいということで契約の中の条項にうたっております。基本的には私ども、そうした意思がございましたら、できる限り購入をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 特にこういう建物の所有を目的とする借地契約というのは、一般でもそうなんですけど、先ほども総務部長が言われたように、第三者への転売とか抵当権の設定ですね、そういったものが土地の所有者の都合とかで起きないとは限らないもんですから、そういったものに関して契約内容はどのような形で上の建物を保護する形をとっているか。今、借地権の登記はされていないということですので、そういった契約内容はどんなような形をとられているのか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 基本的には、先ほども申し上げたように、契約書の中にうたってあるというだけのことでございます。ちょうど来年度は見直しの時期でございますので、そうした更新の中での話し合いと、万が一の場合のことも含めてまたお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 特にそういった建物を所有するという目的で借地をしている土地については、上は役所ですので、第三者に転売というときは、まず恐らく役所のほうに買ってくださいということは言われるとは思うんですけど、要は抵当権とかが設定されたものの上に、将来的にですね、そういったことが起きた場合に、その上にそういった役所の建物が建っておる

ということ自体が普通は考えられないということね。でも、そういったことがないとは限りませんので、契約内容等をきちんと見直しをしていただいて、そういったものをどう保護していくかというか、そういった契約をきちんとつくっていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、建物を所有する目的の借地契約、これは先ほども言われましたが、30年から長いのは60年とか、そういった形で契約をされているということですが、監査委員さんの報告の中にもありましたけれども、これをずうっと借り続けるのではなく、やっぱり役所の関係の建物が建っておるということであれば、将来的にはやっぱり土地の所有者に協力をお願いして購入をすべきだと思いますが、今後の計画とかがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今借りておる土地の多くのものが、多分、一番土地が高くなっていたバブルの時期の土地が非常に多いかと思っておりますけれども、今、少しずつ土地の値段も下がりつつあるところでございますので、できる限り、ちょうど更新の時期というときも一つの時期でございますので、購入ができればということで進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 特に、私も勉強不足というのか、全然知らなかったんですけども、庁舎の東側に建っています総合センター、あんな大きなものが建っている下の土地がまさか借地だったということは私も全然知らなかった。今回この監査委員さんの報告を見たら、それが借地になっているということで、あれだけのものを建てるのに借地で、恐らく何十年という契約はされてみえるとは思うんですけども、あれだけのものを建てるとなれば、やっぱり下から買って建てるというのが、役所のものを建てるというのは土地を購入してというのが私は基本だと思いますので、その辺も検討をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、借地とその借地料に関しては以上で終わらせていただきます。

次に、南保育・教育センターの駐車場代替地についてということで質問をさせていただきます。

平成24年4月25日、同じく監査委員さんからの提出されました南保育・教育センター駐車場代替地に関する随時監査結果報告書に関し、質問をします。

この土地の取得経緯について、当初、土地の所有者は残地については代替地を希望してみえると。近隣の未利用地を提示して検討をいただいているということで、この件につきましては、前回、土地財産調査特別委員会にても報告を受けて、代替地に使いたいというような報告は受

けておりましたけれども、その後、結果が出なかったために、道路用地だけを平成23年12月27日に契約し、先に取得をされた。その後、土地の所有者より残地部分も買収をしていただきたいとの申し出があり、平成24年2月10日に南保育・教育センターの駐車場代替地として契約し、2月24日に支払いが行われていると。

それで、この支払いの予算ですね、これが道路改良用地購入予算にて執行されているということで、監査報告の中でも、道路用地の購入予算で執行されていることについて、これが適正であるかどうかという判断がしかねるという文言が入っていましたが、その点についてはいかがですか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 清水議員の御質問にあります駐車場代替地につきましては、都市開発課が進めております瑞穂市環状道路整備事業によりまして、現在ある南保育・教育センター周辺の点在する5カ所の駐車場で、道路用地のため駐車場敷地が減りまして、合計44台分の駐車台数が減少することとなりまして、センターちょうど北側にありますこの代替地として取得した土地ですが、ここで28台分の駐車スペースが確保できるということから、代替地として取得をいたしました。

取得経緯につきましては、道路整備によって減じます教育委員会が所有する土地の代替地という形で、都市開発課がその代替地の用地を取得したものでございます。今回の代替地の契約上、事業名称に一部誤解を招くようなことがありましたが、基本的には瑞穂市環状道路整備事業に伴う代替地取得事業でありまして、予算執行上、道路用地費で執行は適正なものであると判断しておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） では、予算執行が適正であったかという点でございますが、ことしの4月17日の随時監査において、代表監査委員さんより同様の御指摘を受けて回答したところでございます。本事業の目的は道路用地取得を伴う道路整備であり、手順は第三者契約の方法による代替地取得、道路整備、分筆、登記、引き渡し、供用開始であるところ、平成23年度末には代替地の取得までしか完了していないため、道路改良費、用地購入費での予算執行が適当であるかどうかというところが問題になりました。用地取得の目的が保育所の駐車場であれば土木費の執行では不適切になりますが、事業主体課は都市開発課であり、目的はあくまでも道路用地取得としていますので、予算執行上、適切であります。

本事業はまだ未完成のため、さきの臨時議会において報告いたしましたとおり、繰越明許費の手続きをとっており、今年度への事業費を繰り越ししております。今年度の事業完成をもって取得手続を完了することになりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 道路改良用地購入の予算でいいということではありますが、この取得経緯について、監査委員さんの報告を少し読ませていただいてちょっと疑問点がありましたもんですから、その辺もちょっとお聞きしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

監査委員さんの報告の中で、この取得経緯についてということで、都市開発課は、平成23年11月より道路用地の交渉を開始し、当初、売り主は残地部分となる今回の当代替地を金銭でなく土地（代替地）で希望されていたため、近隣の普通財産（未利用地）を提示して検討していただいていた。道路改良工事発注のため12月末までに用地を取得したかったが、結論が出なかったため、道路用地部分（面積140.39平米）を平成23年12月27日に契約して先に取得をした。道路部分を先に取得したということですね。その後、交渉の過程の中で買収を、この買収してもらえないかというのは残地のことだと思うんですけど、買収してもらえないかという申し出があり、検討をした結果、道路拡幅により減少する南保育・教育センター駐車場用地として機能補償することが適切と判断したと。これは都市開発課のあれですね。

一方、教育総務課は、平成23年9月に道路拡幅に伴う現場立ち会いで事業の概要と道路拡幅について説明を受け、11月に都市開発課より駐車場用地として活用できないか打診を受け、教育委員会事務局で協議をして承諾したと。この11月に都市開発課より駐車場用地として活用できないか打診を受けたというのは、これは残地の意味だと思うんですけど、これを11月に教育委員会のほうに打診をしてみえと。

それで、前段の開発課のほうのあれを見ますと、12月27日に道路部分を先に取得をしてみえる。その後、交渉の過程の中で買い取りをしてもらえないかという申し出があったということなんですけど、下の教育委員会のほうを見ますと、もう11月の時点で駐車場用地として活用できないか打診を受けているということで、買い受けの申し出がある前にその駐車場用地として活用できないかをもう教育委員会と協議してみえたということにとれるんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 用地買収の交渉過程の中には、いろいろなパターンが出てきます。交渉の中でいろいろ出てきますので、想定としてこういうことも打診をしたということですので、御理解いただきたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） この前段の中で、当初は代替地を希望されてみえたということで、近くの未利用地はどうですかということで恐らく交渉はしてみえたと思うんですね。だから、そ

の時点ではその土地が市の土地になりますので駐車場でどうだろうという打診をされたというならわかるんですけど、ただ、12月27日に契約をして道路部分だけ先に取得をされたのに、それをどう使おうかという検討をした結果、教育センターの駐車場用地で機能補償することが適切と判断したということになってはいますが、だから、もう11月の時点で教育委員会のほうからは駐車場用地として承諾をしてみえるわけやね、11月の時点で。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まだその時点ではそこまでの話し合いはしていなかったというふうに記憶しております。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） じゃあ教育長に伺いますけど、11月の時点でそういう協議をされたということで、実はこの南保育・教育センターの駐車場に関しては、南側にある駐車場に隣接する普通財産、要は未利用地ですね、これを駐車場で使ったらどうだということで、これは土地財産調査特別委員会の中でもそういう話が出ておったはずなんです。ですから、もしそういうふうで道路に取られても、そこを駐車場にすれば、わざわざそこを買わなくても、ふやす必要はなかったんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺の協議はどのような協議をされたか、お聞きしたいなと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） ここに決裁文書とかそういったものが手元にございませんのでメモでお話をしますが、平成23年の11月、都市開発課のほうから土地を保育所駐車場として使用可能かどうか口頭で相談がありまして、その折に、道で駐車場が削られるということで、駐車場として使用したいという旨を口頭で伝えたということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 私がお聞きしたいのは、そのときに、先ほど言いました南側の駐車場のもう一つ南側に今使っていない未利用地があるんですね、隣接してある。だから、そこを駐車場として使ったらどうだということで、この土地財産調査特別委員会でもそういう話が出ておったんです。それは教育委員会のほうには行ってないんですかね。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） この道路を直線的に改修していくその工事の現場で説明を受けた折に、南の未利用地については、今後、駐車場として活用していきたいということを考えておりました。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） この監査報告の中にもあるんですけども、普通財産の活用を最初に考えていけば、当代替地を取得する必要もなかったのではないかと考えるというような報告がされています。ですから、やっぱり道路を拡幅していく上では、それは一緒に全部買ってくれという地主さんも見えると思います。今回、全体の土地で見ますと716平米なんですね。道路にかかるのが140.39平米、それで残ったのが今度代替地として使われた575.61平米。もうどうしようもなくなってしまう、要するに使いようがないような土地が残るといふなら全体を買わんらんとするんですけども、基本的には、ひとり立ちができると言ったらおかしいんですけど、利用ができるような、そういった土地についてもこういうふうで買い上げをしていくという方向で今後も行かれるということであると、この道路はまだまだこれから南へ延ばしていく道路ですので、そういった辺も一応検討していただきたいなというふうに思っております。

それともう1点、地主さんのほうから残地については買い取りをしてほしいという希望があった場合、普通、これは私だけの考えかも知れないですし、間違っているかもしれませんが、普通そういった場合には、公有地の拡大の推進に関する法律、俗に言う公拡法というやつですね、これの第5条、要は買い受けの申し出というやつがあるんですけど、それに該当するのではないかなと。それを、土地の買い取りに対してそういうものが出来た場合に初めて買い取り協議を行い、そしてそこで何に使用する、要するに買って、そんなら何に使用しようとかいった協議を行い、今回の場合でしたら南保育・教育センターの駐車場として利用したいということであれば、それを買う予算を計上して、これを議会に諮っていただいて、そして議決を得て買い取りを行うというのが、普通、適正な処理じゃないかなというふうに私は思うんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今回の土地につきましては、地権者との交渉の中で、本人が取得された価格が今回の買い取り価格と差がございまして、取得価格のほうが高かったということから、公有地の拡大に関する法律、先ほど言われました公拡法ですが、この減免手続をとっておりませんでした。そういうことと、それから道路事業に伴う代替地という形で取得をしておりますので、今回の手続は省略させていただきました。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今回の事例は、もともとが保育園の駐車場ということで公有地ですので、これがもし第三者ですね、要は個人の方がこの土地を持ってみえたと。それで道路にかかるもので、これに対して代替地が欲しいと言われたときには、これは普通、第三者契約というんですかね、要は当人同士と中に市が入って契約をするという、そういった形の中で契約をす

るんですけれども、今回これは、道路にはなりますけれども、公有地には変わらないんですね。それで、今度買うということは公有地をふやすということになりますので、そういった場合には、やっぱりこういう予算を計上していただいて議会のほうに諮って、そしてそれをきちんと議会に説明して議決をとっていただくというのが僕は本来の筋ではないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今回は道路事業に伴う代替地の取得という形をとりましたので、清水議員が言われるように公有地、公共用地がふえておりますので、どちらかだったと思いますが、今回は代替地のほうを選択したということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 監査委員さんの意見の中にも、これからも道路拡幅用地、さらに新設道路用地を取得していかなければならないと。そういった場合、道路用地取得に当たっては、道路用地だけを取得するのが原則で、ただし、残地については所有者が活用・処分を行うものであると。しかし、今回のように、道路用地だけ買収できないケースが今後ないとも言えませんので、そういった場合、より慎重を期して事業を遂行していただきたいという意見がついております。

そういったものを踏まえ、今後、市長にもお伺いしたいんですけど、この幹線道路、将来的にはずうっと南へ抜けていく道路ですので、こういった問題が、今回はたまたま保育所が近くにあって、そして駐車場の代替というような形で処理をされたんですけど、これがどんどん南のほうとかへ行った場合に、もしこういうふうになった場合に、地主さんが「どうしても買ってもらわな、わしはよう協力せん」とか、そういうふうに言われる可能性だってありますので、今後そういったことに対してどう取り組んでいかれるのかお聞きをしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、いろいろ道路用地の取得に関しまして御質問いただいておりますのでございます。

道路をこれからもずうっと続けていくわけでございますが、用地を取得するに当たりまして残地の問題がいろいろ出てくる。清水議員から御指摘のあったように、この土地なんかは残地として使えるから、その要る分だけを買えばいいんじゃないかというところでございますが、この土地の場合は、一番バブルのときで、一番高い価格で買っておられる方でございますけれども、この用地の交渉は難しいだろうと思っておりましたが、何とかそういう中でも協力して

やろうと。こういう中で、その残地、用地がかかりますから、含めて代替地をとということがございました。初めはそういう要望がありましたので、それを市のあれと当てようということだったところですが、ところが、地主の方も、やはりもう今は市街化で代替地を持って土地料もあれだと、土地も余り魅力がないというところから、すべて買ってほしいということになった。そういう中でこの問題でございまして、くろに保育所がございまして、保育所の関係で、西側も東側も相当この駐車場にかかる。そんなところから駐車場という形で代替でということで契約をしたようでございますが、これからもそういう問題はやはり用地取得していくのに出てくると思います。残地がこんな形で残ってはとてもあれだから、合わせて買ってほしいということも出てくると思います。

特にこの南地区といいますが、旧巢南の南地区におきましては公園の率も少ないわけございまして、本来でございましたら区画整理で公園が整備されて、どこに住んでおろうが250メートル置き以内に、大きい小さいか、そういう公園があるべき場所でございます。絶対に公園が少ないわけでございますから、やはりこういった道路のくろ、そういった面積、基準でない面積でございましたらポケットパークとか、そういう形でずうっと来ましても、きのうあたりも質問も出ておりますように、道路のくろにそういったポケットパーク的なものも考えるというところで、そういうことも考えながら取得をしてまいりたいなと、このように思っております。

いずれにしましても、そういったことにつきましても、産業建設委員会、こういうところにもお話を申し上げながらいろいろ進めてまいりたい。このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げて、これからも、特に環状道路でございまして、これができますと本当に瑞穂市のぐりぐりとした大きな環状道路になります。これから東海環状のアクセス道路になっていくわけでございますので、そういった形でしっかりと整備をしてまいりたい。このように思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今後、こういった道路拡幅とか、そういったものは整備をしていかならん事業ですので、何とぞ慎重に事業を遂行していただきたいというふうにお願ひをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の清水治君の質問は終わりました。

続きまして、14番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） 議席番号14番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、以下5点につきまして質問をさせていただきます。

ます。

その1番目は横堤公園について、2番目に瑞穂市中心市街地活性化構想策定調査報告書について、3番目は災害時の緊急速報メールについて、4番目は教育関係について、5番目は買い物弱者の対応についてという5点でございます。5点もでございますので、あらかじめ答弁の皆様方には簡潔な御答弁に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げまして、詳細な質問は質問席より行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは第1点目の、横堤公園について質問をさせていただきます。

横堤公園というお名前を御存じの方は多分余り大勢いらっしゃらないんじゃないかなと思いますが、場所的には、先ほどの御質問の中にも出ました総合センターの北側にあります公園のことでございます。

この総合センター北側に設置されております横堤公園につきましては、その設置された理由等々につきまして各関係部署にお聞きいたしましても、なかなかはっきり出てこない。これは平成8年のことでございますので、その点はそのようなことかなと思わんこともございませんが、特にこの横堤公園につきましては特別に条例までできておりまして、どのような経緯でこの公園ができたのか、まずもって担当部長に御答弁を願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の横堤公園でございますが、この庁舎のちょうど東側に約1,005平米ということで設置がしてございます。これは平成7年に公園として整備がなされまして、議員が先ほど言われましたように、平成8年3月に穂積町横堤公園条例が制定されて、公園として、市民が出会い、触れ合いを深めるため、都市防災やコミュニティーの場としての観点等、さまざまな面から必要な施設ということで設置がされてございます。

いろいろ調べましたが、設置理由については、特に別府地区、この周辺については公園もございません。瑞穂市の公園整備計画にございますように、市内の公園整備率は県下でも低いほうということでございます。現在は4.84%から、平成37年には1人当たり8平米ぐらいの公園を確保したいということでございますので、公園として整備がされているということで、議員御質問のちょっと理由にはなっておりませんが、設置された理由については定かなものはちょっとわかりませんし、名称につきましては、ちょうど市役所の南側にあります、昔で言いますと輪中ですね、こういうものの関係で横堤が歴史的にも重要であるというふうに、当時の議事録を読みますと、そういうことで名称についてはつけたよということが書いてございました。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） 確かに私も当時の都市整備常任委員会、今で言う産業建設委員会がそ

の名前で平成七、八年にはございまして、そのときの議事録を調べましても、当時の議員の皆様方は「異議なし」「異議なし」ということですので完了してしまっておりまして、その詳細をつかみ切れないうところがございまして、必ずしもだからといってあの公園がどうなのかという問題で、私が申し上げたいのは、実はある市民の方々から次のような声を聞いております。あの駐車場に車をとめて歩くときに、西側に見える公園は全く利用されていないと。まるで死に地公園のようなイメージを持っておるといような声がございました。

これらの現状にかんがみまして、私もいろいろと関心を深め、時々見に行っておりますと、確かにあの公園は利用されておりません。したがって、もったいないという言葉が適切かどうか分かりませんが、公園条例に基づいた横堤公園条例ができてはおりますものの、あの公園のあの面積1,005平米を駐車場に供したらどうかということをお提言申し上げると同時に、その考え方について御質問を申し上げたいというところでございますが、担当部長によろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど申しましたように、瑞穂市には公園の整備水準がまだまだおくれしております。特に、先ほど言いましたように、別府地区については公園の整備率も低うございます。本来ですと、生津地区のように区画整理をして3%程度の公園をつくるのが理想でございますが、まだまだございませんので、現在のところ都市整備部としては現在の公園を減らす考えはございません。駐車場については関係部署がございましてそちらの考えもあるかと思っておりますが、都市整備部としては、公園として適切な管理をして活用していきたいというふうにお考えしておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） 確かに今の部長の答弁からはそうかもわかりませんが、必ずしもあそこに公園がある必要性について、ほかのところに公園を、その公園1,005平米が仮に減ったならば、ほかに公園を持っていくという考え方もあろうかと思っております。それによって公園を減らさないという手段も考えられますので、一概にそういう考え方であの公園を減らしてはならないという結論にはならないのではないかなと考えるところでございます。

そこで質問をいたしたいと思っておりますが、総務部長にお尋ねいたします。ただいまの市庁舎の周辺の駐車場の広さ、収容、その他すべてを考へまして十分であるとお考えかどうか。

また、教育長にお尋ねいたしますが、総合センターの北側の駐車場並びに市民センターの周辺駐車場の収容能力が十分であるかどうか、どのように日ごろお考えなのか、その一端を述べていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの広瀬議員の御質問にお答えする前に、総合センター、市民センターが本当に多くの方に利用されて大変うれしく思っております。この施設が利用される理由に、やはり近くに駐車場が完備されている。そして大きなホールへの道具の搬入等も非常にしやすいと。使いやすいホールであり、また音響もすばらしいと。穂積駅に近くて便利であると。こんなところが高く他の市町の同じような施設に比べて評価されているのではないかと思います。稼働率も非常に高い施設となっていると思います。また、市民センターにおきましても、多くの方がサークル活動等に利用されていることと思っております。センターも、ある音楽祭とか大きな大会が開催された場合には、なかなか駐車場が満杯になっているという事実も私のほうもとらえております。

それで、この穂積庁舎の周辺の駐車場でございますけれども、今、庁舎の周りには87台、庁舎の裏の第1と第2ですね、それから総合センターの第3の駐車場を合わせますと395台ほどの駐車が可能かと思っております。この駐車場の職員等の駐車台数、平常時ですと大体130人ほどの職員が利用させていただいております。月2,000円という使用料を支払ってはいるものの、130台ほどが利用させていただいております。私もそのうちの一人でございます。近くの職員は、みんな結構このごろ徒歩とか自転車で協力をしてくれております。

現実、庁舎北側の駐車場を見ていただきますと、職員の占める割合は大体3分の2でございます。総合センターのサンシャインホールですね、一番大きいホールでまあまあ的人数であれば特に移動させる必要もなく今現在は使っておりますが、このサンシャインホールがある程度人数を抱えますとやはりちょっと足りませんので、平常時は職員の移動をしているところでございます。

通常時でございますけれども、庁舎前は非常に込んでいるというのも事実でございますが、総合センター、市民センター、庁舎へおいでの方、どうしても近いところがということで、意外と北側の駐車場はあいているという事実が多いのではないかなと考えております。ですので、長時間駐車される場合は、ぜひ北側の駐車場を一回見ていただきたいと思いますし、近くの方は徒歩なり自転車ということもお願いをしたいと思います。それから子供さんの発表会等は、関係者ですね、大体3台、4台ということで乗ってみえる場合があります。乗り合わせてお出かけをいただくとか、そういうことも必要だと思いますし、近くに有料駐車場もございます。また、みずほバスの時間もすべて午前・午後の会に合わせてございますので、そうした利用ということも1つはできるのではないかなと思っておりますし、一方、建物を貸す場合ですね、主催者の方に駐車場のお話をして協力していただくとか、市で主催する会議の場合はできるだけ裏の駐車場を利用していただくということで、十分かどうかと言われると、今現在ではほぼ大丈夫というふうに考えております。

ただ、将来的に考えた場合には、やはり利用者の皆様に気持ちよく利用していただくという

ことがまた大事でございますので、そのあたりを踏まえてまた皆様方と御相談をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの議員の御質問ですけれども、今、総合センターの北側の第3駐車場には78台の車がとめれるようになっております。市民センターのほうには21台ということです。大きなイベントがありますときには、その主催者に対しまして、公共交通機関を使っていただくようにとか、乗り合わせて来ていただくようにということを申し上げて御協力をしていただいておりますし、それから、どうしてもそれでも足りないというときには、職員が通勤の自家用車を移動させて何とか現場をしのいでいるというような状態であります。イベントによっては大きな車も参りますけれども、そういうものについても近くのバスターミナルを活用しているということで、現在のところは大きな支障なく運営しているというのが現状でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ただいま総務部並びに教育委員会からは、結論的には当面は支障がなさそうな答弁でございますが、それは行政側の話でありまして、利用者側に言わせますと、先日もあるイベントがありましたけれども、相当、二重駐車、白線外に駐車している、歩道にまで乗り上げている。あるいは、来たけれども駐車する場所がないので帰ってしまったとか、いろいろな声を聞いております。

したがって、そこに土地がなければ今のような話で結構かと思うんですが、そこに全く公園として機能していない土地が1,005平米、すなわち駐車台数に換算しますと25台とめれるそうでございます。それをそのように切りかえることに、それほど抵抗をされる必要はないんじゃないかと。むしろ、あのお隣にある行政書士事務所ですか、ああいうものまで含めて開発すると。あるいは、あの駐車場を整備するというような方向づけに今後されていくことを期待いたしております。万が一あのままあの公園を維持していくという先ほど来の答弁のとおりであるならば、もっともっとあの公園を活用する手段、あるいは方策、そういうものを明確にして市民にアピールいただかなければ、それこそ先ほど私が申し上げました、死に地公園と称せられるような公園になってしまっているというこの現実を重く受けとめていただく必要があるかと、このように思うところでございます。

何項目かの質問を抱えておりますので、この項目につきましては、そのようなことを申し上げまして、1つの課題として今後御検討いただくようお願いを申し上げます。

それでは第2番目の、瑞穂市中心市街地活性化構想の策定調査報告書が商工会より提出されましたが、これは執行部側には3月に提出されておるようでございます。私ども議会には、先

般、議長、副議長に御説明がありますと同時に、全員協議会の場に御出席いただいて御説明をいただきましたが、なかなか内容を見ても非常に多岐にわたりにしているという書かれております。したがって、大変いいことも大変だなともありますが、この調査報告書につきまして、今議会の冒頭に堀市長は所信表明の中でも、地域活性化調査について調査報告書という形でこの御提言をいただいて、市民参加によるまちづくりの指針の一助となることのできたと。今後は市内に空き地となっている商業地を、官民一体となって知恵を出して、活性化を目指す必要性を感じておりますという表明をされました。

そこで都市整備部長にお尋ねいたしますが、そのような中で、この調査報告書をもとに今後の活性化をどう対応していく方針であられるのか、その一端を御答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 広瀬武雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員も御承知のように、4月1日からまちづくり基本条例が施行されました。このまちづくり基本条例の基本理念は、瑞穂市の将来のまちづくりに市民の皆さんから御意見をいただき、参加をお願いし、市民協働でこの瑞穂市をつくり上げていきたいと思いますという思いが込められております。そうした観点から申し上げますと、今回の商工会が中心となって書かれたこの報告書については、私も読ませていただきましたが、大変意味深いものがあると思っております、行政としても少なからず看過できないというふうに考えておるところでございます。

ここで言う中心市街地としましては、あくまで現在の穂積駅を起点とした周辺の市街地を指しておるわけですが、JR穂積駅は、旧穂積町のころよりまちの発展の中心でございまして、礎でございました。その流れは、合併して瑞穂市になった現在でも変わることはないというふうに考えておるところでございます。

ちなみに、穂積駅ができたのは明治39年であるわけですが、既に106年の歴史を刻んでいるわけですが、現在の形態の駅舎になったのはたしか昭和59年だというふうに記憶しておりますが、そうなりますと、その駅舎も既に約30年を経ているということで、この駅舎を取り巻く環境も30年を経ましてそれなりに変化をして、開発はされてきましたものの、周辺市街地の開発と言うには、ちょっとほど遠い開発しかなされていないというのが現状という認識はしております。つまり、中心市街地の開発となれば、都市計画の理念に基づきましたまちづくりがなされるべきであります、それがなされてこなかったというのが実情であり、現実だという認識であるわけですが、この点について、報告書の中にも36、37ページにわたって鋭い視点でもって指摘されておられて、こういう内容をつぶさに読ませていただきますと、一々もったもたなという感を抱いております。

ただ、そうした指摘について検証を加えますと、実は今の駅舎ができた昭和57年のころですが、私は財政担当で総務にありまして、当時、自治省に申請をしたことがあったんですね。そ

の申請はどのような申請かという、当時、国鉄が主体であったんですが、そこに町はお金をど
んだけ投じてもいいから駅舎をなぶりたいといって申請したところ、それはだめだよと。当時、
地方財政再建促進特別措置法という法律がありまして、公共団体は3割を超えて出してはだめ
だよというような制限があったわけです。そういったことで非常に苦慮した記憶がございます。
ですから、その当時も何も考えなかったというわけではございません。当時も、この駅舎のス
タイルですね、橋上駅スタイル、この近辺で言うと岐阜西駅のスタイルですね。それから駅ビ
ル案、この近くでいくと大垣駅がそうだと思います。それから今のトンネル方式の3案が地元
に示されました。それで地元でもって検討されたというふうに聞いております。

ちなみに、ちょっと私も手持ちの資料を引っ張り出してみましたら、当時、穂積駅周辺対策
協議会というのができまして、町議会議員5名、そして関係区域の代表ということで、この代
表が3名見えるわけですが、穂積駅前開発準備組合というところができただけですね。そしてそ
の中から会長、副会長の3名が入っていただいて、学識経験者も3名、当時の県議会議員とか
商工会長、金融機関の代表ということで、こういった組織で検討されました。その結果、いわ
ゆる最終的に地権者、商店経営者等の地域の意向がまとまらず、その結果、市街地を南北に分
断する築堤式の、鉄道敷を利用者が自由に通行できるように配慮するというので、現在の自由
通路形式の駅舎ができた事実があるわけでございます。あたかも今の商工会の意見だけを聞
いていますと行政が作為であったかのような感が免れませんのですが、実はその当時、そうい
った一定の手続を踏まえた結果、現駅舎ができたということを考えますと、そこにやはりちょ
っと根深いものがあるようなという感じはしております。

その後、駅舎ができましたからは、当時は国鉄でありまして、御承知のように赤字の団体で
ございました。そこから国鉄の用地を町が買いまして、南北の駅前広場を開発してきた経緯が
ございます。その開発は、あくまで鉄道とモータリゼーションの接続点を整備するという範囲
で行ってきたわけでございますが、先ほど申しましたように約30年を経過しまして、人口も著
しくふえる中、そして駅利用者もふえておるということで、この報告書にも書いてございま
すように、利用客数が約8,500人ということは、乗降客数にすると倍になりますので1万7,000人
が利用されているということだと思っておりますが、この数が人口5万2,000の当市の中でどのくら
いのウエートを占めるかという、それなりのウエートがあるというふうに思います。

ただ、現状と過去のそういう歴史を踏まえまして、今の穂積駅にこだわって中心市街地を考
えてもよいのかということもこの調査を受けて検証しなきゃなという思いも一方ではあるわけ
でございます。歴史的に見まして過去を反省すれば切りはございませんか、将来を俯瞰したま
ちづくりを考えた場合、今、右肩上がりの経済成長は望めない中で、どの程度のいわゆる市街
地再開発というビジョンを持ってあの地域に投資ができるかということも考えて、その中での
事業選択ということになってこようかなということは考えるわけございまして、そういった

視点もあわせ考えながら、この意見をさらに遂行してまいりたいというふうに考えておるところでございますので、よろしく申し上げます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） 今のお話からは、過去の経緯から詳細にわたりまして御答弁をいただいたわけですが、おっしゃっていただきましたように、当時の情勢と今日の情勢には相当な変化もございますし、改めてこういう調査報告書が出た以上は、これを1つの糧としまして、例えば駅周辺地区の土地公有化促進事業とか、あるいは地区のまちづくり協議会の設置の支援事業とか、さまざまな項目が入り込んでおりますけれども、商工会の皆様方と御相談されながら、ぜひひとつ積極的に、まちづくり基本条例もできたことでもございますし、何も駅前の問題だけがまちづくりではございませんけれども、トータル的に考えればやはり駅は瑞穂市の顔でございますので、あの周辺の開発は当然避けて通ることができない。あるいは、今日の現状を見ますと相当な状況になっておりますので、その辺を積極的に対応いただけることを期待するところでございます。

同時に、中に書いてありますように、短期施策とか中長期施策というふうに分類されております。その中の一端でも、例えば朝日大学の学生を活用して朝日大学の学生の活用事業を早速取り上げてやっていくとか、やれるものからやっていこうという姿勢を示していただけたらなと思うところでございますが、もう一度その辺のところを含めまして御答弁いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の御指摘の朝日大学とのコラボレーションですね、そういった事業については今年度の補助金予算でも計上してございまして、今、商工会のほうで鋭意検討してみえると思います。また、駅の南の広場については今年度事業でも、先ほどおっしゃられましたように、まさに瑞穂市の顔であります穂積駅でございます。そういった観点で、南の広場を、国体のいわゆるシャトルバスの発着も当然あるということで、改修も近々行う予定でございますので、何もやらないということではございません。先ほど申しましたのは、対処的な療法と将来的なビジョンとがあるわけですが、対処療法的なことについてはこれからも少しずつやりながら、魅力ある駅付近を創出したいという思いは行政としては持っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

最後にこの項目につきまして一言申し上げたいことは、こういうものを進める上では、やは

り土地がどうしても必要になってまいります。したがって、現在、昔の町役場、あるいは公民館がそのまま、なかなか隣地との折衝問題が大変難しく今日まで至っているそうですが、その辺も含めまして、ぜひひとつ積極的に、御苦労はされていらっしゃるし、御尽力もされていらっしゃるというふうに私どもも承知しておりますけれども、この問題と絡めまして、ぜひともさらなる積極的な折衝をされまして、穂積駅前がすっきりするように、あるいは活性化するように御尽力いただきますことをお願い申し上げまして、この項目は終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、災害時の緊急速報メールについて質問をいたします。

昨今、新聞紙上では「災害」という言葉がない日はないくらい、テレビでも報道されておりますし、今議会でも大勢の議員の皆様が災害についての御質問を詳細にわたってされたところでございますが、トータル的には、いろいろ御尽力いただいて、いろんなものを作成していただいておりますので、その分はその分といたしまして、最近の新聞情報によりますと、いわゆる避難勧告などの災害避難情報をエリア内の携帯電話に一斉配信する緊急速報メールというものができているということで、大手3社との契約が可能だということでございまして、当瑞穂市におきましても既にNTTドコモとの契約は済んでいるとの御報告を受けておりますが、あと2社との契約については今後どのようにされていかれるのか。市民のために、ぜひ積極的に、しかも速くその辺を御対応いただければと思うんですが、御答弁を願いたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） NTTドコモさんとは、ことしの2月14日からサービスを開始するというところで契約をしたところでございます。ソフトバンクさん、auにおいても、一部の機種に限られますけれども、既にサービスが開始できる状況になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ぜひひとつ早急をお願いしたいと思いますし、この後に御質問される議員にもそのような御質問が入り込んでいるんじゃないかなと推測しておりますので、この部分はこの程度にいたしまして、それに類する質問で、いわゆる防災SNS方式と申しますか、これも緊急メールとよく似たところでございますが、これも自治体による情報発信の新たな手段としてツイッターやフェイスブックなどの交流サイトが注目され出したということでございまして、従来の方式からだんだん変化してきているというところで、さらなる研究をお願いせざるを得ないんじゃないかなと。これで大丈夫だという考え方ではなく、絶えず進歩しているその手法を取り込んでいく姿勢をよろしくお願いをしたいと思います。

大震災で自治体のホームページが使えなくなった際にも、このツイッターでは被害や避難情

報の投稿が次々と発信できるというメリットがございます。それを開発した事業者の言い分は、地域住民が平常時から防災情報を共有・更新することによって防災意識を高めることができると同時に、災害発生時に住民同士の迅速かつ確かな救助活動を支援できると。災害後の復旧活動や心理的ケアも支援できると。このように述べておりまして、こういうものを採用している市町もございます。

さらには、尾鷲の問題でございますが、尾鷲では、似たようなことで、いわゆる地域ワンセグという制度を導入いたしまして、実験段階だそうでございますが、早急に実験は完了して導入するという発表をしております。これは災害時の防災情報発信手段の一手段でございますけれども、ワンセグ放送、エリアワンセグといいまして、従来の防災行政無線受信機に比べて導入費用が安く、画像付きの防災情報など、テレビ放送と同等の情報伝達ができるとして期待が寄せられているということでございます。

したがって、先ほど申しましたように、防災につきましてはいろいろなメニューをたくさん御準備いただきまして、尾鷲はいわゆる津波があるから我々とはやっぱり比較にならないよという考えもあるかも知れませんが、津波のないかもしれない我々瑞穂市についても、それと同様のシステムを導入すれば、それにこしたことはないということで、そういう前提のもとで御検討いただきながら、新しい制度をひとつ御検討いただきたいと、このように思うところでございますが、総務部長、もう一度御答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 自治体の情報をSNSで発信ができないかというようなことだろうと思います。このSNSというのはソーシャル・ネットワーキング・サービスの頭文字でございます。インターネット上で社会的なネットワークを構築する会員制のサービスということで考えていただければよろしいかと思っております。いろいろな名前のサービスが出ましたけれども、お名前を言ったほうがわかりやすいと思っておりますので、ミクシィとかグリー、モバゲー、そしてフェイスブック、マイスペース、ツイッターとかユーチューブとかニコニコ動画等、いろんなサービスが考えられると思っております。

東日本大震災の場合には、こうしたSNSのサイトがいろんな情報を伝えたということではございますけれども、一方で一部課題も見つっております。これらの会員さんのほとんどは20代、30代で、ほとんどの方がインターネットとか今の緊急通報とか、いろんなことができる年代であるということですね。一方で、こうしたところには容易にまた悪質なデマが広がるということもあります。いろんな問題点もあろうかと思っておりますけれども、そうしたことも含めて、ちょっと情報をとりながら、また考えていきたいと思っております。

先ほどの尾鷲のほうですね、地域ワンセグということでございます。尾鷲市についても実験サービスという位置づけで実施されておるということでございます。ワンセグについても、ち

よっと電波が弱いとか、気象状況によって左右されやすいとか、まだ疑問点が幾つかあるということも聞いておりますが、これらについても引き続き研究のほうをしていきたいと思っております。

ただ、東北の大震災では1週間ほど停電をしてしまったというのは事実でございます、最終的には、今のインターネットとかそういうのは電気が来ておるところで使われただけであって、現実そこに住んでみえる方は防災無線とラジオ、その2つが本当の頼りだったということも聞いておりますので、いろんな情報を伝える手段としては私どももまた検討してまいりたいと思っておりますが、やはり防災無線とか、ラジオをいつでもできるだけ携帯していただくということをお願いしたいと思います。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） 今御答弁では停電のときは云々という話が出ましたが、実は今のワンセグは、停電に影響されない無線構内情報通信網、すなわちLANを構築して対応していくという制度でございますので、その辺は今部長が言われますようにメリット・デメリット、あるいは短所・長所、さまざまあるかと思っておりますが、ぜひひとつその辺も御研究いただきまして、適切なそのような防災に対する備えを市民にも御徹底いただければまことにありがたい。非常にレベルの高いものを導入しながら、市民が犠牲にならないようにというのが目的でございますので、ぜひひとつその辺を御考慮いただくよう重ねてお願いを申し上げます、この項目は終わらせていただきます。

次に、教育問題につきまして質問をさせていただきます。

教育問題につきましては実は3項目あるんでございますが、時間の都合上、一括で御答弁いただければと思います。

すなわち、第1点目は指導が不適切な教員の対応について、あるいは2番目は教育相談体制の充実、3番目は学校図書館の充実の3項目に分かれておりますが、ちょっと簡単に申し上げますと、実は日本の学校の現状は、今後10年間で教員が3分の1入れかわるということでございまして、大量退職・大量採用が全国規模で進んでおるわけでございます。したがって、若手の急増と並行しまして校内指導力が衰えておりまして、そのような学校の若年化が相当進んでいると聞き及んでおります。当瑞穂市がそうでなければいいんでございますが、その辺も含めましてちょっと御質問をさせていただきたいと思っておりますが、例えば瑞穂市の小・中学校で指導が不適切な教員への対応はどのようにされていらっしゃるのか。

いわゆる学校教育の成否は、何と申しましても、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きいと考えます。したがって、教員として適格な人材を確保することは重要な課題であります。ただ、人事権は県の教育委員会にあるやに聞いておりますので、

細かなことはできないといたしましても、配属された教員に対する対応はどのようにしておられるのかというのが第1点でございます。

それから第2点目、学校における教育相談体制の充実。

教育相談を必要とする小・中学生が適切な教育相談等を受けることができるように、文科省では、臨床心理に関しての高度で専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーとか、あるいはソーシャルワーカー等の外部人材を活用するなど、教育相談体制の充実に取り組むよう指示しているということだそうでございますが、その辺も含めて御答弁いただきたいと思いますし、最後に、学校図書館の充実ということでは、これからの学校教育においては、児童・生徒の主体的な学習活動、よりよく問題を解決する能力、あるいは豊かな感性や思いやりの心をどうはぐくんでいくかが非常に重要であるという意味で、学校図書館は非常に大切なものであるというふうに国からも指導が来ているようでございますが、この3点を含めて一括で御答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 恐れ入りますが、広瀬武雄君にここで答弁の前に延長を行いますので、少し申し上げます。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をとります。以上です。

それでは、横山教育長。

教育長（横山博信君） 3点の質問でございますが、指導が不適切な教員の対応についてであります。

議員のお説のとおり、団塊の世代の大量退職による大量採用によりまして、岐阜県におきましても県採用教諭が毎年、例年の数倍採用しているという状況がございます。そこで瑞穂市といたしましても、全県的な傾向であります、大学卒業後間もない直採の教師が着任をし始めております。その指導力の向上は重要課題であり、市独自にですが、市教委主催でY T S P研修、これはヤングティーチャー・サポートプログラムということですが、そういった研修会、また校長会主催でスターライト研修会等、若手の育成に今努めております。またあわせて、ミドルリーダーを育てるということで、主任層ですね、そこら辺の年齢層の管理・経営的な部分も含めて、年間に8回、9回と管理的な研修も進めておるところでございます。

また、教育相談体制の充実ということでございますが、これは各学校ごとに不登校対策委員会を設置し、月に1回程度の定期的な不登校対策について検討をし、ケース会等も実施しております。議員指摘の外部人材の活用ということでございますが、スクールカウンセラー、臨床心理士の資格を持った方ですが、4名位置づけております。また、スクール相談員といった職員も配置し、教育相談が専門的な立場で常時的に行われるよう、そういった組織の充実を図っております。学校外におきましても、教育支援センターにおいて適応指導教室アジサイスクールを開設し、不登校の児童・生徒、また親の相談、復帰支援を行っております。

最後に、学校図書館の充実ということにつきましては、学校図書館図書整備5カ年計画において図書館図書標準の達成等措置の必要性について述べられておりますが、これにつきまして、また24年度からの学校図書館関係の地方財政措置についても、そういった図書標準の達成、また新聞の配備、それから担当職員の配置といった措置の必要性が求められました。瑞穂市内の小・中学校においては、昨年9月の調査で、すべての学校の蔵書数、学校図書館図書標準を達成しております。また、新聞の配備についても予算化され、各学校へ配備していただいているところです。さらに、学校図書館担当職員の配置についても、図書整理員がすべての学校に配置されております。

昨年度、岐阜地区で行われた岐阜地区学校図書館教育優秀賞の事業におきまして、本市は本田小学校が最優秀賞を、牛牧小学校は優秀賞を受賞いたしました。これらの表彰を受けた学校の実践に学び、市内の小・中学校の学校図書館のさらなる充実を図っているところでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

最後の学校図書についてもう一言質問をさせていただきますが、教育長の御答弁では、新聞等々の配備もするよという指導があるということは存じ上げておりますが、もう1点、図書司書ですね、学校司書、これらの配属について現状はなしと伺っておりますが、国の措置によってその辺もいろいろな形で指導をされていると伺っておりますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在、学校教育法のほうで司書教諭の位置づけというのは各学校にあります。今議員の指摘のように、司書の資格を持った学校司書の配置については現在のところなかなか難しいかなと思っております。そこら辺を含めて、司書教諭の活用というのが教育の中では課題になっておるところでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございます。ぜひひとつ、学校図書といえども、市の図書館もありますが、ぜひさらなる充実をしていただきまして、子供たちの教育のために御尽力いただくことをお願い申し上げまして、この項目は終わらせていただきたいと思います。

次に5項目めで、いわゆる買い物弱者の問題について御質問をさせていただきます。

最近の新聞報道によりますと、スーパーなどの生鮮食品店が自宅から遠く、徒歩での買い物に不便を感じる買い物弱者が全国で900万人いると。ちなみに、岐阜県は15万人というデータ

が出ております。全国平均では、いわゆるその市町における人口の7.1%が買い物弱者だといふふうなデータが出ておるところでございます、その辺のところから換算いたしますと、じゃあ瑞穂市はどうかということ、大体この平均値からいきますと3,000人ぐらい、あるいは2,500人ぐらいいらっしゃるのかもわからないなと推測しておるところでございます。

前から私も、スーパーが遠くて、自転車にも乗れないし、車にも乗れないし、何とか近くにスーパーを設けていただけないかというような要望は耳にしておりますが、さりとて一概にすぐできるわけではない。であるならば、それこそコミュニティバスを使ったり、近所の方に乗せていただいたり、お身内に頼んで買い物を一括で1週間分買って来るとか、そんなような現状が瑞穂市内でも結構たくさんあるやに聞いております。

その辺をすべて満足いくようにするというのはなかなか大変なことかも知れませんが、歩いていただければいいという話もありますし、歩くことによって長生きもできるという説得の仕方もあろうかと思えますけれども、昨今、担当部から示されました資料によりますと、みずほバスの新路線も現在いろいろ御検討いただいているところでございますが、やはりコミュニティバスにつきましても、一緒に検討いただいているんですが、どうしてもバスですと空白地帯ができるということで、さらなる綿密な、いわゆる網羅された駅をつくって、タクシーを、デマンドタクシーと言ったほうがいいのかもわかりませんが、そういう制度を取り入れながら、この辺の買い物弱者の不平不満、あるいは利便性に対して対応していくというお考えがあるならば、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思えます。御存じのとおり、この近くでは大野町、それから岐南町がデマンドタクシーを採用しております、岐南町は「コミュニティタクシー」という名称、大野町は「あいのりくん」という名称でその辺を対応しているところでございますが、当瑞穂市についてはその辺の考え方をお聞かせいただけたらありがたいと思えます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの買い物難民の対応ということでございますが、確かにこれからどんどん高齢化してまいります。私たちも元気なうちは本当にいいんですけども、ちょっと野菜とかいろんなものが食べたいなと思っても、なかなか買いに行けないという現実でございます。近くにお店があればいいなというのは、だれもが考えることでございますし、議員がおっしゃられたように、いろんな対策が考えられるわけでございますが、その中で、みずほバスが使えないかということでございますけれども、これについては議員も大体御理解をいただいて、バスではちょっと難しいなということをもう薄々感じておられますので、多分、デマンドタクシーはどうかという提案をいただいたと思えます。

実を言いますと、バスにつきましては、皆さんも御存じのように、私のほうからいろんなPRをしたので随分御存じだと思いますが、まず穂積駅からリオワールドに行っておった路線バ

スは廃止をさせていただきました。というのは、岐阜バスさんが路線バスとしてこれを走らせておったわけですね。リオワールドが非常に栄えたときには、穂積駅からリオワールドへ行くお客さんを行きは乗せません。帰りはリオワールドからこちらへ帰るお客さんに乗せるということで、2つの地点で往復をお客さんが乗ればバス事業というのは成り立ったわけですが、片方だけのお客さんに乗せるということでは、とてもバス事業というのは大赤字でございます。ちょっと勉強してみえる方は往復型とか循環型ということを言われますけれども、往復型というのは、2つの地点を往復してもらう。これが昔の本当のバスを走らせる基本だと思います。循環型というのは、私どもの瑞穂市がとっておるように、ぐるぐるぐるぐると、行きと帰りと一緒にのところを通らないよというのが循環型ということでございます。

それから瑞穂市のバスそのものは、もう1つ、今のリオワールド線につきましては路線バスとしては廃止されましたので、やむなく私どものコミュニティバスとして運行をしております。1つの路線、今は4路線あるわけですが、1年間に1,200万円ほどの税金を使わせていただいております。大体1台当たり、よく乗っている路線は七、八人、少ない路線は四、五人という状況でございますので、4路線を3路線にということで今新しい路線を考えております。

これにつきましても、ホームページをごらんいただいている方はおわかりになるかと思いますが、私どもの職員が実際に乗って調査し、その結果を表示させていただいております。基本的には、穂積駅から近いところのバス停の利用はほとんどございません。そして、本当に利用されるのは本田団地、牛牧団地、南小学校の停留所だけでございまして、あとのところはなかなか難しいというのが現実でございます。といっても、県下の中では、よその市町と比べてもらえばわかりますが、かなり成績としてはいいほうだと思いますが、その実態が、よく乗っているバスで七、八人、少ないバスでは四、五人というのが実態でございますので、4路線を3路線に、それから、将来的にずっと続くバスがないというのではやっぱり寂しいですし、まちの価値というものはまたほかの時点で考える必要がありますけれども、ですので、できる限りバスを走らせるということを含めて私のほうは路線を考えました。それで、7月にはパブリックコメントで皆さんの御意見をいただき、最終的には決めたいと思っておりますので、資料も既に準備しておりますけれども、今までの調査の結果、概要が書いてございます。それから新しい路線、時刻も一応考えております。最終的にこれということではなくて、また皆さんの御意見をいただいて最終は決めたいと思っておりますが、ぜひまたよく見ていただいて御参考にしていただきたいと思います。

それで、確かに私が思うのは、バスを走らせてほしいという意見も結構ありますけれども、多くの方は、そんなことに金をそんなにかけるんかと言う方もかなりお見えであることも事実です。これは真っ二つに分かれるだろうと思います。それから、走らせてほしいと言ってみえる方のほとんどの方が実際は乗っておられません。それから、申しわけないんですけども、

高齢者の方、本当に元気なうちはみんな車を運転されますね。それから、できれば自分のうちの角先まで来てほしいというのが基本だと思います。とてもバスはそこまでは行けません。

デマンドタクシーというお話がありました。大野町と岐南町が走らせておりますけれども、これも実を言いますと停留所に出向かないんです。前もって予約をし、そしてその時間に停留所へ行き、決められた停留所でおろしていただくと。多分、瑞穂市内でそんな方はほとんどありません。多分、瑞穂市の自分のうちから決めたら隣のまちへ行きたいよということがございますので、このデマンドタクシーについても、両方とも1回200円で実施されておるようです。岐南町は1日8便、大野町は1日3ルートで6便ということがございますが、実際利用してみえる方は1台に1人あるかなしかということございまして、前もって予約をせないかんということ、停留所まで行かないかんということ、決められた停留所しかとまらないということで、なかなか難しいんじゃないかなとは思っておりますが、ぜひお近くにありますのでそうしたデマンドタクシーも一度見ていただいて、ああ、これだったら瑞穂はいけるぞということであればまた私たちも考えたいと思っておりますが、今のバスそのものの一番最初は実を言いますと私が企画立案をしたわけでございます。他市町のやつをすべて見てきまして、問題点をすべて解決した状況で走らせておると思いますが、やっぱりいろんな考え方がありますので、ぜひ真剣に考えていただいて、いい意見をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ほぼ時間も残り少なくなりましたのでなんでございまして、正直言います、コミュニティバスについては一生懸命いろいろな形で御尽力いただいていることは事実でございますが、実を言うと、先ほど来申し上げましたように、バスが走れない、道の狭いところへバスは行かないんで、そのバスの停留所までは相当遠いと。バスの恩恵をこうむっていないという地区があるですね。そういうところだけでも、二重投資になるかもわかりませんが、デマンドタクシー制度を御検討いただくという手も一つの手法ではないかということをお提言申し上げまして、時間となりましたので、私の質問5項目はすべて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、14番の広瀬武雄君の質問はすべて終わりました。

議事の都合によりまして休憩をいたします。5時30分に再開いたします。

休憩 午後5時14分

再開 午後5時30分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

15番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

15番（若園五朗君） 議長より一般質問の発言許可を得ましたので、個人一般質問を行います。議席番号15番、無所属自民党会派新生クラブ、若園五朗です。

質問は3項目ございます。1つ、職場環境について、2番、災害情報等メールについて、3番、防犯・交通安全対策基金条例設置について、以上です。

内容については自席のほうで行います。

1番、職場環境について。

社会では、離職する方、あるいは正規の職員についていけないということで、瑞穂市においても職場環境はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

その前に、副市長にちょっとお尋ねしたいんですけども、瑞穂市の職員、今、正規は何人くらい見えるか、補助職員は何名くらい見えるか。人事管理担当ですので、もしわからなければ私のほうで調べてございますので御説明しますが、把握してみえるかということを確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 正職員は、これは第2次瑞穂市行政改革大綱の年度別実績ということでお示しをしているところでございますが、いわゆる定員管理で掲載しております。平成24年4月1日の職員総数目標は422人というふうになっておりますが、この内訳は一般事務職員数が212名、技能労務職員数が24人、保育士・教諭職員数が116人、消防職員70人というところでございますが、実際、3月31日現在の状況では総数が私、市長、特別職を含めると411ということになります。現実的には422人の定員管理目標に対して411ということでございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 職場管理については、やっぱり職員の人数、あるいは補助職員が何人いるかということについて最終責任はやっぱり副市長の責任でございますので、どんだけ把握しているかについてお尋ねしました。現在、正規職員は411名、そして補助職員は現在256名、計669名でございます。瑞穂市においては、正規の職員と補助職員の割合が4対6という割合の中で行政事務が行われているところでございます。

そうした中で、全国で職場環境によって、うつ病、あるいは自殺、あるいは交通事故等で4万3,000人くらいの方が亡くなっています。その中で、うつ病が平成23年度は325名ということで、もちろん30歳以上の方、半数が若い人でございます。

今回の一般質問の1番の質問の中には、瑞穂市においては、正規職員の411名の中には、現在、国体のほうに専従で5名おります。また岐阜市のほうへ、あるいは県のほうへ派遣が2名、そして病気休暇、あるいは休職、消防職員の休職などを含めると11名ございます。正規の職員が実際職場につかないかんのですけれども、このような現状で瑞穂市の職場環境はなってい

るということで、先日も瑞穂市においては市内の生活保護受給者通知7通を1人に全部送付したというミスが新聞報道でもございました。これも結果的には補助職員による行政事務ミスでございます。お互いに人間だれでもミスがあるということですのでけれども、今後、行政事務について適正な配慮をお願いしたいと思います。また、ことしの2月24日には、岐阜新聞、あるいは中日新聞でも、消防職員による女子高校生にみだらな行為ということで、公務員法の33条の信用失墜行為ということで、瑞穂市においてはこのようないろんな諸問題が発生しておるのが現状でございます。

そうした中で、先ほど言いました全体的な人数669人の人事管理について、今回の職場環境についてお尋ねするわけでございますけれども、質問内容につきましては通知してございますので、一括で質問を行います。

1つは、ストレスとメンタルヘルス（精神的健康の管理）対策について。

2番、仕事が多岐にわたり複雑なため、ストレス対策はどのように行っているのか。

3番目、新規採用就業状況はどのようになっているのか。

4番、本人の職場異動希望調査をとっているのか。

5番、管理職は、部下に対する仕事の進行状況の把握、督励、監督等の行為ですけれども、しっかり部下を監督しているか。

6番、正規職員の仕事の責任分担、あるいは補助職員の仕事分担について、必ず責任を持ってやっているか、どのように管理しているか、お尋ねします。

7番として、休職職員の状況はどのようになっているか、もう一度確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員の職場環境についての御質問にお答えいたします。

まず初めに、ストレスとメンタルヘルスの対策につきましては、議員御指摘のとおり、瑞穂市においても他市と同様に、社会情勢、グローバル化が進み、異なる考え方や多様な価値観を持つ方が多くなってきております。さらには、行政改革、情報公開、個人情報保護などが進み、求められるコミュニケーション能力も高くなってきております。目的を持った職員、やる気のある職員、若手の職員に業務が集中がちになったり、メンタルヘルスの問題があらわれてきている状況になっています。

そこで、今年度、瑞穂市の職員研修では初めてメンタルヘルスセミナーを5月24日、25日に巢南庁舎、穂積庁舎で開催し、延べ84人の職員に受講してもらいました。また、出席することができなかった職員には、講義の資料のほかに、わかりやすい概要を作成し、周知しております。このほかにも、市町村職員研修においては「メンタルタフネス研修」「メンタルヘルスいつもと違う部下の様子」というような2つの研修に年間8人から12人が受講しております。さらには、共済組合が実施する研修にも毎年数名を受講させております。

これらの研修などを通じて、管理職の管理能力の向上を図り、職員の状況を把握し、仕事に行き詰まったり異変を感じる事があれば、いち早く声をかけ、話を聞きながら問題点を出し合い、一人で抱え込ませない職場に努めてまいります。また、職員同士においても、みんなで支え合う職場に努めてまいります。

次に、ストレスの対処についてですが、現代はストレス社会と言われており、トラブルによるストレス、人事異動、仕事の内容からのストレスがあります。ストレスとどう向き合うか、どうつき合うか、どのように転換するか、どうしたら抱え込まないようにできるかが課題になります。まず自分自身が何がストレスであるかに気づき、その対処を自分で身につけておくような、自分自身で自分をケアすることを進めていき、ストレスに強くなる職員を目指してまいります。そのためには、若いときから職員に多くの経験や、多くの部署に配置するような機会を与えることが必要であると考えております。

次に、新規採用職員の就業状況につきましては、4月の末ごろに市役所の研修の際に新規採用職員と話す機会がございました。戸惑う新規職員を前に、日々の仕事の中から簡単なことでいいので一つずつ目標を持ちながら、その目標を一つずつ覚えていくことで自信がついていくということを実践してくださいと話したことがありました。今のところ、保育所の保育士さんも含めて、新規採用職員は順調に就業しております。

職員本人からの異動希望調査につきましては、現在は行っておりません。職員の能力、特性を正しく見きわめながら、どんな部署が適所であるかの把握に努めて実施してまいります。また、管理職が職員との面談の中からそういった職員の特性を判断しながら、職員に適所となるような部署に導けるような体制づくりも進めていきたいと考えております。

次に、仕事の進捗状況の把握につきましては、管理職は職員の日々の仕事ぶりから進捗状況もわかりますし、目標管理シートというものがございまして、それによって進捗状況も把握できるものと考えております。この目標管理シートでは、期首の4月に本人が目的を計画し、管理職との面談を経て5月に提出し、9月から10月にかけて、また必要に応じて中間面談を行います。最後の3月の期末には最終面談ということで、そのときに達成状況の確認をします。進捗状況につきましては、このシートにより十分把握できるものと考えております。

続きまして6番目の、補助職員の事務分担についてですが、職員の仕事を補助する仕事になりますが、職員が補助職員と連携をとりながら仕事内容を確認することを重要な位置づけとしております。中には資格を持つ補助職員もおり、職員同様に事務をしている職員もおります。

先ほど議員御指摘の事案につきましては、福祉部においても改善策を講じておりますし、市役所全体につきましても、再発防止策を講ずるべき措置、相互の連携、確認体制、組織の内部でばらばらになりがちなりスクを統制できるような組織づくりに努めてまいります。

最後に、退職者の状況につきましては、5月末現在で病気退職が2名となっております。病

気休暇につきましては1名となっております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 的確な回答をありがとうございました。

その中で、1番から7番の質問内容を質問したわけですが、その中で私の提案させていただきたい項目でございますけれども、1つ目のストレスとかメンタルヘルス対策として、いろいろと施策は、要するに研修等を行ってみるんですけれども、やはり人事管理は課長、部長が行い、最終的には副市長ということの人事管理をしてみえると思うわけでございますけれども、やはり管理職のそういう認識をしっかりと、人事異動なり職場環境を再確認するためには、部長、課長のそういう民間からの研修を徹底してほしいと。それによって自分の仕事のモチベーション、あるいは行政事務の役割などを認識することは非常に大事でございますので、そこら辺もやっぱり、専門な各企業で頑張っている、そういう民間の企業の方の部長と課長の研修を行っていただきたい。

また2番目の、仕事が非常に多岐に最近はわたっていますので、非常に簡単なことですが、やはり先輩・後輩が職場の中にいると思いますので、いろいろとやっぱり声をかけ合うということが非常に少なくなっています。私たち廊下を歩いていてもお互いにあいさつができにくいということもございますけれども、今後ともやっぱりコミュニケーションの機会を図ってほしいと。

また3番の、新規採用の方については、まだ職場になれていない方も見えるんですけれども、やはり先輩なり管理職は、定期異動もございますけれども、しっかり指導体制を確立するというので、褒めて、やっぱり仕事ができるような管理体制をお願いしたいと思います。

また全体的に、2年から3年の定期異動をかけているんですけれども、技術職とか専門職は除外しまして、ある程度のやっぱりローテーションを今以上をお願いしたいと考えています。

また、3連休というのが1年間に7カ所ぐらいございますけれども、どうかすると月曜日に休んで連絡がとれないという、よくそういうことがございますので、確かに有給も職場の権利はございますけれども、やはりそこら辺もローテーションをかけながら、今後とも公務員という自覚の認識をお願いしたいと思います。

4月から12月にですけれども、今まで人事カードというか、管理職のそういう異動、あるいは希望調査、あるいは仕事の内容についても非常に理解ができないというか、その把握についても、やっぱり部長、課長はしっかりと個々の課内の人事管理をし、最終的にはすべて副市長にお願いするという形で今後とも取り組んでもらいたいと思います。

今、いろいろと1から7についての私の提案をしたんですけれども、それについての補足説

明があれば、企画部長、お願いしたいと思います。実施できるかどうかの確認をしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 今の7点でございますが、メモできたかどうかわかりませんが、ちょっとお答えさせていただきます。

民間企業の講師の研修を受け入れ、管理職の能力を高めるために、まず1点目については、努めてまいります。

続きまして2点目のコミュニケーション能力につきましては、仕事の内容の共有を図ることで職員同士のコミュニケーションを進めていくように指導してまいります。

それから3番目の新規採用職員については、理解させることが大切ですので、うまく引き出せるように伝えていきたいと考えております。

4点目の、2年から3年での定期異動につきましては、職員の特性を判断することで、その部署の全体のバランスを考えながら考慮していきたいと考えております。

続きまして、休み明けの休暇についても、個人的なことになりますが、計画的に休暇をとるように努めてまいります。

最後に、4月から12月までの職員異動につきましても、副市長を中心として努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 新聞紙上でも皆さん御存じだと思いますが、福祉部長にお尋ねしたいんですけれども、生活保護受給者の通知ミス、その後の対策、いろいろと報告はされているんですけれども、再度、再発防止についての確認をしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 市民の皆様に対しても、福祉部においてこういった不手際な事務のことが起きたことに対して本当に申しわけなく思っております。この場をおかりしましておわびをいたしたいと思っております。これに関しては、早々私のほうもホームページの、見られる方に限ってでございますけれど、市長名でおわびをさせていただいております。

その後の対応でございますけれども、市の職員に対して私たちがすぐ訓示をしました。やはり考えるには、正規の職員と補助職員の連携が不足していたのではないかとということで、こういった事件が起きたということをつくづく考えまして、正職員が悪いのではなく、それから補助職員が悪いのではなく、そういう言い方ではなくて、やはりみんなとして一致団結して、こういった問題をよくやはり意思統一して処理していくということを訓示いたしました。

その場において、補助職員だけ、それから嘱託職員だけをもう一度集めまして事細かにお話

をさせていただきました。こういった場合はこうするんですよということで、やはりそういうことの事務の多い職員に対しては、細かく、こういったふうにしてほしい、それから困ったときはとにかく正職員に聞くという態度で接してほしいということで、とにかく自分の判断で事務処理をしないようにというふうに訓示をいたしましたので、また今後、これは福祉部だけではなく、市全体として考えていかなきゃいけないと思っておりますので、また御指導いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） さきにも生活保護費の不正な使用によって、要するに生活保護費が使わなかったということで逮捕されていますけれども、生活扶助費の行政事務の中で住宅扶養とか失業の扶養業務の受付業務がありますけれども、その辺はきちんと正規職員、そして補助職員との連携を再度確認したい。

そしてもう一つ、失礼ですけれども、やくざというか、右翼の方の確認、そこら辺はどのような対応をしてみえるか確認したいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 生活保護の御相談にお見えになった場合、すぐわかった場合は正職員が行きます。そのときに外国の方、特に中国語の方はやはり補助職員の中国の通訳の者が一緒になって対応することもございますけれども、生活保護の相談にお見えになったときは正職員が対応しておりますので、よろしく申し上げます。

それから、そういう生活保護の中でもやはりいろいろな方がお見えになりますけれども、私のほうは、これと思われる方はやはりそういった調査をしております。事前にちょっと調査をさせていただいております、それは私のほうで、すべての方とは言いませんけれども、そういう調査をもとに、やはり生活保護法の中でそういう方の受け入れということも私のほうも考えてやっておりますので、申し上げます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 最後に副市長に、人事管理、あるいは各課長、部長について、要するにそういう適正管理について各部長、課長が行っていますが、今言っているそういう補助職員、正規職員は669人という中の、全体的には30億ぐらいの人件費が投入されています。その中で、今後、職場環境について、あるいはストレスがたまらないような人事管理についてはどのように考えていくか、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の公務員に対する事務は本当にふくそうしております、以前のよ

うな公務員像というのが大分、本当に負荷がかかっているなという思いであります。それゆえ、余計に一層組織力というのを高めていく必要があるんだろうということでございます。

先ほど福祉部長からの謝罪がございましたように、ああいったこともよくよく考えれば、いわゆる組織間の中の連携が希薄になっていたなということを反省しておるところでございます。部長会議の席では、「ハインリッヒの法則」というのがあるわけですが、これはいわゆる1対29対300ということですね。要は、1件の重大な事故の背景には29件の軽微な事故があり、そのずうっと背景には300件の冷やりとすることがあると。これはアメリカの、これは学者ではなく、保険会社の調査員が発見した法則でございますが、こういった例も出しまして、とにかく職場の中でやっぱり事件が起きる前には何かそういう背景があったんだよと。それをやっぱり未然に防止するのが管理職の務めであるということをお話しさせていただきました。

そして、それにはやっぱりOJT、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングということが欠かせないということですね。職場内で情報を共有し、そしてトレーニングを積むと。特に先ほど来お話がありました若手職員に対しても、正規職員、補助職員の分け隔てなく、やはりそういう姿勢が必要であると。それには、先ほども部長が言っていましたように、「ハウレンソウ」と言われる基本ですね、いわゆる報告・連絡・相談というのがやはり基本。基本に返ってやれば、情報も共有できますし、悩みも共有できます。

そういったことを部長会議にもお願いをしたところございまして、部長会議の翌日には、担当課長を集めて各部長がその趣旨を徹底していただいております。そしてさらに課長が持ち帰って、課ごとで朝の朝礼等で徹底をしておりますということで今は進んでおりますが、それとは別に、また研修メニューもいろいろ用意しておりますので、先ほど企画部長がお話ししましたような研修も職員には受講させながら、なるべくメンタルヘルスには配慮してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） ありがとうございます。

副市長にお願いしたいんですけれども、緊急な、要するに行政事務をしっかりとやっている中でそういうミスがあった場合は、庁舎内の本庁の緊急会議ということで、やっぱり全員集めてしっかりと伝えてほしいというのと、そして巣南は巣南のほうで、すぐ時間はとれますので、やっぱり生の副市長の人事管理の関係も含めて指導を、一番肝心なときには、メールだけじゃなく、部長や課長じゃなくて、しっかりお願いしたいと思います。

2番でございますが、災害情報等のメールでございますけれども、先ほど広瀬議員の質問項目にもございましたが、NTTドコモについては既に運用体制にありますけれども、他の携帯電話はどのようになっているのか、運用体制はできているのか、お尋ねしたいと思います。

質問内容につきましては通告してございますので、1番、災害情報、防犯情報、行政緊急情報についてお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。NTTドコモは既に2月14日から運用開始ということでございますが、auとソフトバンクにつきましても、機種に一部限りはあるようでございますが、もう利用ができる状況になっておりますので、お知らせをいたします。

その利用というのはどういうことかということですが、もともと気象庁の緊急地震速報というのが皆さんの携帯には入ると思います。昨年も東北であった時期、あの時期に時たま鳴ったかと思いますが、あのサービスの中に私どもの自治体から情報を入力することによって、また皆さんの携帯に行くというのがこのサービスでございます。

項目としては、15項目ということが決められております。そのうち、私どもは津波とかそういうものはございませんので、避難準備情報、避難勧告、避難指示、河川のはんらん情報、東海地震の予知情報、航空攻撃情報、それからゲリラ・特殊部隊の攻撃、弾道ミサイルとか大規模なテロ情報といって、項目が決められた情報のみ私どもが入力することによって情報が皆さんの携帯に入るというシステムがこの災害情報メールということでございますので、御質問の中にいろんな防犯とかほかのことが流せないかということがございますが、今現在、携帯電話で流す情報というのはこういうことで項目が決まっているということで、よろしくお願いをしたいと思います。auとソフトバンクについても、もう利用が可能ということになっております。

それで、今言いましたように、私どもの職員が入力して情報を流すということでございますので、実を言いますときょう健診車がちょっと故障を起こして防災行政無線を流したわけでございますけれども、ホームページでも一応お知らせがしてございます。ですので、基本的には一番最初には防災無線、それから、ホームページを見られない方もあるかと思いますが、できる限り災害情報、注目情報ということで緊急を要するものは流させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 携帯電話等の国の施策の中で、いろいろと緊急情報、速報、あるいは国民保護法に関する情報等、要するに受信の情報種別があるわけですが、その枠の中の一部ですね、各市町の要するに情報通信網が一部伝達方法の中にあると思いますが、その中に、災害があった場合、例えばJRがとまった場合、あるいは水害で水位が上がった、あるいは避難しなければならないというときの、防災計画の中に総合センターとかの物資の場所、あるいは避難場所は市民センターというのは聞いていますけれども、その辺も今言っている緊急情報、

国民保護法以外のところで流せる運用の形態の幅がございますので、そこをうまく、とにかく一遍運用なり実施できないか、その確認をしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今お話のように、万が一鉄道事故等大きな事故があった場合には、テロ情報ということではないのでございますけれども、そうした情報として流すことはできないかということも考えてはおります。最終的には私どものホームページ、また防災無線等で皆さんにお知らせできると思っておりますけれども、そうしたことについてもまた検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） ありがとうございます。

災害時等の避難指示とか避難勧告等についても、携帯電話も3社がこれから運用できる、そして防災無線もある、そして伝達方法としてFMわっち、その3種類、また広報とかいろいろと今あると思うんですけども、災害について非常に話題になっている項目の中で、今後、今以上にやっぱりその運用についてどのように周知していくか。

あともう1つ、結構市町には料理屋店、名前を挙げて申しわけないんですが、市橋屋さんとか魚伴さんとか清水屋さん、そういう災害のとき多く収容できる施設等もございますので、そこら辺も、公共施設はいろいろと避難場所とか物資の収納等の指定はございますけれども、そこら辺も含めて今後、緊急メールを出すのも含めて要するにその対策はどうか、関連質問をお願いしたいと思います。2点申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 基本的には私ども公共施設としては市民センター、総合センター等を中心に考えておりますが、今言われたような、民間の施設も活用するということもまた考える必要があるかと思えます。災害もいろんな災害が想定されますので、また一つとして研究を進めてまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 教育委員会のほうに災害時の対応についてお伺いしたいと思うんですけども、今回、行政組織の切りかえによりまして幼児支援課がすべて巢南庁舎に行きました。そうなれば、幼稚園、保育園、そして教育センター等の新たに施設の管理がふえたのが9施設あります。全体的に瑞穂市の行政組織の中ですごく巢南のほうに集中的に業務が集中し、また先ほど言いました補助職員については、教育委員会の所管の補助職員は256名の中に222名がございます。そうした中で含めて、最終的に今言っているこの質問の中の災害時の緊急速報なり、

あるいは土・日休みで月曜日の休校する場合、あるいは不審者情報等の、これから新たに、オウムの事件であれば瑞浪みたいなことで、今後、ある程度市民の情報をやっぱり出すことによって非常に安心・安全なまちづくりもできると思います。今言っているメールの現状と、今後新たに保育園も管理に入ってきますけれども、そこら辺の災害時、あるいは不審者情報等についての現状を含めて、将来どのような考え方を持っているか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、瑞穂市内のすべての小・中学校につきましては緊急メール配信システムを運用しております。市全体では大体約96%の方が登録されているという状況です。登録されていない方には機会があるごとに登録のお願いをしておりますが、また、登録されていない方には、その都度、電話連絡をしております。場合によっては電話連絡とメール配信を併用しているというのが現状です。

そのメール配信は、次のような場合に行っております。先ほど議員が言われたように、不審者の対応、災害対応、それから学級閉鎖、夏休みのプールの中止連絡、下校時刻の変更、インフルエンザ予防、PTA行事のお知らせ、宿泊研修等校外学習の情報などです。台風等で学校待機の必要がある場合や、給食を食べずに下校する場合など、対応にばらつきがないよう市教育委員会として指示を出すこともあります。

先ほどの、災害のときに、組織が大きくなって、それをどういうふうに周知するかということなんですけれども、現在の各小・中学校が行っております一斉配信システムを基本的には運用するところなんですけれども、もともとメールの一斉配信システムというのは校区内の情報を得たい保護者の希望で保護者会が行っているものです。配信する内容や運用の仕方もさまざまで、それぞれの校区に最も適した運用がされているのが現状です。

そういうことから、新たな方法というのは今のところ考えておりませんが、災害時を想定した場合には、防災行政無線があるわけですので、例えば今、教育委員会関係で児童・生徒、それから園児等で6,000人強の子供たちがいて、その親を含めると3倍いるわけですね。それをメールということになりますと、すべての人が登録をしていただかないと情報が行かない。それよりは、防災行政無線で一斉に連絡をさせていただいたほうが瑞穂市在住の方についてはすべて連絡が行くということで、こういう場合には防災行政無線の活用が適当ではないかということをおもっております。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 確かに各校下ごとにPTAの負担により、要するに各校下ごとにメールの管理をしておると思うんですけれども、先ほどの質問の中に、保育園が10園ふえました。

それは従来どおりの、失礼ですけれども、昔ながらの要するに先生が電話したりでずうっとやっていると、現状にその報告はなかったもんで。

私の提案としては、教育長の権限の中で、一斉に不審者情報、あるいは犯罪探し、あるいは災害情報について、要するに総務課所管の防災行政無線の情報は一方的に流すんですけれども、もちろん流す方法については幾つかあるんですけれども、今後いろんな情報をやっぱり共有することが一番重要だと思います。その中で、各所管の施設の、今、小・中学校10校、そして保育所、教育センター等を含めると9園で、19の園と小・中学校、その20ぐらいの施設の管理をしてみえますので、従来どおりの方法じゃなくて、やっぱり新しい方法を、頭の切りかえですね。従来どおりもいいんですけど、どんどんどんどん人口がふえていく中で、やっぱりその対策をお願いしたいと思うんです。

それにはどうしたらいいかといったら、今、防災無線とか、あるいはFMわっちとか、いろいろとメールもあるんですけれども、やっぱり教育長名で出せるメールですね、それを一遍検討をお願いしたいと思うんです。やっぱり大きな施設、児童・生徒、保護者も全部所管している大変な仕事の業務の教育長ですけれども、そこら辺、新しい方法の要するに提案をしますので、どのように考えているか。そこら辺を、教育次長でもいいんですが、回答をお願いしたいと思います。従来の方法じゃなくて、別の方法で何かもっと情報を伝えていくという方法で考えられないか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 今議員が言われるメールの一斉通信ということなんですけれども、こうしたシステムを導入するには、実際に情報を受ける保護者がどこまで必要と考えているのか、個人情報の方が今より安全に保護されるのか、運用面で不都合が生じないか、いろいろ問題があると思いますので、そういうことについてはよく現場の声を聞く必要があると考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 非常に教育総務課、あるいは生涯学習、あるいは幼児支援課等の課もいろいろとございますので、だれが指令を出すか、だれが今後出すかということも含めて、今後十分その方法論を、今以上にやっぱり組織も大きくなり、保護者もふえている、園児もふえているということですので、そこら辺、しっかり総務課の情報の共有化、使用の共有化を含めて今後十分検討をお願いしたいと思います。

最後に総務部長、その辺の教育委員会と総務課との絡みですけれども、今後どのように受けていくか確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） どちらにしても非常に人命にかかわることが多くございますので、連携を密にして情報を流したいと思っております。多くの方がもうホームページを見られることができると思います、インターネットの。情報を的確にホームページで流せるように努力するというのが必要ではないかと思っております。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 非常に質問の内容が雑駁な質問であったもので、教育次長、大変答弁に迷って見えると思うんですけれども、今後、教育総務、そして生涯学習、幼児支援課、そして各保育園、小学校、中学校の各保護者会、PTAと連携をとりながら、出すほう、あるいは受ける側との十分連携をとりながら、現状の伝達方法じゃなくて、別の方法で今後とも検討をお願いし、また防災行政無線で言えば総務のほうの所管になりますので、あくまでも相互共有の連絡を今以上に密にお願いして、質問にかえさせていただきます。

最後になりますけれども、防犯・交通安全対策基金条例設置について。

瑞穂市は、犯罪、交通事故が多い。そのため、市民が願っているのは安心・安全なまちづくりであります。防犯・交通安全対策基金条例を設け、市民から寄附を募って、防犯カメラの設置と夜間反射灯等の設置費用に充ててはどうかと思います。

さきに通告してございます、3つございますので、一括して質問します。

防犯・交通安全対策基金条例設置について、安全対策基金の受け皿の設置について、3番、市民から寄附を募る方法についてお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 安全・安心なまちづくりということで、きのうの第1番目の小川議員さんからの質問もございましたし、最後がこの若園さんからの同じような質問でございますけれども、本当に市民が願うのは、やっぱり安心して過ごせるまちだと思います。

ことしの2月、防犯カメラを穂積駅に10台ほどつけさせていただいたわけでございますが、これで随分安心になったわといういろんな御意見もいただくわけでございますけれども、その中で、ぜひカメラを設置したらどうかと。それから街路灯を設置したらどうかということで、基金の条例を設けてはどうかという御意見だろうと思います。

そして、非常に財源が厳しい折ですので、市民の皆さんから御寄附をいただいております、これは非常に前向きですばらしいアイデアだと思っております。東京都が先般、尖閣列島等の関係で寄附を集められるとか、そうした事業がありましたけれども、やっぱり瑞穂市のシンボルとか、おもしろいモニュメントを建設するというときがあれば、こうした寄附を募ってやるということも非常におもしろいのではないかと考えております。ですので、新しい基金条例をつくって、その中で集めるということも必要かとは思いますが。ただ、私ども職員のいろ

んな意見を聞いたところ、防犯カメラや街路灯をどこでどのように使うのかははっきりしないと、なかなか、いざとなったら寄附はもらえんのかなということの意見もたくさんありました。

とりあえず私ども、ふるさと応援寄附条例が今あるわけですが、その中には安全で快適なまちづくりを行うという事業名がございます。それで、ふるさと納税のPRが少し他市町に住んでみえる方の寄附を募るといったイメージが強過ぎたわけですが、もう多くの市町では将来のまちづくりのために寄附をしてくださいという感じでPRを進めております。少しPRの方法を変えて、今のこのまちづくり応援寄附金の中でまた皆さんの寄附を募りがてら、安全で安心なまちづくりの事業として具現化をしてはどうかと考えております。ですので、議員さんから御寄附をいただくわけにはいきませんので、ぜひそうしたPRをした折には、また御寄附をお願いしたいと思います。これにつきましては企画財政課のほうで担当していただけたと思います。

それから、安全なまちということであって、そうしたら自分たちは何ができるかということも少し考えてみますと、やっぱり地域でのあいさつ、声かけ運動、戸締まり、家の周りの樹木の管理、塀の工夫、とにかく家の周りでの見通しをきちんと確保するということが基本ではないかと考えます。また、市でできることは何だと考えてみると、やっぱり街路灯の整備とか、今の防犯カメラの設置というのも必要だろうと思いますし、街路や公園の整備、樹木の管理、それからやっぱり見通しのよい、やっぱりきれいなまちや空間をつくることによって、犯罪が少しでも防げるのではないかと考えております。ぜひまた皆さんのお知恵をいただきがてら、安全で安心なまちづくりができるように、みんなで工夫していきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 今、答弁の中に尖閣諸島の話が出たんですけれども、東京都においては尖閣諸島については10億円ぐらいの寄附があったということを聞いています。瑞穂市において市民から尖閣諸島、あるいは寄附についてのお尋ねがあったかどうか、ちょっと確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 実を言いますと、私どもの窓口へ、寄附をしたいんだけど、どのようにしたらいいだろうかというお尋ねがありました。私ども東京都のホームページをすぐ出しまして、お客様に、こういうふうにして手続をしたらどうでしょうかということで御相談をさせていただいたところでございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） お尋ねがあったということですが、多分、10万や100万じゃないと思いますね。1,000万か5,000万か1億か、そこまでは言いませんけど、そこら辺、やっぱりそういう浄財が瑞穂市の中であるということは、そういう認識は受けとめました。

私が今回質問・提案したのは、非常に市長も頑張っていて、要するに瓦れきとか原発に努力してみえる中で、やっぱり安心・安全なまちづくりを行政もやっている。けども、市民の中には尖閣諸島に寄附したいという志の人が見えるということで、私個人にしても、やっぱり今以上に防犯カメラとか反射鏡、本当に失礼ですけど、議員の立場ですけど、1万円なり5万円なり10万円というような、別の方法で、やっぱり気持ちをその市民が持つことが僕は一番大事だと思って、今回この6月定例会の3番目にこのように提案したわけでございます。

そうした中で、やはり東北の震災のときには募金、募金とみんな募金箱を置いたんですけども、継続性を持たせるために、今回、行政もそういう防犯カメラ、あるいはテーマを決めて今以上に安全まちづくりを市長は進めておると。そうなったら、市民もやっぱりそのような形で、防犯箱を設けるとか、あるいは今言っているPRですね、うまく今後活用することがやっぱり浄財が上がってくると思うんですね、僕の気持ちとしては。だから、元気なぎふ応援基金というのを岐阜市もやっているんですけども、まねする必要はないんですけど、やっぱりそういうように元気な瑞穂市応援基金という、ふるさと納税の要するに条例があるなら、ちょっと項目を変えて、易しい言葉、女性でも子供さんでもわかりやすい言葉で寄附を募る気持ちを僕はやっぱり出してほしいと思うんですね。そういうことで、企業努力じゃなくて、総務部長努力でどんどんどんどんお願いしたいということを提案したいと思います。

現在の瑞穂市のふるさと応援寄附金ですけども、年度ごとにはどのように基金が積み立てられているか。今、PRはしていないんですけども、どのような寄附金があるか、ちょっと企画部長にお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ふるさと応援寄附金でございますが、平成20年度に13万円、平成21年度に15万5,000円、平成22年度には26万円、平成23年度には20万円となっております、合計で74万5,000円となっております。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 東北地震においては地元自治会においても志をお願いしたいという、非常に幅広い心というか、要するにそういう社協なり執行部のほうで一応地元のほうにございましたんですけども、やはり最近非常にこういうような、オウムの問題とか、あるいは瑞浪市の問題を含めて、やっぱり自分の近くは、もし何か起きたらやっぱり何か対策したいという

気持ちが今わいておると思うんですね。今回ああいう事件の中で、警察の方々も頑張っているんですけども、やっぱり防犯カメラの威力、そして、きのうも小川議員さんが言ってみえたように、非常に交通事故が多いということで、警察力プラス市民協力が一番必要だと思うんですね。教育委員会も再度もう一回、災害時等のも含めていろいろと今後詰めていくことが非常に大事だと思いますので、もう一度総務部長、取り組みについて、僕は僕なりの提案をしたんですけども、総務部長、市長代理でちょっとよろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） やっぱりみんなの気持ちは、安心できるまちづくりでございます。いろんなきょうは夢もいただきました。瑞穂市の市民憲章第5章「夢をはぐくみ希望に満ちた幸せなまちをつくりまします」と書いてありますけれども、この市民憲章、日がたつにつれて、本当にすばらしい市民憲章だと考えております。一つ一つの項目をもう一度心に刻んで、みんなですばらしいまちをつくっていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 3つの質問をさせてもらったんですけども、1番については、非常に人事管理、部下、職員の希望を聞きながら適正な人事管理をしてみえるんですけど、今以上に管理するためには、管理職がそのデータを整理し、最終的には副市長の人事管理で今後ともお願いし、もちろんどんどん、これからやっぱり民間企業のそういう企業精神で、しっかり瑞穂市のために職員が働くような形で職場づくりをお願いしたいと思います。

2番目の災害情報等のメールについても、いろいろと携帯電話、あるいは防災無線、あるいはFMわっちということで情報通信網があるんですけども、再度また、皆さんの情報を流し、そして市民の情報を得ながら、市民と執行部が両輪のように動くように今後とも努力なり切磋琢磨をよろしくお願いしたいと思います。

最後の防犯・交通安全基金については、今以上にやっぱりそういう浄財、あるいは市民は非常に安心・安全なまちづくりについて要望等、あるいはそのようなことで考えていますので、答弁の中で、行政事務は非常に多いんですけども、一個一個やっぱり課題を持ちながら、それを整理しながら一個一個行政事務の推進をお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、15番 若園五朗君の質問は終わります。

これで一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、傍聴の皆様方、早朝から大変御苦労さんでございました。ありがとうございました。

散会 午後6時28分